

名古屋市緑区鳴海町

徳重西部土地区画整理事業予定地内所在

埋蔵文化財発掘調査報告

〔本編〕

1976

名古屋市教育委員会

名古屋市緑区鳴海町  
徳重西部土地区画整理事業予定地内所在  
**埋蔵文化財発掘調査報告**  
〔本編〕



1976

名古屋市教育委員会

## 序

名古屋市の東部丘陵地一帯は、宅地造成工事が近年急速に進みつつあり、文化財、ことに埋蔵文化財の保護について憂慮すべき事態が各所で発生しています。

昭和48年に、日本住宅公団名古屋支社より、鳴海丘陵で宅地開発行為を計画している旨の連絡と、あわせて予定地域内に点在する遺跡の取り扱いについて相談を受け、文化庁、愛知県教育委員会と協議を重ねてきたところであります。

本市教育委員会としては、埋蔵文化財が工事区域内に含まれる場合には原則として工区から除外するか縁地帶として保存を計るよう指導していますが、今回については、現状調査を通して記録保存をするのが最善の方法と判断し、調査費の全額を公団側負担のもとに発掘調査を実施したわけです。

調査にあたっては、様々な専門機関・先生諸氏の有形、無形の援助を得、遅滞なく終了させることができました。

発掘調査の一段を画すべく、本書を上梓したわけですが、本書には調査に専従した調査員各位の斬新な考え方、方法論などが随所に見受けられ、これから古窯跡発掘調査方法のあり方を示唆した極めて重要な文献になるものと自負しています。

全国的にも著名な築山山西南麓古窯跡群解明の一役を荷えればと思って本書の序にかえます。

昭和51年3月

名古屋市教育委員会

教育長 日比野暁美

## 例　　言

- 1 本書は、日本住宅公団中部支社から調査委託を受け、名古屋市教育委員会が調査主体者となって実施した、名古屋市緑区鳴海町徳重西部土地区画整理事業予定地内に所在した古窯跡7基の発掘調査報告書である。
- 2 調査は、昭和49年4月から51年3月までの2カ年を費し、初年度発掘調査、最終年度遺物整理及び報告書刊行の計画のもとに推し進めた。
- 3 発掘調査及び報告書作成にあたっては、名古屋大学文学部研究室橋崎彰一助教授並びに大參義一氏の指導助言を得、文化課主事井上光夫が発掘担当者となり、同課嘱託小島一夫・猪俣周・岡本俊朗が専従し、調査員として野口泰子・水谷栄太郎・中島隆・土木典生の参加を得、遺物収集及び図版作成には、寺口の協力を得た。
- 4 発掘及び遺物水洗作業には、鳴海町平手・区政協力委員長児頭朝一氏等の協力を得た。
- 5 本書を成すにあたっては、愛知県教育委員会文化財課柴垣勇夫・伊藤稔・愛知県商工部陶磁器資料館建設準備係浅田員由・堀尾真行、名古屋大学文学部考古学研究室学生堀淳一郎、名古屋考古学会員松岡浩らの諸氏の援助を得た。
- 6 本書の執筆は、小島・井上・猪俣・岡本の共同討議のうえ草案を作成し、小島・井上がまとめあげたものである。従って、本文論述はすべてこの4名の責任のもとにある。
- 7 航空写真の撮影に関しては、中部電力株式会社知多電力所の協力を得た。
- 8 遺物写真の撮影は、奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部井上直夫氏の手をわざわせるとともに、猪俣がこれを補した。
- 9 古窯跡分布図の作成及び窯名再整理作業は岡本が主としてあたり、南山大学学生福岡晃彦・小菅朱美・熊田敦子の諸君の援助を得た。
- 10 調査した古窯名は、従来「秉教2号窯」「黒石第1古窯跡群」「秉教3号窯」となっていたが、本文記述は、「秉教2号窯」をNJA-2、「黒石第1古窯跡群」及び「秉教3号窯」をNKI-1群A~F群として記載した。なお、再整理に基づく新呼称名は本文を参照せられたい。
- 11 本編及び図録で用いた海拔絶対高は名古屋港工事用基本水平面(N.P.)、方位Nは、真北(北 $6^{\circ}20'E$ )である。

## 目 次

第1章	調査に至る経過 .....	1
第2章	地理的環境 .....	5
第1節	位置と地形 .....	5
第2節	鳴海地区の再整理 .....	6
	調査略史及び問題点の指摘 .....	6
	地区の設定 .....	7
	窯名の再整理 .....	9
第3節	古窯の分布とその展開 .....	11
第3章	NJA-2号窯発掘調査の経過 .....	25
第4章	遺 構 .....	28
	1 煙道部 .....	28
	2 燃成室 .....	29
	3 燃焼室及び焚口 .....	30
	4 前庭部その他 .....	31
	5 灰 原 .....	32
第5章	遺 物 .....	34
第1節	須恵器系統各器種 .....	34
	1 杯 .....	34
	2 蒸 .....	37
	3 短頸壺 .....	38
	4 盤 .....	39
	5 高 鏊 .....	40
	6 壺 .....	41
	7鉢・飴 .....	41
	8 蓋 等 .....	42
第2節	灰釉陶器各器種 .....	43

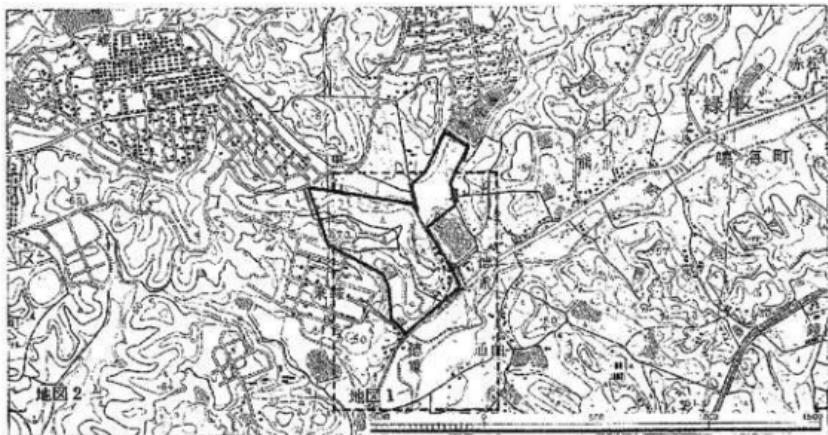
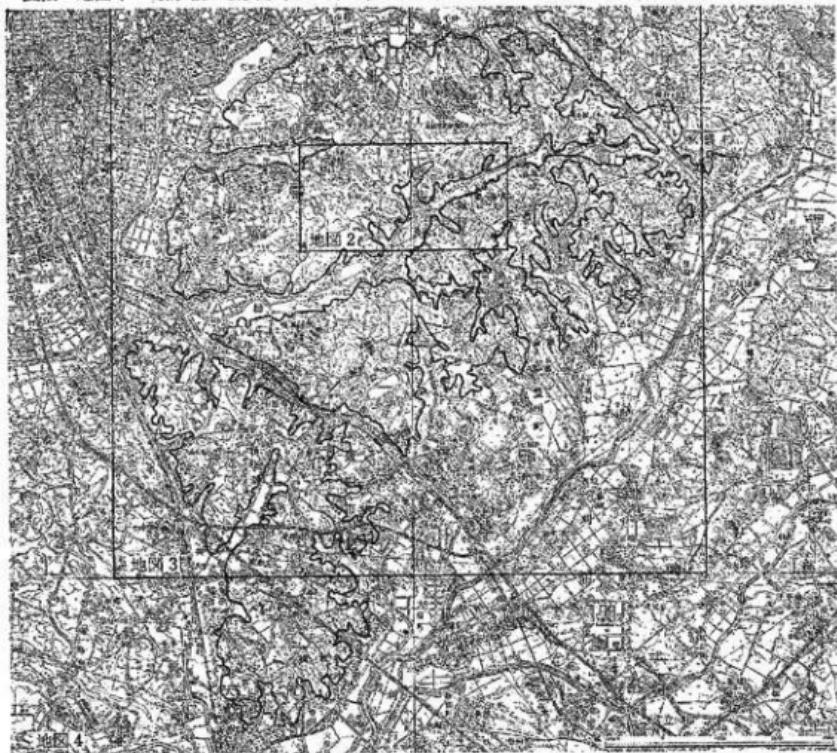
1	長頸瓶	43
2	双耳瓶	45
3	淨瓶・水瓶	46
4	茶壺	46
5	鉢	47
6	碗	47
7	特殊品	47
8	各種窯道具	49
<b>第6章</b>	<b>小 結</b>	<b>52</b>
<b>第7章</b>	<b>NKI-1群発掘調査の経過</b>	<b>63</b>
<b>第8章</b>	<b>遺 構</b>	<b>68</b>
1	A 窯	69
2	B 窯	72
3	C 窯	76
4	D 窯	79
5	E 窯	82
6	F 窯	84
<b>第9章</b>	<b>遺 物</b>	<b>89</b>
1	A 窯	89
2	B 窯	90
3	C 窯	91
4	D 窯	94
5	E 窯	95
6	F 窯	95
7	各窯間の遺物	96
8	県台帳4225番窯跡探査の遺物	97
<b>第10章</b>	<b>小 結</b>	<b>98</b>

### 引用参考文献

本報文中において引用ないし参考にした文献のうち、その頻度の高いものについてはここに列記し、本文中においてはその番号で示すことにした。例えば文Xの如くである。

- |    |    |                    |       |           |          |
|----|----|--------------------|-------|-----------|----------|
| 文献 | 1  | 「猿投山西南麓古窯址群」       | 柄崎彰一  | 愛知県教育委員会  | 1956~'59 |
|    | 2  | 『知多古窯址群』           | 同     | 同         | 1960~'62 |
|    | 3  | 『猿投窯』陶器全集31        | 同     | 平凡社       | 1966     |
|    | 4  | 『三彩、縁輪、灰釉』陶磁大系5    | 同     | 同         | 1973     |
|    | 5  | 『日本の陶磁—古代中世篇』      | 同     | 中央公論美術出版社 | 1974     |
|    | 6  | 『愛知県遺跡地図』          |       | 愛知県教育委員会  | 1972     |
|    | 7  | 『豊川用水路関係遺跡調査報告』    |       | 同         | 1965     |
|    | 8  | 『渥美半島埋蔵文化財調査報告』    |       | 同         | 1966     |
|    | 9  | 『知多半島道路埋蔵文化財調査報告』  |       | 同         | 1969     |
|    | 10 | 『堀切廻古窯址』八幡町史資料第6集  |       | 知多郡八幡町公民館 | 1962     |
|    | 11 | 『栄駅第1号窯址』          | 広瀬栄一他 | 白菊古文化研究所  | 1969     |
|    | 12 | 『H-101号窯跡発掘調査報告』   |       | 名古屋市教育委員会 | 1973     |
|    | 13 | 『御影町古窯跡群発掘調査報告』    |       | 同         | 1974     |
|    | 14 | 『NKI-34号古窯跡発掘調査報告』 |       | 同         | 1975     |

上段 地図4 噴火地区地形図 (1:100,000)・下段 地図2 区画整理事業区域 (1:25,000)



地図1 古黒跡付近地形図(1:5,000)



## 第1章 調査に至る経過

昭和47年12月、日本住宅公団名古屋支所（現中部支社）宅地開発部企画用地課から緑区鳴海町黒石から昭和区平針（現天白区平針）地区にかけて団地造成を計画中であるが、当該地区に遺跡等の存在が予測され、文化財保護法にもとづく措置をどうとつたらよいかとの相談が初めて本市教育委員会へもたらされた。

遺跡地図等で、公団が計画している区域内を照合してみると、計画区域内には10カ所の古窯跡が存在することが判明した。

公団側には、遺跡の所在する個所と遺跡の性格等を話すとともに、実施計画の段階では、文化財の保存に慎重に取り組まれるよう要請したところであった。

昭和48年に入ると、この計画もやや具体化の兆しを見せはじめたため、公団側と改めて打合せを開き、遺跡の保存について前向きに扱うよう要望するとともに、区域内に存在する古窯跡の正確な位置を提示し、分布調査の必要性を申し入れ、同調査については行政当局の責任のもとで進める旨言明し、調査にあたっての協力を依頼し、この調査結果を9月末までに連絡することにした。

分布調査については、昭和48年9月14日、名古屋大学文学部考古学研究室の学生諸君の応援を得て、計画区域 26.7ヘクタールの丘陵中を踏査し、これまでに判明している古窯跡以外には遺跡が存在しないことを確認し、灰釉窯1基、山茶碗窯6基の合計7基3地点が当該地域内に遺存することを公団側に連絡した。

この調査と前後する時期には、愛知県教育委員会へ開発計画の進展状況及び遺跡の保護について数度の打合せを実施し、その措置方に遺漏のないよう努めた。

公団側から事業計画の概要を聽取する一方、現地調査の結果を検討し、本市教育委員会としては、十分な調査体制がとれる場合に限り記録保存を前提とする発掘調査を実施せざるを得ないと結論を下し、以後事務レベルで公団側と交渉して行く方針をたて、文化庁及び県教育委員会へこの旨を連絡し、その指示をあおぐことにした。

県教育委員会との協議でも、現状及びその残存状況から事前調査を実施し、記録にとどめることが妥当との結論に達し、公団側に対して早急に文化庁と協議をするよう要請した。

11月にはいり、発掘調査を実施し、重要な遺構が発見された場合には保存について留意することなどをその主旨とした協議解答書が文化庁より届いた。

昭和48年11月14日付で、この協議解答書にもとづき日本住宅公団名古屋支所長名で本市教育委員会宛、発掘調査依頼が正式に提出されたので、本市もこの仕事を受領することとし、49年度当初予算編成にあたって歳入及び歳出予算を計上した。

その後事務レベルでの折衝を経て、公団との覚書及び契約書などの案文作成を急ぎ昭和49年度当初より本事業を推進できるよう努力を重ねた。

事業は、昭和49年4月1日から昭和51年3月31日までの2カ年に亘って行なうこととし、初年度は発掘調査を主とし、次年度に遺物整理及び報告書の作成にあてるることをその主内容とした契約を締結し、本事業がスタートすることになった。各年次における調査計画は以下のとおりである。

#### 昭和49年度

49年4～5月	予備調査（現地踏査及び試掘）
6～7月	現地踏査結果検討、表探資料等整理
8月	発掘調査計画立案作成
9～10月	発掘作業準備
50年11～1月	発掘調査
50年2～3月	概要報告書作成

#### 昭和50年度

4～	資料整理及び原稿作成
51年3月	報告書印刷刊行

このような計画の下に、契約締結後ただちに具体的な調査日程についての立案検討に入った。

これについてはまず、前年度の予備踏査によって計画区域内に遺存することが確認された3ヶ所計7基の古窯を、周辺地域の古窯跡との関連の上で理解・記録することが必然であって、そのためには前年度踏査に全く遗漏がないことを確認しなければな

らないと認識した。そこで前年度踏査の結果には全くとらわれない白紙の立場から、再度計画対象地域約26.7haとその周辺の分布調査・地域住民からの聞き取りを行うことにし、猪俣、岡本、野口の3人がこれにあたった。

この結果、愛知県遺跡分布図に記載された4208乗鞍第2号窯(NJA-2号)、4225乗鞍第5号窯、4226乗鞍第3号窯、4227黒石第1古窯群(NKI-1群)の4ヶ所に相当する地点で古窯の存在、あるいは遺物の散布を認めたが、このうち4225周辺においては窯体、あるいは灰原の存在を認めることができないで、既に造成され終った法面、残された自然地形中、乗鞍池に向けて下る東側傾斜面などに所謂山茶碗の破片が散布している事を確認したのみである。造成平坦面の雨水流路等にも遺物が散見する様相からみて、新鳴子団地の造成に際して未調査のまま破壊されたものと考えられる。

この4225地点を除く3ヶ所における古窯遺存の確認は前年度の踏査所見に合致し、2度にわたる踏査ではほぼ全域の遺跡分布状況は確定したが、なおこのほか2ヶ所において自然地形の崩壊個所に1～2片程度の所謂山茶碗片を探集した。しかしこれらの地点はその周辺をも含めて特に念入りに踏査したもの、全く窯体、灰原等を認めなかったので、遺跡とは認定しない。また計画地域の東北方に張り出した田地を中心とする字神沢地内には遺跡の存在は全く認められなかった。

以上の踏査に基づいて最終的に調査を行うことに決定した3ヶ所の踏査時点における状況は以下の如くである。即ち

4208NJA-2号は乗鞍池・大日池の存する谷の東側に南に向けて張り出した尾根の先端西側斜面・松・櫟・猛宗竹等からなる雜木林中に株抜き取り跡か、あるいは盜掘坑があって遺物が散乱し、また西側大日池畔の斜面裾を農業用水路がたち切って開かれており、この断面観察からも厚い灰層が存在することを確認し、西側へ焚口を向けた窯体と広い灰原の遺存を想定した。

4226は計画対象区域中、字黒石・乗鞍側を東西に走る分水嶺の南側崩壊斜面に窯体を露呈していた。地山の崩壊によって赤く焼けた土砂を下方に流出、堆積させ、あるいは灰原が遺存するかと思われた。この周辺の南側斜面はここに念入りに踏査したが、他に遺物等の散布は認められず、1基のみ単独に存することを知った。

4227NKI-1群はこの4226の存する尾根の北側崩壊斜面中に確認した。1基は盜掘を

受けて窯体を現わしていて確認され、またこの斜面裾を切断した切通し面中の2ヶ所に馬爪形焼台と遺物の集中的散布がみられた。更に当該地点の西端、分水嶺に直交する大きな切通しの東側斜面にも遺物が多量に集中して存することを認めた。これらから広い範囲に亘って複数基の存在が考えられたが、灰原と思われる集中的遺物の存在と、窯壁上端と思われる赤く焼けた土の確認から計5基の古窯を想定した。また窯体を現わしている東端の1基のさらに東側、および西端切通しのさらに西側を特に念入りに踏査したが遺物の散布等は認められず、5基で1群をなすものと考えた。

なお次章に明らかにした如く、本報告を機会に鳴海地区における古窯分布の実態を徹底的にあらいなおし、ことに各報告者によってまちまちの窯名呼称を統合する作業を行なったために、本報告の3ヶ所計7基の古窯も新しい呼称を有することになったが、とりあえず報文中においては以前我々がかかる再整理に対する志向性を明らかにした際に採用した命名法に従った呼称をもって記することにした。このために4208乗鞍第2号窯はNJA-2号窯、4227黒石第1古窯址群はNKI-1群とし、南側に唯一基存する4226は特にNKI-1群との区別の必要を認めなかつたので合せて1群として認識し、以後北側斜面の5基を東側からNKI-1群A～E窯、4226を同群F窯とした。

結局この2カ所計7基の古窯について発掘調査を実施することにして、更に具体的な計画と準備に入った。

なお4225については松岡氏の整理によれば乗鞍第4号窯、同5号窯として2基記載され、前者は南北朝～室町時代前期、後者は平安時代後期の灰釉陶器焼成窯であつて、我々の表探資料とはいずれも時期を異にする。従って当該地点には時期の異なる最低3基以上の古窯が存在したものと推定されるが、そのことごとくが既に破壊滅失している。

注1 この件に関する記述は既に'75小島・井上 文獻14に指摘し、ある程度の方向性を示したことがある。

## 第2章 地理的環境

### 第1節 位置と地形

名古屋市の東部から南部にかけては、砂・シルト・礫などをその基盤層とする標高50m内外の低丘陵地帯が広がっており、これらの丘陵地は大別して東方より順に、庄内川・矢田川に挟まれた守山区一帯の丘陵、矢田川・植田川に挟まれた千種区、昭和区、名東区一帯の丘陵、植田川・天白川に挟まれた天白区一帯の丘陵、天白川・境川に挟まれた緑区一帯の丘陵地という五つの大きな支丘群によって構成されている。

これらの丘陵地の西南端は、沖積沃野と接し、東北方へ延び豊田市西部方面で一塊となり、標高629mの猿投山へと連続し、やがて北設楽の山塊に連なっている。また一番南端に位置する緑区一帯の丘陵地は南へと延び、豊明市、東海市などの丘陵地と一体となりながら、知多半島の基部を形成している。

丘陵はさらに小河川によって開析、分断され、丘陵間に巾狭な谷底平野を有する複雑に入り組んだ地形を呈する。

今回報告する地域は、これらの丘陵地帯のうちでも南に偏した緑区一帯の丘陵地で、古くから「鳴海丘陵」と呼称されている山地性丘陵の内に含まれている。

この天白川・境川に挟まれた丘陵は、さらに緑区鳴海町白土付近を谷頭とし、鳴海町坊主山・相原郷を結ぶ線をほぼその谷尻とする西南西に開く大きな谷によって二分されている。この谷の略中央部には、扇川が流れている。

鳴海徳重地区は、この大きな開析谷の北側にあたり、名古屋鉄道名古屋本線「鳴海駅」から東北へ直線距離にして約5km、県道「鳴海白土線」に添った徳重の集落の西端一帯を指す。

この付近では、開析谷に面した北側の丘陵は、北西から南東へと伸び、大小の開析谷が入り込んでいる。丘陵の北東斜面は北から南へ向かって開析されており、この開析谷を堰止めて、神沢池・要池の溜池が造られている。

丘陵の西南側は、大日池付近を谷尻とし、乗鞍池付近を谷頭とする小支谷が入り込んでいる。

古窯跡は、この二つの谷によって狭まれた丘陵斜面に構築されている。

この付近一帯の地質は、新第3紀鮮新世、矢田川累層とされており、その組成は、シルト・砂・粗砂・礫などからなっている。矢田川累層上部は一般に「猪高相」と呼称されている。

NJA-2号窯は、このうち、大日池に面する舌状に張り出した丘陵南西斜面に独立して築造されており、竹林にマツ・トチなどを混じえる雜木林に覆われた標高30m付近に窯体を有していた。腐植土壌下は、砂及びシルトの互層となっている。

一方、NKI-1群窯跡は、NJA-2号窯から連続する丘陵を更に北西へ直線距離にして約500m程登り切った開析谷の谷頭付近の丘陵中腹南斜面に1基(F窯)、稜線を越えた北斜面に5基(A~E窯)築造されている。

この周辺の丘陵は、斜面の自然崩壊が著しく、露呈した地山面が雨水等により断面V字形に抉り取られるほど崩壊性に富んでおり、矮小な松などがわずかに生育している。

NJA-2号窯、NKI-1群が位置する丘陵は、全体に腐植土の堆積がほとんどなく、直接矢田川累層上部の砂礫層が地表面を被っているため、地味が悪く、瘦畠として土地利用されているに過ぎない。

## 第2節 鳴海地区の再整理

文1、2、5、6

### 調査略史及び問題点の指摘

猿投山西南麓に展開した古代中世の窯業地帯は、愛知用水造成工事に先駆けて組織的、継続的な分布調査が実施されるに及んで、昭和30年度より始めてその全容が明らかにされ始め、研究者のあいだでにわかに注目されるところとなった。  
文1

橋崎'56では、古窯跡の分布状況、特に古窯跡が集中的に発見される地域を群として捉えようとする問題意識のもとに、その地域を代表する字名などを用いて五つの大きな地区(東山—H・岩崎—I・折戸—O・鳴海—N・黒笠—K)を認識し、この地区毎に発見順に窯名及び通音を付し、それぞれの地区で完結させるようにした。

この五地区の設定については、それ以降の調査・研究に果した役割は極めて大きく、その歴史的意義と認識の志向性は高く評価されてよい。

しかしながら、これまでほぼ慣例のようにこの五地区設定にもとづいた窯名呼称が

用いられているが、横崎'56～'59の報告では、例えば折戸地区と鳴海地区的区別、根拠が明確になされなかったため、O番とN番が同一斜面に存在するというような結果が生じ、設定地区内における窓名などが極めて曖昧な状況におかれている。

また、この報告以後、宅地開発が進み、民間研究者の精力的な踏査と相俟って、発見される古窓の数も増大し、この間、整然とした窓名呼称の基準が不在のまま、発見者あるいは研究者各人によって様々な命名がなされ、今日では同一窓を指して幾通りもの呼び方ができてしまっている例も少なくない。

横崎'56～'59で行われた分布調査の整理方法では、今日においてかなりの不都合と混乱をきたしているといえよう。この欠陥は次の2点に要約できる。即ち、①地区設定の範囲(範囲)に根拠がない。②時代区分への志向性、地域的まとまりの認識欠落である。

この点に問題意識を持ったのが松岡であり(松岡'71)、窓名呼称の合理的再整理を試みている。しかし、この時点では、近在小字名を冠して再統合するというレベルだけにとどまっているため、先の課題は克服されなかった。

こうした状況のなかで、愛知県教育委員会によって第2次の遺跡分布調査が全県下に亘って実施されたが(県教委'72)<sup>文6</sup>、この調査が地点の確認だけに終始したため、問題は解決せず、むしろこの調査によって再度古窓名称が変化し、混乱の一層の拍車をかける結果となってしまった。

このような状況のもとで、今回の発掘調査及び資料整理にあたる事になったため、我々は、やむを得ず、当初県台帳の番号を用い、後に未整理状態の従来の呼称を記号化していくことにした。(4208-采穀2号窓→NJA-2・3425-N-34号窓→NKI-34等)

こうした混乱に対する不満と問題意識は、我々と共に共通したものであったため、ここではすべての地区の境界明示と窓名再整理には言及しなかったが、今回は鳴海地区だけを取り上げて、より細かな地区設定の認識と根拠を提示し再整理を試みた。

近い将来においては、猿投山西南麓全域に亘る見直し作業と再整理に手をつける必要があり、既にその準備にとりかかっている。

#### 地区の設定

鳴海地区の見直し作業を進めるにあたっては、20万分の1地勢図「なごや」「とよ

はし」（国土地理院）で大局的な地域を確認し、局所的には2万分の1地形図（明治24年帝国陸地測量部作成）でその妥当性を確認するとともに、3万分の1地質構造図「名古屋周辺地質図」('69桑原 勝 編図)を用いて地域設定の根拠をより一層確実なものとした。

これによって北西は天白川、西は現在の東海道線が走る断層線、東南は塙川、東北は天白区赤池と東郷町傍示本からそれぞれ開析が進んで貫通した開析谷によって囲まれて分離、析出される山塊をあらたに『鳴海地区』と認識する。これによって四周の東山、岩崎、折戸、黒姫地区及び知多古窯跡群と区分するわけである。

西の境界を東海道線の走る断層線に求めたことは、これより以西で所謂古常滑が生産され、以東つまり大高、有松近傍には及んでいないことからも妥当であると考えたからである。又、赤池一傍示本ラインで折戸地区と区分するが、『鳴海地区』に入るO番は抹殺し、N番につけ替えることとする。

この作業によって、『鳴海地区』が従来に比して広大になることと、大きな開析谷によって更に丘陵が三つに分離可能になることが明らかになった。即ち、現在の東郷町和合から緑区白土、白土から現在の扇川によって開析された開析谷の北側の丘陵地帯（仮に鳴海丘陵—鳴海支丘と呼ぶ）、名鉄鳴海駅から豊明市へ抜ける開析谷の北東の丘陵（同、豊明支丘）、同じく西南の丘陵地帯（同、有松支丘）である。

こうして設定した『鳴海地区』に、明治24年作成の2万分の1地形図を用いて、最も古い分布調査である権崎'56～'59の分布図をプロットし、最も多く巷間に流布していると思われる県台帳'72の番号と照合し、更に各研究者の報告する資料で照合、補足していく。なお、明治24年版の地形図を用いたのは、現在の地形が、宅地造成工事などで大変に変更されて、築窯当初の様相がつかみにくくないと判断したからであり、あえて、現在の2万5千分の1、あるいは5万分の1の地形図を用いなかった。<sup>庄</sup>

如上にして、明治24年版の地形図に各窯を移し変えてみたところ、窯の分布に、東北方と西南方に大きく二つのまとまりを得た。

この二カ所に密に分布する窯は、前述した三つの支丘群によって時間的あるいは何らかのまとまりをもって分離されるのではなく、むしろ扇川の開析谷を挟んだ両側の丘陵斜面に同時期の古窯が点在することなどからすれば、この開析谷を挟んだ両岸の

群を分離することは適当ではないといえよう。つまり、山塊としてのまとまりを越えて窯が集中しているわけで、古窯跡の分布に際して地形が何ら制約とはなっていないことがいえる。

以上のような結果を踏まえ、我々は、『鳴海地区』を二つの支群から構成されるものと認識し、東北方の一群を『鳴海支群』（略称名N）<sup>1</sup>、西南方の一群を『有松支群』（同A）と呼称することにした。

注：図版の提示に際しては主として印刷技術の制約から現在の2万5千分の1の地図を用いざるを得なかった。

### 窯名の再整理

先にも述べてきたように、窯名については、研究者間でもその実体が掴みにくいため種々の弊害がみられる。ここでは、以上の作業を活かした方法で窯名の再整理を試み、各窯について統一的な名称を与えることにした。

窯名の命名にあたっては、時期の限定によるまとまり、山系あるいは水系によって群としてのまとまりを見せるか否か。また、窯名の表記をこれを受けたかたちで出来る得るのか。という観点にたって作業を進めてみた。

各窯の時代的配列については、灰釉陶器の出現する以前、I-50号窯式～N-32号窯式までの須恵器窯を奈良時代-100番台、灰釉陶器を混じえつつ須恵器を焼成する時期から、所謂灰釉陶器焼成全盛期を通じ、その終末と捉えられるO-53号窯式までを平安時代-200番台、それ以降の山茶碗窯を鎌倉時代-300番台とする三時期区分をもってなし、下二桁を各窯の個体番号=窯名とした。

これまでの窯名は、時期と地域に拘わりなく付されているが、例えばN-32号窯などは、標式窯として紀年用いられ、定着しているので、こういった名称を消すことはできないと考えた。また、山系、水系などの地形的な面で、群として認識でき得るか否かについては、（この場合の『群』とは、一定時期におけるまとまりをも含める）地上観察の上からは、まとまりを見せる個所がある一方でそうでない部分もある。

従って、『群』を窯名表記の中で活かすことは不可能と考え、「鳴海支群」（N）「有松支群」（A）について、先の三期区分に従って、三桁番号（上一桁=時期、下二桁

（個体番号）を付すことにして、二支群×三期で六とおりの01番から命名することになるが、鳴海文群奈良時代は、植崎'56～'59の命名を活かし、欠番を埋めるかたちで01番から、同平安時代もこの命名を活かし、若干の欠番を放置して51番から、他についてはすべて01番から若い番号を東北方から付していった。なお、A100番台は今のところない。また、時期の同定し得ない13基については、今回のネーミングを保留した。

この命名方法に従うと、今回発掘調査したNJA-2号窯はN-N265、NKI-1群はN-N315群となる。また、従来の編年体系の中で活かされているN-32号窯は、「N-N232」とする。

今回の再整理では、『鳴海地区』の設定と『鳴海文群』『有松文群』の析出、それぞれの文群毎による三桁番号表示を呈示したことになるが、本作業を通じて次の点が指摘できる。

- 1 現在までに確認し得る窯総数は、133個所154基であるが、確認されないまま破壊されたもの、今後発見される可能性をも含めれば、180個所200基内外から、本鳴海地区は構成されるものと推察できる。
- 2 窯は、両支群を通じて、地形的制約を越えて分布しており、そこに潜在する問題（例えば、土地領有関係によって窯の分布が左右されているのではないかなどの点）が今後の課題となるであろう。
- 3 奈良時代を遡る窯はいまのところ両支群を通じて存在しない。
- 4 有松文群には奈良時代の窯はいまのところ存在しない。
- 5 鳴海文群中の奈良時代の窯は少数であり、群在しないで点的に存在する。
- 6 平安時代の窯は、丘陵端に一基だけ独立して築かれ、二基以上の単位で並列することはない。
- 7 鳴海文群、有松文群の中間地域は、地形的、地質的にも差異を認め得ないにもかかわらず、平安時代窯2基、鎌倉時代窯1基の計3基しか存在しない。
- 8 逆に言えば、何文群を認めるにもかかわらず、両支群のどちらにも属さない焼成窯は3基存在する。
- 9 ドラマ時代中期において、鳴海文群では窯の分布が密となり、その数が増大するに至り、有松文群では、極めて僅かで、点在するにとどまり、しかも

新しい段階（平安後期）の窯ばかりである。

- 9 篠倉時代以降の所謂山茶碗窯は、集中して群をなす個所も見受けられる。
- 10 ○番との境をなす天白一傍示本を結ぶ開析谷の両側には、古窯跡の分布が多く見られ、鳴海・有松両支群と同様両側の窯は地形上の制約を越えて操業されていると解釈できる。今回は、この開析谷によって両地区を区分したが、それは人文的なかかわりが強いにも拘らず、地形的条件のもとで極めて無機的に区分せざるを得ないという結論に達したからである。

### 第3節 古窯の分布とその展開

前節でも述べたように、『鳴海地区』に分布する古窯跡は、総数133個所、154基を数える。このうち、奈良時代に所属するもの11基、平安時代のもの64基、平安以降鎌倉、室町時代に至る所謂山茶碗窯66基となるが、未発見のものなどを加えれば、200基以上になるものと推定できよう。

現在までのところ、古墳時代に属する古窯跡の発見はこの地区ではなされておらず、これまで我々が実際に確認した最古の段階の古窯跡は、天白区久方境根に存したNN-105（戸笠1号）、NN-139（N-39）、NN-112（N-12）などで、I-17号窯式の最も新しい段階か、C-2号窯式にかけての8世紀前半代の須恵器焼成窯であり、この時期の窯は、天白川、境川に挟まれた丘陵のうちでも北側に偏した地域に多く分布するようであり、天白川を越えた対岸の東山地区あるいは鳴海地区北部に隣接する岩崎地区との関係がより深いように思われる。

次の段階は、N-32号窯式に属する8世紀末～9世紀初頭にかけての古窯跡であるが、本地区においては、この標式窯となっているNN-232以外知見はない。

やがて9世紀中頃からは窯の数も増加し始め、NN-265（NJA-2号・乘鞍2号窯）、NN-234（NKI-34号）などの古窯跡が丘陵一帯に広がり始める。今回発掘したNN-265付近の分布状況を見てみると、本窯のすぐ西隣、小開析谷を挟んだ舌状に張り出した丘陵端にNN-266（乗鞍1号窯）、神沢池・要池を擁する開析谷の丘陵裾にNN-234（N-34）、NN-204（N-4）、NN-235（N-35）がある。また、丘陵東端の白

土付近には NN-230 (N-30) が、扇川を越えた北側の斜面には NN-269 (鶴ヶ沢古窯)、NN-271 (通曲 2 号) などが知られている。

これらの窯の位置する景観は、極めて類似性の強い立地条件を具備している。それは、丘陵斜面に 1 基だけ独立して築窯されていることで、決して 2 基以上並列して存することはない。このことは、黒笹地区において同時期あるいはそれに近い時期の窯が並列して築窯されている状況とはその様相を異にしている。この点については、第 6 章において少し述べたので、ここではその概要を記すにとどめた。

次の段階、所謂灰釉陶器最盛期の古窯は、黒笹地区に近い白土付近に集中している。NN-245 (N-45) のように縦軸陶器をも焼成する窯も見受けられる。また、この時期に、有松支群においてようやく窯が築かれたと思われ、NA-203 (中平部 1 号)、NA-204 (南平部 1 号) など K-90 号窯式前後の製品が焼成されている。

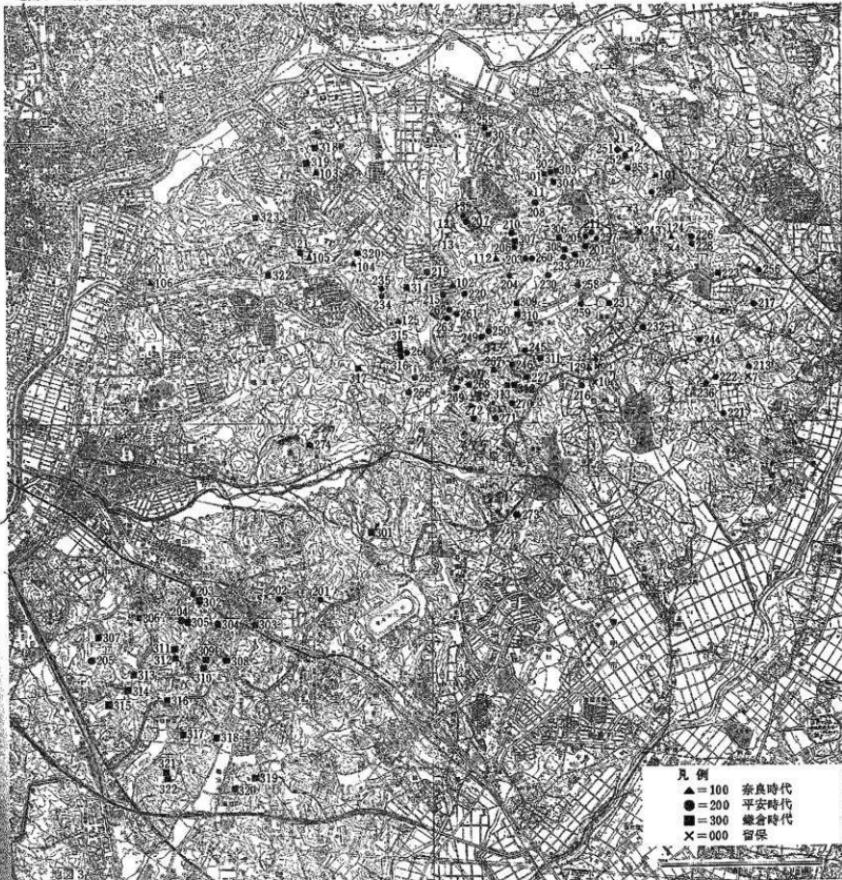
やがて、これまで続いた灰釉陶器焼成の時期は終りを告げ、山茶碗と小皿を基本とする山茶碗大量焼成窯へと転化し、古窯跡の分布範囲も飛躍的に広がり、立地条件などあまりかまわず、丘陵の斜面、あるいは尾根近くまでも、まさに所かまわず築窯されるようになる。

この山茶碗窯のうちでも古い段階（初期山茶碗窯一千種区御影町古窯跡群の段階）のものは、いまのところ確認していない。次に至る時期の窯は、昭和区島田黒石から緑区黒石地区に広がっているようである。NN-319 群（島田古窯跡群）、NN-315 群（NKI-1 群 F、A 窯）などがあげられる。

さらに注目すべきことは、この時期から本地区において瓦が焼成され始めたらしく、NN-323・NN-305 の 2 基しか確認していないものの、これまで東山地区だけにしか発見されていなかった瓦窯も、天白川を越えたこの鳴海地区にまでおよんでいることが判明してきている。これは、東山地区と知多半島基部の瓦窯群へと連なる一連の瓦生産の流れを考えるうえで、その空白部分を埋める古窯跡として注目に値する。

こうした一連の流れの最後の段階として、NN-315 群（NKI-1 群 B・C・D・E）などの古窯跡が存在し、現在のところ、いまだ我々は確認していないものの、所謂宝町期に至る山茶碗を経て、本地区における古代末から中世に至る窯業は終焉を迎え、やがて古常滑・古瀬戸などにその生産の主体が移行したものと思われる。

地図3 嘉瀬地区古窯分布図 (1:50,000)



## 付表1 喜海地区古窯一覧

古窯名 (場所支別)	No.	地 物	保 藏 者 名	號 號	72 場	No. 器 名	型 式	黒 名	その他文獻 時刻・文献・その他の
NN-101	O-36	壺・杯・横甌・鉢	3247	O-36				折戸36号	奈良朝・白釉69
NN-124	N-24	环・蓋・小口瓶・人	3415	N-24				長田2号	奈良朝・白釉69
NN-129	N-29	环・盤・蓋・甌・深	3920	長田3号					
NN-112	N-12	环・蓋・甌・平瓶・ 甌	3403	N-12	盃・甌・杯・蓋				
NN-139	N-39	环・面甌・内付長 甌	3398	N-7	長甌・甌・杯・蓋			鳴海9号	奈良朝・白釉69
NN-102									
NN-125	N-25	杯・蓋・平瓶・甌	3416	N-25	杯・甌・民窯盃・甌	22	黒石7号	須恵第二	平安1世 杯・蓋・甌・平瓶 古代人23
NN-104			4200	黒石1号	杯・甌・高杯	19	黒石N-1号	須恵第一	黒石N-1号 あゆち2
NN-103			4950	鍋	田				
NN-105									
NN-106			4084	戸笠1号	杯・甌・高杯・甌・壺			戸笠	金和17
NN-251	O-38	長甌・甌・鉢・ 甌	3248	O-38				折戸38号	奈良朝・白釉69

再整理品名 (鳴海文庫)		編號 56~59		編號 60~63		編號 64~67		編號 68~71		その他文獻	
No.	書	No.	書	No.	書	No.	書	No.	書	No.	書
NN-252	O-33 長崎瓶・小形壺・杯 ・蓋	3245	0-33								
NN-253	O-17 杯・皿・糸切皿										
NN-254	O-35 鉢・耳皿	3246	0-35								
NN-243	N-43 長崎瓶・糸切杯・蓋 ・瓶										
NN-226	N-26 長崎瓶・外・大形杯 ・内・蓋・大器・甕	3417	N-26								
NN-228	N-28 長崎瓶・杯・蓋・甕 ・内・外・大器・甕	3419	N-28								
NN-255	O-39 長崎瓶・甕・杯・蓋 ・瓶・糸切・甕	3249	0-39								
NN-223	N-23 串・瓶・大甕	3414	N-23								
NN-217	N-17 甕・蓋・長崎瓶・大	3408	N-17								
NN-244	N-44 長崎瓶・甕・蓋	3427	N-36								
NN-213	N-13 甕・蓋・長崎瓶・甕	3404	N-13								
NN-222	N-22 甕・糸切杯・甕・蓋 ・長崎瓶・小器	3413	N-22								
NN-236	N-36 高杯・瓶・甕	3428	N-37								
NN-221	N-21 甕・糸切杯・甕・蓋	3412	N-21								

NN 27.5	三歳 76 年 20号 石原家 — 遠山 1号	三歳 58
NN 27.6	= 滅 76 年 20号 石原家 — 遠山 5	
NN 27.7	新発見 長工 平子家物?	197.5 和佐喜井記
NN 27.8	新発見 K-2 0.53	
NN 27.9	新発見 (27.8.10.27.8) 平子家物?	
NN 28.0	新発見 南都整記	197.5
NN 28.1	新発見 日本 2号子折原地 26.12.12 27.3.6.毛利氏のもの	
NN 28.2	" 27.3.6.毛利氏のもの	
NN 28.3	新発見 切合田心而代銀 179.	
NN 28.4	新発見 13.8.30 (27.7.10.27.8)	
325		
NN 32.4	新発見 豊前 174.6 石原家 — 6毫 石原家	197.5 石原家
NN 32.6	新発見 豊後中村五五	197.6 和佐喜井記
NN 32.7	" 179.8.4	"
NN 32.8	NN 32.8	
NN 32.9	NN 32.9	
NN 33.0	NN 33.0	
NN 33.1	NN 33.1	
NN 33.2	NN 33.2	26.6.17.4.金丸
NN 33.3	NN 33.3	

内蔵器名 (识别番号)	No.	精 品	58~59 年	器 物	No.	系 名	造 物	No.	器 名	型 式	松 園 '71	そ の 他 文 献
NN-255											女子大古 堂1号	74帯状模様
NN-268	N-8	杯・糸切杯・蓋・盤	3399	N-8	長颈瓶・瓶・杯・蓋						馬鹿8号	奈良町・白堺69
NN-284	N-11	杯・高脚杯・蓋・蓋 漆面・大鏡・長鏡	4207	神ノ倉8号	杯・蓋・底口盤・蓋・瓦	3396	神の食・鏡	3	神の食3号	須恵鏡二		
NN-287											神の食1号	
NN-205	N-5	盖・馬頭鏡・大鏡	3402	N-11	長颈瓶・瓶・杯・蓋	1	神の食1号	1	神の食1号	須恵鏡二		
NN-201	N-1	三日月・圓・鉢・盤 刷毛・四目・トガ・三 爻・子	3392	N-1	三日月・皿・鉢・ト ヂ	4	神の食4号	4	神の食4号	須恵鏡二		
NN-202	N-2	蓋・鬼形鏡・樂器・ 鏡	4251	神ノ倉14号	山茶瓶・皿・鉢	2	神の食2号	2	神の食2号	須恵鏡二		
NN-233	N-33	蓋・鏡・ドード ツ生地足耳・大鏡	3424	N-33	長颈瓶・盖・鏡	5	神の食5号	5	神の食5号	須恵鏡二		
NN-258											鏡形器一	
NN-230	N-30	杯・糸切杯・平底 蓋	4217	神ノ倉11号	皿・蓋・碗・灰・灰・ 長颈瓶	11	神の食11号	11	神の食11号	須恵鏡二		
NN-210	N-10	杯・蓋・盤	3401	N-10	長颈瓶・瓶・杯・蓋	25	赤 瓷	赤 瓷	赤 瓷	赤 瓷	奈良町・白堺69	
NN-206	N-6	糸切蓋・大鏡	3421	N-30	杯・平底・蓋・盤							
NN-203	N-3	漆盤・高杯・鏡・大 鏡	3397	N-6	長颈瓶・瓶						馬鹿6号	奈良町・白堺69
NN-260											馬鹿3号	奈良町・白堺69
											鏡形器一	

西郵便局名		緯度 '36~'59	緯度 '59	緯度 '59~'72	緯度 '72	緯度 '71	緯度 '71	その他文獻				
(郵局支番)	No.	道	物	No.	路名	物	No.	路名	型式	定名	略名	馬鹿・文獻・その他
NN-204	N-4	杯・蓋・甕	-	3895	N-4	杯・蓋・甕	7	神の倉7号	須恵器二	馬鹿4号	奈良縣・白紫69	
NN-259	-	-	-	4210	甕11号	杯・蓋・長颈瓶	26	白1上号	須恵器一	-	-	
NN-231	N-31	長颈瓶・高台付杯	-	3422	N-31	杯・長颈瓶・甕	27	白上2号	須恵器二	馬鹿31号	奈良縣・白紫69	
NN-232	N-32	杯・蓋・甕・系切杯・小 甕	-	3423	N-32	杯・長颈瓶・平底・ 甕	-	-	-	馬鹿32号	奈良縣・白紫69	
NN-216	N-16	杯・蓋・甕・甕	-	3407	N-16	-	-	-	-	-	-	
NN-245	N-45	-	-	4211	丸5頭1号	杯・蓋・甕・トチ	32	亀5頭1号	須恵器一	-	-	
NN-246	N-46	-	-	4201	亀5頭2号	杯・蓋・壺瓶・仄口	33	亀5頭2号	須恵器一	-	-	
NN-227	N-27	長颈瓶・杯・米切杯 ・甕・平底・紫微	-	3418	N-27	-	34	亀5頭3号	須恵器二	馬鹿27号	奈良縣・白紫69	
NN-267	-	-	-	4206	亀5頭3号	骨・蓋・長颈瓶・仄 口瓶	-	-	-	馬鹿267号	-	
NN-270	-	-	-	4216	杯・甕	骨・蓋・甕・トチ	48	骨・甕	須恵器一	馬鹿270号	-	
NN-271	-	-	-	4205	通仙2号	杯・長颈瓶・仄口	45	通仙2号	須恵器二	通仙2号	奈良縣・白紫69	
NN-272	-	-	-	4215	通仙4号	皿・浅鉢新・トチ	47	通仙4号	須恵器一	-	-	
NN-268	-	-	-	4214	通仙3号	杯・長颈瓶・仄口・ トチ	46	通仙3号	須恵器一	-	-	
NN-269	-	-	-	4204	通仙1号	杯・蓋・仄口甕・長 甕	43	通仙1号	須恵器二	通仙1号	奈良縣・白紫69	

内蔵物記号 (馬渕文館)	No.	造 物	原 物	原 名	造 物	No.	造 名	型式	所 名	そ の 他 文 獻
NN-273									諸ノ木	三葉76
NN-220	N-20	杯・蓋・長脚盃・大 甌	3411	N-20	杯・蓋・長脚盃・平 底・甌	15	神 乳	須藤第二	神沢	奈良明・白鶴99
NN-262			4209	神ノ倉10号	杯・蓋・長脚盃	10	神の食10号	須藤第二	羅石N-5	白鶴99 もむかし2・N-8
NN-263									羅石N-4	金相17 あゆち2・N-8
NN-261			4208	神ノ倉9号	杯・蓋・長脚盃	9	神の食9号	須藤第二		
NN-250	N-30		4212	廣ノ前1号	杯・長脚盃・トテ	28	廣ノ前1号	須藤第一		
NN-249	N-49		4213	廣ノ前2号	杯・長脚盃・広口・ トテ	29	廣ノ前2号	須藤第一		
NN-215	N-15	杯・高杯・盤・長脚 盤	3406	N-15	杯・高杯・盤・長脚	20	黒石5号	須藤第二	輪海15号	奈良明・白鶴99
NN-219	N-19	杯・貝・万11年・小 字	3410	N-19	蓋・斜・瓶	21	黒石6号	須藤第一		
NN-235	N-35	杯・蓋・壺・甌	3426	N-35	長脚瓶・蓋・杯・甌	24	黒石9号	須藤第二	黒石N-2号	奈良明・白鶴99
NN-234	N-34	長脚壺・杯・蓋・鉢 ・瓶	3425	N-34	鉢	23	黒石8号	須藤第二	黒石N-3号	奈良明・白鶴99 市教委発掘 NKI-34
NN-264			4225	須藤5号	前・皿・長脚瓶・甌	42	須藤5号	須藤第二		
NN-265		Q-10	4203	須藤2号	杯・蓋・長脚盃・広 口	39	須藤2号	須藤第二	須藤2号 NJA-2	奈良明・白鶴99 市教委発掘
NN-266		Q-20	4204	須藤1号	杯・蓋・長脚盃・平 底	38	須藤1号	須藤第二	須藤1号	奈良明・白鶴60





新規種名 (学名文書)	所 番	種 名	56~59		60~63		64~67		68~71		72~75		76~79		80~83		84~87		88~91		92~95		96~99		100~103		104~107		108~111		112~115		116~119		120~123		124~127		128~131		132~135		136~139		140~143		144~147		148~151		152~155		156~159		160~163		164~167		168~171		172~175		176~179		180~183		184~187		188~191		192~195		196~199		200~203		204~207		208~211		212~215		216~219		220~223		224~227		228~231		232~235		236~239		240~243		244~247		248~251		252~255		256~259		260~263		264~267		268~271		272~275		276~279		280~283		284~287		288~291		292~295		296~299		300~303		304~307		308~311		312~315		316~319		320~323		324~327		328~331		332~335		336~339		340~343		344~347		348~351		352~355		356~359		360~363		364~367		368~371		372~375		376~379		380~383		384~387		388~391		392~395		396~399		400~403		404~407		408~411		412~415		416~419		420~423		424~427		428~431		432~435		436~439		440~443		444~447		448~451		452~455		456~459		460~463		464~467		468~471		472~475		476~479		480~483		484~487		488~491		492~495		496~499		500~503		504~507		508~511		512~515		516~519		520~523		524~527		528~531		532~535		536~539		540~543		544~547		548~551		552~555		556~559		560~563		564~567		568~571		572~575		576~579		580~583		584~587		588~591		592~595		596~599		600~603		604~607		608~611		612~615		616~619		620~623		624~627		628~631		632~635		636~639		640~643		644~647		648~651		652~655		656~659		660~663		664~667		668~671		672~675		676~679		680~683		684~687		688~691		692~695		696~699		700~703		704~707		708~711		712~715		716~719		720~723		724~727		728~729		730~731		732~733		734~735		736~737		738~739		740~741		742~743		744~745		746~747		748~749		750~751		752~753		754~755		756~757		758~759		760~761		762~763		764~765		766~767		768~769		770~771		772~773		774~775		776~777		778~779		780~781		782~783		784~785		786~787		788~789		790~791		792~793		794~795		796~797		798~799		800~801		802~803		804~805		806~807		808~809		810~811		812~813		814~815		816~817		818~819		820~821		822~823		824~825		826~827		828~829		830~831		832~833		834~835		836~837		838~839		840~841		842~843		844~845		846~847		848~849		850~851		852~853		854~855		856~857		858~859		860~861		862~863		864~865		866~867		868~869		870~871		872~873		874~875		876~877		878~879		880~881		882~883		884~885		886~887		888~889		890~891		892~893		894~895		896~897		898~899		900~901		902~903		904~905		906~907		908~909		910~911		912~913		914~915		916~917		918~919		920~921		922~923		924~925		926~927		928~929		930~931		932~933		934~935		936~937		938~939		940~941		942~943		944~945		946~947		948~949		950~951		952~953		954~955		956~957		958~959		960~961		962~963		964~965		966~967		968~969		970~971		972~973		974~975		976~977		978~979		980~981		982~983		984~985		986~987		988~989		990~991		992~993		994~995		996~997		998~999		1000~1001		1002~1003		1004~1005		1006~1007		1008~1009		1010~1011		1012~1013		1014~1015		1016~1017		1018~1019		1020~1021		1022~1023		1024~1025		1026~1027		1028~1029		1030~1031		1032~1033		1034~1035		1036~1037		1038~1039		1040~1041		1042~1043		1044~1045		1046~1047		1048~1049		1050~1051		1052~1053		1054~1055		1056~1057		1058~1059		1060~1061		1062~1063		1064~1065		1066~1067		1068~1069		1070~1071		1072~1073		1074~1075		1076~1077		1078~1079		1080~1081		1082~1083		1084~1085		1086~1087		1088~1089		1090~1091		1092~1093		1094~1095		1096~1097		1098~1099		1100~1101		1102~1103		1104~1105		1106~1107		1108~1109		1110~1111		1112~1113		1114~1115		1116~1117		1118~1119		1120~1121		1122~1123		1124~1125		1126~1127		1128~1129		1130~1131		1132~1133		1134~1135		1136~1137		1138~1139		1140~1141		1142~1143		1144~1145		1146~1147		1148~1149		1150~1151		1152~1153		1154~1155		1156~1157		1158~1159		1160~1161		1162~1163		1164~1165		1166~1167		1168~1169		1170~1171		1172~1173		1174~1175		1176~1177		1178~1179		1180~1181		1182~1183		1184~1185		1186~1187		1188~1189		1190~1191		1192~1193		1194~1195		1196~1197		1198~1199		1200~1201		1202~1203		1204~1205		1206~1207		1208~1209		1210~1211		1212~1213		1214~1215		1216~1217		1218~1219		1220~1221		1222~1223		1224~1225		1226~1227		1228~1229		1230~1231		1232~1233		1234~1235		1236~1237		1238~1239		1240~1241		1242~1243		1244~1245		1246~1247		1248~1249		1250~1251		1252~1253		1254~1255		1256~1257		1258~1259		1260~1261		1262~1263		1264~1265		1266~1267		1268~1269		1270~1271		1272~1273		1274~1275		1276~1277		1278~1279		1280~1281		1282~1283		1284~1285		1286~1287		1288~1289		1290~1291		1292~1293		1294~1295		1296~1297		1298~1299		1300~1301		1302~1303		1304~1305		1306~1307		1308~1309		1310~1311		1312~1313		1314~1315		1316~1317		1318~1319		1320~1321		1322~1323		1324~1325		1326~1327		1328~1329		1330~1331		1332~1333		1334~1335		1336~1337		1338~1339		1340~1341		1342~1343		1344~1345		1346~1347		1348~1349		1350~1351		1352~1353		1354~1355		1356~1357		1358~1359		1360~1361		1362~1363		1364~1365		1366~1367		1368~1369		1370~1371		1372~1373		1374~1375		1376~1377		1378~1379		1380~1381		1382~1383		1384~1385		1386~1387		1388~1389		1390~1391		1392~1393		1394~1395		1396~1397		1398~1399		1400~1401		1402~1403		1404~1405		1406~1407		1408~1409		1410~1411		1412~1413		1414~1415		1416~1417		1418~1419		1420~1421		1422~1423		1424~1425		1426~1427		1428~1429		1430~1431		1432~1433		1434~1435		1436~1437		1438~1439		1440~1441		1442~1443		1444~1445		1446~1447		1448~1449		1450~1451		1452~1453		1454~1455		1456~1457		1458~1459		1460~1461		1462~1463		1464~1465		1466~1467		1468~1469		1470~1471		1472~1473		1474~1475		1476~1477		1478~1479		1480~1481		1482~1483		1484~1485		1486~1487		1488~1489		1490~1491		1492~1493		1494~1495		1496~1497		1498~1499		1500~1501		1502~1503		1504~1505		1506~1507		1508~1509		1510~1511		1512~1513		1514~1515		1516~1517		1518~1519		1520~1521		1522~1523		1524~1525		1526~1527		1528~1529		1530~1531		1532~1533		1534~1535		1536~1537		1538~1539		1540~1541		1542~1543		1544~1545		1546~1547		1548~1549		1550~1551		1552~1553		1554~1555		1556~1557		1558~1559		1560~1561		1562~1563		1564~1565		1566~1567		1568~1569		1570~1571		1572~1573		1574~1575		1576~1577		1578~1579		1580~1581		1582~1583		1584~1585		1586~1587		1588~1589		1590~1591		1592~1593		1594~1595		1596~1597		1598~1599		1600~1601		1602~1603		1604~1605		1606~1607		1608~1609		1610~1611		1612~1613		1614~1615		1616~1617		1618~1619		1620~1621		1622~1623		1624~1625		1626~1627		1628~1629		1630~1631		1632~1633		1634~1635		1636~1637		1638~1639		1640~1641		1642~1643		1644~1645		1646~1647		1648~1649		1650~1651		1652~1653		1654~1655		1656~1657		1658~1659		1660~1661		1662~1663		1664~1665		1666~1667		1668~1669		1670~1671		1672~1673		1674~1675		1676~1677		1678~1679		1680~1681		1682~1683		1684~1685		1686~1687		1688~1689		1690~1691		1692~1693		1694~1695		1696~1697		1698~1699		1700~1701		1702~1703		1704~1705		1706~1707		1708~1709		1710~1711		1712~1713		1714~1715		1716~1717		1718~1719		1720~1721		1722~1723		1724~1725		1726~1727		1728~1729		1730~1731		1732~1733		1734~1735		1736~1737		1738~1739		1740~1741		1742~1743		1744~1745		1746~1747		1748~1749		1750~1751		1752~1753		1754~1755		1756~1757		1758~1759		1760~1761		1762~1763		1764~1765		1766~1767		1768~1769		1770~1771		1772~1773		1774~1775		1776~1777		1778~1779		1780~1781		1782~1783		1784~1785		1786~1787		1788~1789		1790~1791		1792~1793		1794~1795		1796~1797		1798~1799		1800~1801		1802~1803		1804~1805		1806~1807		1808~1809		1810~1811		1812~1813		1814~1815		1816~1817		1818~1819		1820~1821		1822~1823		1824~1825		1826~1827		1828~1829		1830~1831		1832~1833		1834~1835		1836~1837		1838~1839		1840~1841		1842~1843		1844~1845		1846~1847		1848~1849		1850~1851		1852~1853		1854~1855		1856~1857		1858~1859		1860~1861		1862~1863		1864~1865		1866~1867		1868~1869		1870~1871		1872~1873		1874~1875		1876~1877		1878~1879		1880~1881		1882~1883		1884~1885		1886~1887		1888~1889		1890~1891		1892~1893		1894~1895		1896~1897		1898~1899		1900~1901		1902~1903		1904~1905		1906~1907		1908~1909		1910~1911		1912~1913</	

N.A.-311 4235 高板丙 山茶油、黑  
雷根酉 行施酒二



### 引用文献

- 1956～'59「愛知県猿投山西南麓古窯址群」 植崎彰一・住 爰知県教育委員会'56～'59
- 手跡ち2 黒石古窯址群N-1号窯『あゆち』2 名古屋市立桜台高校  
歴史クラブ'67
- 白菊'69 「系數第1号窯址」 松岡浩進 白菊市文化研究所'69
- 会報17 昭和区天白町境根古窯『名古屋考古学会会報』17 三渡後一郎 名古屋考古学会'70  
社群
- 松岡'71 名古屋市緑区の古窯 『名古屋考古学会会報』20 松岡浩進 名古屋考古学会'71
- 県台帳'72 「愛知県遺跡分布図」 爱知県教育委員会'72
- 白木人22 昭和区島田7号窯址調『名古屋考古学会会報』22 荒木実 名古屋考古学会'72  
査報告
- 古代人23 古窯跡灰坑の構造的研『名古屋考古学会会報』23 占島研究部 名古屋考古学会'72  
究・平針1号窯跡
- 白木人25 名古屋市昭和区荒油下『名古屋考古学会会報』25 荒木実 名古屋考古学会'72  
古窯の調査
- 吉田'74 「名古屋の遺跡百話」 名古屋市文化財叢書第61号 吉田富夫 名古屋市教育委員会'74
- 三渡'76 「緑区の考古遺跡」 名古屋市文化財叢書第69号 三渡後一郎 名古屋市教育委員会'76
- 付表 注
- 照合の原則は、植崎'56～'59の分布図を最も信頼し、松岡'71等で補足、県台帳'72を最も信頼しない。
- 1) 岩瀬支群（N文群）中、139、207、留保12を含む3基は、植崎'56～'59、県台帳'72、白菊'69の3者でことごとく異っている。N-39↔3398=N-7↔N-9、N-7↔3400=N-9↔N-39、N-9↔3430=N-39↔N-7という類であり、この場合には、植崎'56～'59に従い、他の比定を棄却する。
- 2) N-253は、植崎'56～'59のO-17であるが、白菊'69では、O-33に比定している。植崎'56～'59のO-33は、県台帳'72でも確認できるので、白菊'69の比定を棄却する。
- 3) N-217を、県台帳'72は正しく比定しながらも、時代を錯合としている。県台帳'72の時代比定を棄却する。
- 4) N-244、N-236は、植崎'56～'59のN-44、N-36であるが、県台帳'72では、3427=N-36、

3428=N-37としている。前者は白帝'69でもN-44に比定しており、県台帳'72の比定を棄却する。

(5) N-257は、県台帳'72では3396=N-5に比定している。N-5に対する台帳の比定は間違っているのでこの比定を棄却する。

(6) N-205、N-202は、橋崎'56~'59のN-5、N-2であるが、県台帳'72では、3402=N-11、4251=神ノ倉14号に比定しているが、松岡'71もそれぞれN-5、N-2に比定しており、県台帳'72の比定を棄却する。

(7) N-227は橋崎'56~'59のN-27であるが、これを松岡'71は亀ヶ洞3号とし、N-312をN-27に比定して鶴田1号と言っている。県台帳'72では、227を3418=N-27とし、N-312を4256=銅山2号としている。松岡'71の比定を棄却する。ただし、亀ヶ洞3号は、県台帳'72に4206として記載があり、これを207とする。この場合、松岡'71がいう鶴田1号がなくなることになる。  
↓  
3418

8 A-205、A-307に対する県台帳'72と松岡'71の比定が入れ替っており、県台帳'72の比定を棄却する。

9 N-301は時期を断定し得ないが、他處との組みで鉛舟と推定する。

10 留保1、2は橋崎'56~'59のO-34、O-32であるが、県台帳'72ではO-17、O-34に比定している。O-17については、橋崎'56~'59で読取でき、県台帳'72の比定を棄却する。

11 留保8、9、10については、県台帳'72と白帝'69とでズレている。

12 県台帳'72の橋崎'56~'59のN-2に対する比定が間違っていることは、既に述べたが、古帳のいう3393=N-2の地点を棄却する。ただし、この場合、橋崎'56~'59に対する白帝比定の神ノ倉14号がなくなることになる。

13 県台帳'72は、3420=N-29の記載があるが、橋崎'56~'59のN-29は、3920、長田3号としている。県台帳'72のN-29地点を棄却する。

14 県台帳'72の4225は東駿5号、平安時代の廃寺記載されているが、ほぼ同一地点に松岡'71は崇教4号、鎌倉時代の廃寺の存在を指摘している。(本文4ページ参照。)

15 県台帳'72には有松文書(A支度)に、4237、大高山古跡の記載があるが、これは江戸時代の廃寺であり、今回の整理からは削除する。

### 第3章 NJA-2号窯発掘調査の経過

第1章に述べた如く本窯の存在は古くより注意されていて、愛知県遺跡分布図中に文<sup>12</sup>も198系統2号窯と記されており、地元をはじめとして採集された遺物も多量である。我々も分布調査に際し、若干を得て本窯の所属する時期をおおよそ平安時代中期と灰釉陶器焼成窯と推定した。

N-27 調査に先立って、現場を公団に依頼して伐採した後に測量を行なった。この作業は公団作成の現況測量図をもとにその成果及び現地に設定された座標杭を利用し、等高線はN. P.による絶対高である。（図版1）

この測量及びこれに先立つ踏査の結果、現場はほぼ南へ延びる舌状丘陵の先端に近い南北西斜面であり、橡を中心として猛宗竹も混じえる雑木林であること、36m等高線付近で傾斜が変換して以上（以東）はかなりの緩傾斜になることとさらにこの傾斜等高線より東22mで丘陵が大きく削られていることがわかった。その崖面所見と地表調査から傾斜変換線より上位の土は從来鳴海地区で発見された灰釉陶器焼成窯に選択されているものに比してかなり粗悪であること、またこの部分の傾斜は從来窯が発見されている地点の場合より極端に緩いことが確認され、この緩傾斜部分には窯の存在を考へられないとの結論に達した。

一方、傾斜変換線より下位25m程で大日池畔の小崖となっている。この崖面には灰原が露出していて、計測の結果南北に21mに及ぶことがわかり、この広さからみてこの小崖の位置が灰原ひろがりのはば中央付近ではないかと推定された。またこれらの事実に合せてこの小崖までの途中の傾斜面中、木の根によるウロ状の穴や株抜き取り跡と思われる穴、あるいは盗掘坑中に灰土に混じって遺物が散見し、灰原の上端は31m等高線付近に想定され、従ってこのあたりに焚口の存在を予想した。なお測量図中、本窯推定地点の北に大きな株抜き取り跡かと思われる穴があり、ここにも若干量の遺物が存した。この地点そのものは簡単な調査の結果、灰原もなにも存在せず、散乱した遺物は南の本窯灰原中より出土のものが放棄せられたものでないかと考えられ、また本窯所在支丘陵中で他に灰土、遺物の出土はなかったが、当該地点付近に複数基の窯の存在が否定されたわけではなかった。

以上の予測に基づいて、発掘作業はまず31m等高線付近に等高線に平行に、しかるべく広い範囲を覆うよう長くトレンチを設定し、併せてこれを挟む上下に同様のトレンチを2本設定して窯体下部・焚口付近、灰原上端の検出を期して開始した。

現場土壌は腐葉土で掘り易かったが、雜木株・竹株の撤去に困難があった。まもなく最上位トレンチに焼土面を検出し、一方下位2本のトレンチでは灰土が確認されず、いずれも灰原広がりに当った如くであった。

焼土はこれを追うにつれて略円形に露呈し、一見等高線にはば直交する窯の焚口付近かと考えられ、赤色脆弱な焼け具合の面はあたかも天井部まで残存する窯体中に粗等の剥落焼土が一杯に充填して残存するかの如き状態であった。このことから考えて下位2本のトレンチは灰原にかかったものと考えて拡幅を開始すると同時に、本体検出のために焼土面検出トレンチのより上方に発掘区を新しく開設し、調査を進行させたのである。

ところがこの新設の上方区では薄い腐葉土直下は砾を多量に混じる堅い赤黄色シルト質土層が広がっており、窯の天井は検出されなかった。この土はプライマリーな状態を保っており、しかも東方カット面での観察から本支丘陵基盤最上層と判断される層である。従ってこの土層中に窯体が埋没することは決してなく、窯はこの上方に遺存しないことが明らかとなった。

一方、円弧状に露呈した焼土面を追求した結果、天井アーチ部を残す焚口付近の本体断面ではなく、煙道部立ち上りとそれにつづく部位の床面であることが確認され、本体はこれより下位に存することを明らかにした。これによって窯本体検出が可能になると同時に、当初設定の下位2本トレンチの灰土追求が課題となつた。窯体内に流入土砂と、壁・天井剥落片が明確な層序を形成することなく充填し、これを排出するとやや焼きしまりの良好でない黄灰色床面に当つた。床面には遺存の遺物は一切なく、一見放棄直前に清掃を受けたかの如き様相であった。

この焼成室排土作業の進行中、焼成室下方の崩壊面上を薄く灰土が覆つておればが当初設定の下位トレンチ中の灰土と違なつて、本体の北側へと展開していることが判明した。これにより、本窯北側上方に他窯の存在が想定されたので、この灰土上方へと追求していくところ、この灰層は略32m等高線付近までひろがつて、こ

しかも、窓口部はブツツリ切れていることがわかった。更に上方はそのまま地山が広がっていて、他司様の窓口部の存在は否定され、従つて從來の知見はないことながら、この灰原が本窓のもとされたものであると想定され、放棄後に若干が流出して崩壊後の本体上を覆ったものと考えられた。

まもなく、窓口部の北側、本体の南側にも灰原がかなり上方にまで延びていて、略32m付近にまで存されました。窓口部の北側でブツツリ切れ、上記と同様これも本窓の灰原と考えられた。そこでこの本体

の窓口部の左右灰層の関連をみると窓本体中軸線上前面の灰土を除去し、窓前庭部を明らかに窓口付近の左右灰層の関連をみると窓本体中軸線上前面の灰土を除去し、窓前庭部を明らかに

窓口付近の左右灰層への連なりを把握することにしたのである。

中に既に述べたところが本体中軸線上前面の、通常は前庭部工作が検出される部位は地山が本体焼成窓中位床面と同高にまで残存することが判明した。ここにおいては左右灰原は殆ど等量の状況で、類別不可能であるために展開の時期を層序関係で把握することは困難であった。

また前庭部・窓口部の構造把握については、本窓に先立って発掘された愛知県豊川市西郷町黒篠第7号窓での知見が有力な示唆を与え、掘り込み状の窓口であることが

確認されたので、更にこのK-7号窓所見から燃焼室床面に所謂舟底状ピットの存在も確認された。燃焼室内には若干の遺物も存したので、慎重に検出作業を進めた結果、

燃焼室境近くの床面傾斜が平坦化した地点付近で同ピットを検出、略倒卵形状を呈す

る掘り込み式の燃焼室・窓口の全容を明らかにし得たのである。

また窓体構築に際しての掘り肩については、焼成室上方・煙道部付近と燃焼室・窓口付近については明らかにし得たが、その中間は慎重に調査を進めたにもかかわらず崩壊し易い土層のためか確認できなかった。更に窓外各種構造についても、本体中軸線上前面に中軸線を挟んで左右各1個の浅いピットを2個検出したのみで、他には前らの遺構も存しなかった。

本体・残存灰原を全て発掘したのち、写真撮影、剖付・実測をして現場での調査を完了した。

注1：名古屋大学考古学研究室によって1974年7月～8月発掘が行なわれたもので、從来より奈良県福寺一乗院の創建時基壇下より発見の灰窓小型品等と同じものが灰原中より採集されている。

## 第4章 遺構

本窯は鳴海丘陵が天白川の支流鳴川によって開析された谷へ向かって、南々東に突出出した低平な支丘上に位置する。この支丘陵は後述の NK I-1 群所在の地点を除くと最高所とし、崩壊性の土壤に松を中心とした矮木をまばらにもつが、下位には樟、楠、猛宗竹を中心とした広葉樹林の良好な植生を有する。

窯はこの支丘陵の先端近くの南々西斜面に所在し、雜木林中である。この支丘の西側を北入する谷は古くより堰止められて谷頭水資源化されており、明治24年製2万分の1地形図より今日まで乗鞍池、大日池の2つが記載されているが、現在大日池は殆ど失なわれて、わずかに湿地化してあとを止めるのみである。ただしこれに伴う地形の改変はないようで、原状をうかがい知ることはできる。

この2つの池のうち、本窯のすぐ西に所在する大日池の築造、あるいは乗鞍池を併せての農業用水路の開さくにともない、本窯所在支丘の西側が削り取られて連続する小崖を形成している。この小崖中に灰層断面が露出していたことは前述の如くである。

発掘前において、本窯所在の丘腹斜度は $12^{\circ}30'$ 程度であり、この数値は当初推定した本窯の所属時期（平安時代中期）の一般的な窯床傾斜角 $30^{\circ}$ 前後よりも相当にゆるく、このため本窯はかなり深く埋没するか、あるいはその大部分が流出・喪失のいずれかであろうと推定された。調査の結果は予測とは異なり、焚口・燃焼室を特異な構造とする窑窓で、またこれに由来する現象か、あるいは地形的制約によるものか特徴形成の灰原を有することが明らかとなった。以下窯体各部・前庭部・灰原について考察を試みよう。（折込図版-1）

### 1 煙道部

焼成室上端で垂直、ないしむしろ前のめりに立上がり（高40cm）、それより上位は50度の傾きで延びて、立上りより55cmで崩れてその先は流出し、失なわれていた。当初検出されたのがこの部位であって、しかもこれを焚口付近と誤認して作業に遅延を来たことについては前述の如くである。判断を誤った理由として、流れを免がれた現状煙道部端が円弧状を呈して、あたかも天井部の如く看取されたこと、

焼成不良で赤色脆弱な表面であり、ちょうど天井・壁剥落片が充満した窓内の如くに剥離されたこと、すぐ下位で灰土が検出され、通常の灰原形成であればまさしく焚付近に相当することがあげられる。

立ち上りより上位の部分では、床面が深い円弧状を呈し、天井アーチ部とともに円弧状煙道部を形づくったものと考えられる。立ち上り部分とともに発掘時点検出の赤色面は地山そのまで小砾を混じており、良質なシルト質・砂質土層を敷設している。焼成・燃焼室の状況とは著しく異なるが、表面がすでに剥落・喪失の可能性はないことはない。

この煙道部において顕著な垂直立ち上り部分は、焼成に際して焰の走る勢いを弱めたりまわりを良好にする機能を目して構築されたものでないかと推定されるが、現状が赤色脆弱で焼成不良なことからこれに対して疑念が生ずると同時に、上述の如く表面が流出しているのではないかとの推測を強く抱かせるが、現状からはこの点について明確な資料が得られなかった。

流出を免れた端部から下方左右へ、構築の際の掘り肩が一部検出されているが、これによるとかなり幅広く掘った中に築いていることが知られる。これより外は地山そのまで、他に何らの遺構も発見されていない。

## 2 焼成室

煙道部立ち上り基部よりほぼ直線的に上っており、壁基底部で測る床面幅は上から焼成室境まで1.5mで殆ど変化がない。床面傾斜についても、上方においてわずかに変化が看取されるが焼成効果を期待したものとは考えられず、全体としての焼成室床傾斜角は約32°である。床面形状を横断面でみると、上位ほど円弧に近く、下位は平滑である。また床面上には何らの工作もなく、調査時点でも遺物の遺存はなく、放棄直前に窓内清掃を受けたらしく思われる。

床は両壁基底部付近にわずかに残存する面（以下第2次床面）と、現状で全面を覆われた床面（第1次床面）の2枚が看取され、第2次床面は第1次床面の上に薄く良質シルト質土を貼って作られている。第1次床面を断ち割ってみると、良質のシルト質土で構築された床面下は恐らく地山であろうと思われる均一砂層を深さ50cmまで確認した。生糞の灰釉陶焼成窯ではこの種の七を人為的にもつていることが知られるがこの、

床面下に敷設の粗砂層は従来は排水施設と考えられており、後に触れるが本案における認識とは異なる。

壁は左右とも下位ほど良好な残存状況にあり、最高1m（床面よりの鉛直距離、以下同）ほどを残すところがある。床との境より40cmあたりから内傾して天井アーチへと続く形成を示し、これから築造時点での天井高さを復原してみると、煙道部端より（以下、上よりも記す）4.7mの地点で1.1～1.2mと推定される。

壁・天井とともに地山を掘り抜いた後にスサ入り粘土をもって構築されたもので、掘時点での窓内はこのスサ入り粘土塊と、その崩壊によって破られた床残片が流入土砂とともにあった。このうち床残片と思われる中に、前述煙道部、なんなく立ち上り部分の表層が存したのではないかと考えられるが、折出は不可能であった。

壁も床の改築に対応して補修されたものらしく、焼成室内壁面では一部に2枚目が残存があり、壁面色調変化の検討と、充填土中剥落片の状況からこの残存は部分補修ではなく、全面に第2次壁面が塗られたもの一部と考えるのが妥当との結論に達した。

これについては後述の如く、燃焼室内に部分補修と考えられる面があり、その場合はスサ入り粘土を丁寧に塗付するのではなく團子状粘土を貼付けて行なわれていることからも判断された。

残存壁面は灰～白灰色の表面に自然釉の融着した面が多く、第1次壁面は一部で黄灰色を呈して第2次面よりやや焼成不良である。これらを撤去するとすぐ地山であり、これも熱によって色調変化を起している。

焼成室全長は5.5mを測り、床面傾斜が略水平になるあたりで左右の壁もわずかに迫って燃焼室境を形づくっている。

### 3 燃焼室及び焚口

焼成室との境は一旦幅が1.2mにまでしばられてそこからゆるく最大幅1.5mにまで広がり、焼成室境から4.6mで丸く取束して全体は略倒卵形状を呈する。

焼成室床面が水平になった点が縦断面で看取されるのは焼成・燃焼室境であるが、そこから30cm下がって所謂舟底状ピットが掘り込まれている。長方形に近い椭円形状で長径1.6m短径0.9mを測り、深さは中央部で35cmであった。ピット内には天井・壁剥落片とともに灰土・破損製品が入っていて、ピット壁はあまり焼けておらず、焼

における壁面に困難を極めたが、地山まで掘り込んだうえに、全面に粗砂を貼付けたものと考えられる。

また、以降の壁面内に併せて焼成室中には遊離状態で、あるいは床面上から遺物が出土する事例もある。焼成室内が放棄前に清掃を受けた様相であるとの対照的である。

然るに床面も焼成室同様に両壁面直下に第2次面がわずかに残存した。これに対し、壁面は第1次面、第2次面に加えて団子状粘土の貼付けによる部分補修が残存して、複数の様相を呈する。団子は径15cm程度の塊を扁平に押しつぶしたもので、一部には剥離に指痕痕も残存する。

この壁面が焼成に伴う熱で色調変化を強く起しているのは焼成室境より2.7m付近までであり、また壁上部が天井アーチへ続く傾きを示すのは同2.3mあたりまでである。これより下位が天井のない掘り込み式の焚口であったものと考えられる。この補修部分、あるいは天井アーチの残る最下端では焼成に際して何らかの閉塞工作が施されたのではないかと考えられるが、現状ではその点に関しての資料が得られなかった。

この燃焼室の掘り肩は一応焼成室下部付近まで追求することができた。

#### 4 前庭部他

焚口の前面は再び地山が高く残存することは前述の如くである。この前面は緩い円弧状の頂点から再び西へダラダラと下っており、平面を形成していない。この部位での調査の要点を通常の前庭部機能（灰撒き出し、常時の火の管理等）がいかなる形で実現されたかの解明において慎重に作業した。しかし窓体外遺構としては、中軸線を挟んで窓体前面土手状頂部に左右1個ずつの浅いピットが検出されたのみであった。これらのピットはいずれも不整円形で、鉢状に浅く、地山に掘り込まれて填土は灰原と等質の灰土であったが、所謂灰出しピットとしては浅く小々すぎ、また柱穴では決してあり得ず、従来の知見からその意味を明らかにすることはできない。そのため課題に答える資料はない。

また排水施設も全く検出されなかった。焼成、燃焼室床面下には前述の如く一層の粗砂層が敷設されていたが、本窓は前述の如く焚口構造が特異な形成のため、一般の如く床面下排水施設から前庭部、前面斜面へと導水することが不可能であり、換気床面下構造は地山よりの浸出水に対するものとして、煙道部より流入の雨水等に

対応する大規模排水への施設は不明である。これについて、煙道部上端の所謂煙出し  
から左右へ複数に排水溝が存したのではないかとの示唆を受けたが、本窯はこの部分  
が流出していたので確認できない。

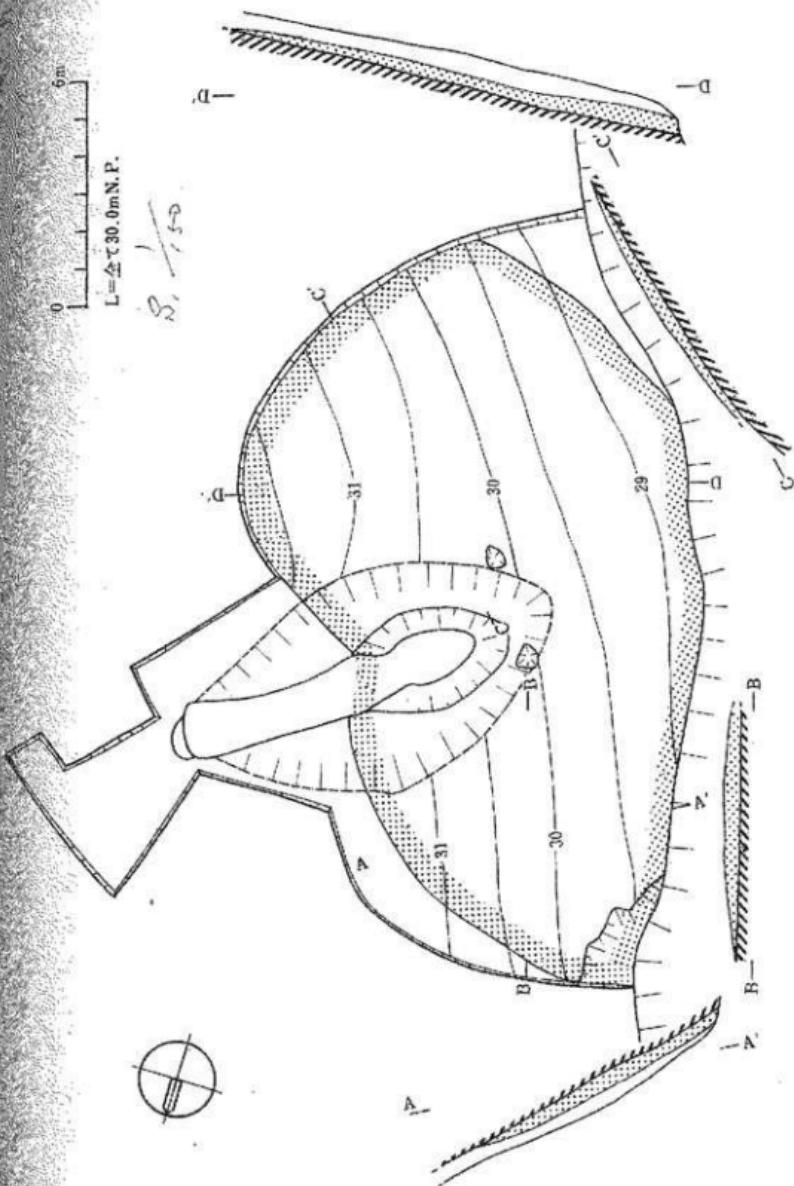
## 5 灰原

本窯においては灰原が窯本体のかなり上方の左右に広く広がり、おそらくその流出  
分と思われる薄い層が本体上をも覆っていたことは前述の如くである。この灰原は左  
右（北・南）ともに上端が略円弧状に掲き上げられており、ほぼ同程度の面積でひろ  
がっているが、厚さは右（南）側がやや厚く最厚部で約80cmを測る。土質は殆ど変  
化がなく、その為に兩灰原が、あるいは更に中央部前面灰原が重複していると考えら  
れる前庭部付近においてそれを層序関係に區別し、形成時期を明らかにする資料  
を得たいと考えたものの不可能であった。

この為、包含される遺物の組成、型式差によって時期的差違を明らかにするべく、  
灰原出土の遺物を灰原北、同中央、同南にわけて取り上げ整理の結果に期待したが、  
遺物の上からも差異は見出しえず、結局のところ灰原形成の状況については不明である。  
また灰土を除去した後の灰原ひろがりの範囲内に何らかの遺構の存在を期待した  
が、これも得られなかった。

一つだけ注記しておきたいのは、後述する遺物中の若干の特殊遺物が中央灰原から  
出土していることだが、これも中央北よりであって、南側灰原と北、中央灰原とをわ  
ずかに別つ根拠になるかも知れない程度にとどまる。

図1 NJA-2号 坑原とその堆積状況



## 第5章 遺物

遺物はその殆どを灰層中より得ており、窓内からは燃焼室中のみである。灰層は先端が大日池畔小崖で切られて露呈するほか、处处に穴があいていて從来より相当の遺物が採集されていたようだが、現在知見に入るのは『乘船1号窓址』報告書所収のもののみで、発掘中旧地主等数氏より所有の旨を伝えられたものの、調査の機会をもち得なかったため、本章においては今次発掘中出土のものに限定して記述する。なお前章に述べた如く、灰原出土の遺物を場所別に3類別したが、整理の結果差異がなかったので、以下では特に必要な場合以外はこれに触れない。

遺物には大別して須恵器系統のもの（杯、蓋、短頸甕、碗、盤、高盤、壺、鉢等）と灰釉陶器（長頸瓶、双耳瓶、淨瓶、水瓶、鉢、碗等）及び灰釉陶器焼成のための窯道具類である。

### 第1節 須恵器系統各器種

この類に入る遺物中、我々が入手した資料として最も多いのは壺の各部破片で、これに各種杯が続き、以下蓋、盤の順である。

#### 1 杯 (図版Ⅲ・Ⅳ、写真図版Ⅴ)

杯には大別2種存する。1種は糸切底のままの1群であり、2種は高台を有する例である。

糸切底杯にも更に大きく2類型が区別される。その1類は胴部がほぼ单一曲線で円弧状に形づくられている。口径・器高とも変化が激しいが変動幅は少なく、一応径13~13.5cm、高3.5~3.8cmに集中するとみることができる。器壁は薄く、巧みなロクロ技術を駆使して一気に挽きあげられている。胎土はやや砂質であり、良好な焼き上りのものでは器表が半光沢黒褐色を呈するが、得られた資料中には赤色生焼けの例が多い。この器は平安時代前~中期の諸窓で極めて多量に焼成されているもので、最も一般的な器形であるが、他の器種の如くに消費遺跡からの出土が殆どなく、性格を考えるうえでの資料を欠く。またこのことから逆に、その一気にひいた整形とも併せて

注<sup>1</sup>

一種の窯道具として使用されたことが多いのではないかとの推定がある。本窯においてはこれを確認する資料はない。(図IV-1~28)

糸切杯2類は体部が直線で構成されているもので、これにも糸切底から一気に胸部を直線にひき上げた例と、一旦ゆるく下脚部をつくり、ここから直線的な体部をひいているものがあり、前者は極く少ない。この類は第1類に比して、総じて器壁が厚くテクロ技術としては劣るもので、別々の工人の手になるものと推定される。

この類も前者ほど集中的でないが当該時期各窯で焼かれている。本窯出土のこの類に蓋と融着して何段にも重ねた例が相当数存して、組み合せとしてこの糸切杯2類+紐付蓋が考えられる。しかし他窯ではかかる例を聞かず、一般的には紐付蓋は高台杯と組み合せられる例の方が多いことから、本窯の場合蓋焼成のための代用窯道具として本類が使用されているのではないかとの推定をしている。

胎土、焼成は前者に共通し、大きさには大小あって変動幅も大きく、このことからまた製品と考えることに疑念を寄せしめるのである。(図IV-29~56)

これら糸切杯はロクロの回転方向に左右あり、灰原出土地点別のいかんにかわらず両類型とも右まわりロクロによるものが左まわりロクロによるものの1.6~1.8倍になる。この数値は後述の蓋における場合もほぼ同様であった。ロクロ回転方向と器壁厚さとの関係については追求し切れなかった。

また、糸切杯第1類とほぼ同様の体部造形を有しながら口唇部を外方へ折り返して平坦面を有し、大きさもひとまわり大きな器種が一例のみ存する。器形は中国風に「洗」と呼ぶべき形状で、仕上げは丁寧である。明らかに別ものであると考えられるが、1例のみの出土であるのでここにあげておくが、注意すべき器種の1つである。器表は黒褐色を呈し、やや砂質ながら上記2類型杯に比して良好である。(図IV-61)

高台付杯は大きさから2類別され、また明らかに器形上の特徴から1群と指摘できるまとまりがあり、大別2種に別けられる。

第1類は大型の例で、口径22cm以上に達して中・小型の変動幅を大きく超えるものであり、形状からもやや外反する口縁端作成、下部の稜が比較的丸く、浅い点で中・小型の一般的な形態とはやや異にする。整形はそれほど良好でなく、顕著にロクロ目を残す例も存する。胎土は上記糸切杯に共通の砂質か、やや良好のもので、我々

入手した資料はいずれも灰青色の器表を呈する。(図Ⅲ-1~5)

この類には、後記中・小型例とともに、蓋と融着した片が全く存せず、器内外の重ね焼痕跡はむしろ同種器形の大きさの異なるものを重ねたかの如くである。ただしかかる組み合せのまま融着して出土の例もなく、また蓋の大部分に残る重ね焼痕跡の様相から高台付杯+蓋という組み合せで統かれた可能性なしとはしない。

一方、重ね焼の組み合せ即使用時点での組み合せという関係は必ずしも成立しない如くである。本類、高台付杯大型はかなりの大きさであり、糸切杯2類型にはこれに匹敵するものがないが、蓋にはこれに相当する大きさものがかなりの量存するからである。従って大きさからみても明らかに高台付杯大型+蓋大型の組み合せが成立し、この蓋大型と前記糸切杯2類の融着例が存することから、糸切杯2類の代用窯道具という観点を得たのである。

中・小型の類の多くは造型的に大型の類に近い特徴をみせるが、一般的に下脚部稜の鋭さ、胴部の略直線状整形という点で大型と異なる。口径・器高の変動幅は大きく小型の例で口径12.5cmから18cmまで各種あり、器壁の厚さ・ロクロの回転方向もまちまちである。この類も蓋と融着の例はない。ただし後述の如く蓋表面の重ね焼痕跡からこの類の比較的大型例と重ね焼きしたのではないかと推されるものがある。胎土は糸切底杯よりも良好である。(図Ⅲ-16~35)

これに対してほぼ直立の体部を有して深く、下部の稜も極めてシャープな1群があり、形態的には上肥2類型と明らかに異なる。この類はいずれも薄手でロクロ技術は前類に比して優れ、大型の1例の如き優美な形状の高台を有するものもある。胎土は上記2類型と同様である。(図Ⅲ-6~15・36~44)

この類に入る特殊な器種が2種存する。1は双耳杯(図Ⅲ-15)で、もう1種は陰刻花文を有する杯(図Ⅲ-36~38)である。

双耳杯は薄い第3類高台付杯の胴中部に軽く上反する短い板状耳を有するものである。耳は丁寧な作りで、端部は丸く仕上げられている。焼成良好で、表面は自然釉剥落のため荒れているが、所面は堅緻な灰赤色を呈する。この類は別に耳の部分だけの片もあり、この例も短い耳である。

注3  
陰刻花文を有する杯は2種3片を得、そのうち2片は胎土、焼成、技法からみて同

個体と思われる所以、少なくとも2個体分の破片である。

これら1個体分は全体の1/6程度ながら口縁端から高台まで存するので、岡上復原を試みた。それによると口径15.6cm、器高13.2cmで、やや鋭さを欠くとはいえ、深さなどからみて上記の高台付杯第3類に入るものであろうと考えられる。ただし整形は良好とはいはず、内外にロクロ目が顕著である。表面は半光沢の灰白色を呈し、端部部上下に2本づつの沈線を施して、これに狭まれる内区にはやはり2本づつの沈線で上下の弧文をあしらっている。ヘラによると思われるが横行の沈線、円弧文とともに稚拙である。(図II-38)

他の1例も胎土、整形とも同工の上胴部片のみである。これは残存下端に沈線を施し、これより上位に2本づつ組の沈線で花を描いていて、デザインは前者より優れるものの、技術的には同様稚拙であって、最盛時の猿投窓陰刻花文の流麗さには比べるべくもない。(図II-36)

## 2. 蓋 (図版I・写真図版II)

蓋には杯の蓋と短頸壺の蓋があるが、ここでは前者について記述し、後者は短頸壺と共に述べることにする。

杯の蓋にも3類型を指摘することができる。その第1類は上面がほぼ単一曲線で構成される例で、端部のつくりもしっかりとされている。總じて薄づくりであり、上面はロクロでひきあげた後に返して鉢をつけ、中央付近を削り整形する技法をとっていて、最終の削りはロクロの回転を利用する例が多い。鉢の形状には種々存し、大きさにもかなりの変動があるが、最も多いのは径14~14.5cmに入るグループで、殆どが扁平なボタン状鉢を有し、すべてが口辺部が重ね焼きのため表色変化をみせている。(図II-1~27)

第2類は体中央部分と口辺部の厚さが極端に異なり、そのためか上面に顕著な稜を有する例であって、この類は大概口縁端が小さく不整形である。また中央部の厚過ぎる結果、ここで焼きはせた例が多い。この類は鉢を貼付けた後の削りが明瞭でなく、あるいは削りを行っていないグループなのかも知れない。この類の鉢は全て扁平なボタン状鉢で、前者に少数例ながら存する高い宝珠つまみはない。(図II-28~46)

製品の破損率が前者に比して高かったのではないかと考えられる所以、得られた資

料中の量としては前者と同量程度だが、製品としての出荷量、ひいては生産量は前者よりも少なかったのではないかと考えられる。また前者との違いはそのまま工人の違いと考えられ、このような明瞭な「手」による差異は本窯の全製品を通じて看取されるようである。

第3類は極めて大型のもので、一部は器壁も厚く、端部の柄或は複雜特異で蓋の通常例のそれではなく、むしろ盤体部端のそれに近い。しかしこれらに接合可能の大きさの鉢もかなりの量存する一方、中央部の造型が各種盤のいずれとも異なるところからも蓋に間違いないものと考えられる。大きさからは高台付杯第1類と組み合せになるものとしてよいだろう。(図1-48~54)

これらの蓋はいずれも重ね焼の痕跡を、あるいは融着、あるいは表色変化で顕著に残していて、それらを基に焼成の際の組み合せを考えてみると糸切第2類、高台付杯第2類の場合が存する如くである。

一方、大きさ等から考えられる使用の際の組み合せはこれとに合致せず、上述の焼成組み合せによる製品が、他の器種に組み合せられる例があると考えられるのは上述の通りである。

上面に一周突帯をめぐらした蓋片が検出された。灰白色良好な胎土で焼成も良く、整形上も優秀で端正な鉢を有する。1個体分のみであり、しかも縁端を全く欠失するために杯の蓋であるのか、あるいは硯、短頸壺等の蓋であるのかも不明である。他にも例をみない器種である。(図1-47)

### 3 短頸壺 (図版II-VIII、写真図版並)

大型のものと、中・小型があり、形態上も顕著な差がある。

大型の例は略球形の胴に極く短く直立の口頭を有するもので、得られた資料中には下腹部まで接合可能の例がないが、従来の知見からして左右に張ったしっかりした高台を有する器種であろうと考えられる。本窯出土例はいずれも砂質の比較的粗悪な胎で表面黒灰色を呈するが、殆どが自然釉を降着させて黒緑色に発色している。蓋が付くものと考えられるが、入手し得に資料中には蓋と重ねて焼いたと考えられる例がなく、口縁端にも豊かな釉が降着している。組み合せになる蓋として口径14cm程に達し、縁端が深く垂下した1群があり、この類は上のとがった高い鉢を有すると考えら

中型に入るものに、体部からゆるい肩部を作り、わずかにしばって短い直立の口徑を有する盤とでも称すべき類が存する。伝統的な須恵器焼頭蓋の形であつて、底部は尖切のままである。いずれも薄胎で良好な土を用いており、表色は黒褐色半光沢を有する。この類に入る例として、大きさの異なる同工器種を入れ子状にして焼成したと思われる状態で出土した例がある。(図VI-17~23)

小型の類は胸部が前者よりは直線に近く、肩を張った形状で、なかには鋭角で明らかに蓋受けとして造形された肩を有し、直線状の胸を有するものもある。器形、大きさの変化は大きいが、前記中型中の類と異なり蓋を有する壺である点で共通する。出土片中には焼成中に降下した自然釉によって蓋と融着した例がかなりある。(図VI-24~26)

この類の蓋はいずれも扁平な鉢であり、上面は平坦に近い仕上げである。表面に美しい自然釉の発色した例もある。このうち実用器とはみなし難いほどの小型の例が存在して、これは他窯との関係から注目される。大部分が底部を欠くが、いずれも系切底のままであろうと思われ、整形上は前記中型の類に比して劣る例が多く、頗著なログ目が無修整のままのものも多い。(図VI-25)

#### 4 盤 (図版IV・V、写真図版Ⅳ)

盤には3類ある。1類は高台を有し、他2類は平底である。

注4  
高台を有する例にも形態上2種が類別される。最も量が多いのは前記高台付杯と同じ高台で、断面梯形で低い。体部は低く浅い杯部の縁端を2度折り曲げて、上縁がフラットになる造形である。大きさは変化があるが、大略径14~14.5cmになる群と径が18~18.5cmに及ぶグループに別けられる。いずれもやや砂質の胎土で、表色は灰褐色~黒褐色を呈する例が多い。(図VI-1~32)

注5  
この類と造形上極めて共通性の強い系切底の器種がある。そしてこの2類型の器種は焼成に際して一緒に組み合せて焼いていて、融着片が存する。決して上記の類の高台が偶然剝落したのではないことは、この事実から確認されることである。造形上、大きさも全く上述高台付盤1類と共通だが、底径は小さく8cm以下である。

高台を有する盤の小数例として、高い台に杯部が縁端まで殆どひきはなした例があって、形態上所謂大盤の類に入るものがある。杯部の大きさは高台付盤1類の大型

よりも更に1まわり大きい。復原し得たのは1個体だが、杯部片はまだ若干残存する。(図Ⅳ-38)

これに対して円筒状の台脚を有する大盤片は脚部片のみがわずかに残る。透しを有する例が多く、だいたい脚高4~5cm、杯接合部径10~13cmを測る1群である。

この1群中に下端部を折り返し、胎土が極めて良質で淡緑色の美しい釉が発色して灰釉圓面鏡の台脚でないかと考えられるものが数例残る。いずれも小片で図示はできない。(図Ⅳ-34~38)

平底盤として一般的な器形は口径が20cmを超える浅い器形で、口縁端はわずかに上から押えて平坦化している。底部を皆欠失しているが、従来の知見からすればやや真中のあがる薄い条切底と考えられる。胎土、焼成とともに良好で、表色は灰赤色堅緻、一部に淡緑の自然釉が発色している。(図Ⅳ-57~60)

### 5 高 盤 (図版Ⅴ、写真図版XVI・XVII)

高盤には2種の器形が類別されるが、いずれも杯(盤)部の形状が不明で、脚部による区別である。

1類は比較的太い脚部で、上部に綾長ほぼ長方形の透し孔を有するものである。この類はかなりの量が残るが、いずれも表面平滑の灰赤~灰褐色を呈し、胎土は良好である。透しは上から下へ切り落している。端部は大きく開いた先を軽く肥厚させ、つまんだような端が垂下する簡単な造作である。(図Ⅳ-38)

これに対して2類は細い上部のみ3点を得、図示が困難であるが写真に示したが前者よりも更に良好な胎土を使用し、白灰~橙赤色を呈するものである。まったく文様、装飾を有しないが、杯(盤)接合部に一段を有する例が残る。これは出現の時期<sup>注6</sup>が限定されているので、本窯の編年的位置を確定するうえで重要な手掛りの一つである。接合部径5cm、残高11cmを測り、3個ともほぼ同大である。(写XVI中段)

これに直接に接合復原はできないが、接合部にやはり一段を有し、胎土・表色も上記3個体と相同的な盤部片が若干残るが、これらでみると盤部は単純な曲線で縁端まではほひきはなしの造形である。径の復原はできないが、一段より口縁端までの距離は5cm程度で、上記3本の脚にこれを接合し得るものにすると口径11~12cm程度の高さに比して盤径のかなり小さな高盤が復原される。

## 6. 麋 (図版Ⅷ・写真図版XVII)

前述の如く、本窯灰原中より得た須恵器系各器種中、最大量であるのがこの麁類片である。しかし個体数はそれほどでなく、杯、盤に次ぐ程度と考えられる。

口縁部の作りには変化がなく、いずれも鋭いヘラ使いをみせている。口縁部はロクヨウでまず粘土板積み上げで粗型を作り、整形したものと考えられ、中途に粘土を足して火痕を明瞭に残す例がある。頸部の粘土板接合部に叩きしめの痕を残している例もこれを被足しよう。仕上げには鉄分の多い土を塗付して焼成したものと考えられ、特に頸部は半光沢の黒灰色を呈する例が多い。

これに対して胸部は全面的に輪づみによったものと考えられ、外面は全面に2~3mm間隔に3~5%頬、長は推定10cm程度（重なっているため）の平行叩き文を有する。叩き目の重なり具合から1単位は  $15 \times 5$  cm程度の長方形でないかと考えられる。胴部は上部の頸接合部と底部近くを除いては薄く仕上げられている。

内面にもほぼ全面にわたって円形叩き（あるいは当て板痕）文を有し、径は5cm程度である。

底部は平底である。

一方、整形上は内外に同工の叩き文、当て板痕を有しながら、一段と良質な土を使用して薄く仕上げられたもののうちに、底部近くに把手状の耳を付したものがある。これは後述のように別の器形をとっているので、この把手の意味は不明である。

空洞部片中に、断面に袖が流れて全体に窯壁片等が附着したものがかなりあり、これらが窯内で製品安置のための代用窯道具であったのではないかと考えられる。

## 7. 鉢、甑 (図版Ⅸ)

断面筒形の胸部に、肥厚させた底面あるいはその側面に刺突による穴が存する鉢が多い量存在する。上端はやや肥厚させたあと、上から押えて上面に平坦面を有し、下すばまりの胸である。底部は極端に厚い例と薄いものがある。いずれの場合も円盤をまず作り、その上に胸を整形したことは明瞭である。（図版Ⅸ 5~8）

底・側面の刺突にはいろいろあって、1種は底面にのみ浅い刺突があり、また別の方では底・側面に密にあって、しかも底面からの刺突が内面に貫通しているものもある。器内面にまで貫通したものについては、その機能に疑問を持たざるを得ない。

この器形は奈良時代以来伝統的なものであるが、外面における刺突の機能的意味については不明である。本調査員中には、底面円盤が胴部などよりかなり厚いことから焼きはぜ、あるいは焼成不良にならないように施されたものとの見解を有するものがあるが、底円盤の厚さと刺突の個数・深さには全く相関がうかがわれないので、これも確証を欠く。

この鉢に近似の体部、あるいはより薄くて甕の如くに叩き文を有する体部で、底面に大きな梢円形の孔を有する箇が若干存する。復原が殆ど不可能のために底面を図示し得ないが、現存の資料から孔を復原してみると長径10~12cm、短径4~5cmの大さりであり、これから底面縁辺部に5孔存したと考えられる。ただしこれは鉢に共通の比較的厚手で素面円筒状脛を有する類の場合である。

甕と相同の整形の類は上胴に大きな、やや上反する把手を有し、従来の知見から想とされるのだが、底面の様相は全く不明である。口縁は少し厚くなり、叩きをなでて完全に消してある。縁端の造作はいまひとつ不明である。把手はかなり遺存するので、この類のほうが前者よりも多く焼成されたのではないかと考えられる。

### 8 瓢等 (図版Y・M・XIIと真図版XIII・XIV)

これらの普通的器種に加えて、胎土・整形・焼成技法上から須恵器系統に入るのでないかと考えられる特殊な器物が若干存する。碗が比較的多く、陶錘、獸足が極く少量である。

碗は形態上2種が類別される。1類は腰を張り、口縁部は比較的立った深い手であり、大型の器である。器壁が厚く、砂質の胎で黒褐色～灰褐色を呈し、直接火を受けた部位が赤色に発色しており、器形を別にすれば須恵器系の技術によったものであることはまちがいない。クロ目は丁寧に調整されて消されているが、底部の厚さなど技法はあまりよくない。(図Y-42~44)

2類は前者よりも薄手で、ほぼ同一曲線で口縁端までひいているものであり、クロ目が極めて顕著で、あたかも紐をまきつけたかの如き器表を呈する。表色は灰色を呈し、前者よりもひとまわり小型の器種である。(図Y-45~47)

鉢形の陶錘を得た。いずれも良好な胎土で、図示の2点のうち完形の1例は灰色を呈するが、約1/2を残す片は灰白色の胎に淡緑色の美しい釉が発色している。両者は

ほぼ同様同大で、完形の例は長4.7cm、胴中央部径1.1cm、端径0.6cm、穴径0.4cmを測り、 $\frac{1}{2}$ 残例の方がやや穴径が大きい程度である。穴は全体を通じて同形状同様であること、内面のまきつけた跡からみて丸い木・竹等に粘土を巻きつけて作ったのでないかと考えられる。奈良時代以降の鳴海地区須恵器焼成窯からは若干の出土が知られているが、黒笠地区等ではかかる例を聞かないで鳴海地区的地理的環境による要請であろうと考えられ、他の製品とは製作の背景、製品の供給などの点で異質のものではないかと推定される。(図II-33・34)

脚足は完形のもの2点を得た。長5.5cmを測り、細かい縱位のヘラ削りで円形に近い形状に仕上げており、蹄部は軽く横位のヘラで切って境をみせている。また底面は丁寧に面取りが施されており、全体として極めて良好な整形である。

胎土はやや砂粒が多く、いずれも青灰色を呈することから、やはり須恵器系の技術によって製作されたものと考えられる。造形上の強い共通性から同一工人の手になると考えられ、ほぼ同一器形、同一個体の足と考えてよいであろう。

接合部は脚底面を水平にした場合、水平に対し $20^{\circ}$ 以上の傾きを有し、接合された器形は平底でなく、丸底に近いものであったろうと考えられるが、それ以上に器種を推定する資料はない。(図III-3)

## 第2節 灰釉陶器各器種

本窯の最大特徴は長頸瓶で、その破片は灰釉陶・須恵器各器種を通じて最大量である。これに加えて双耳瓶、淨・水瓶などの初期灰釉陶器種と優美な瓶、壺など盛時灰釉陶のそれが併出していることも本窯で注意すべきことであろう。

### 1 長頸瓶(図版Ⅲ・Ⅺ・X・M、写真図版Ⅴ・X)

極めて量が多く、それにともなって変化も激しい。まず大別するならば製作技法からみて3段構成のものと、2段構成のものとに別けなければならない。

3段構成の例は極少量である。まず頸部を肩部円盤に付け、これを胸部に接合する技法上の特徴だけでなく、器壁の厚さにみるロクロ技術の稚拙さ、更にはやや外反ぎの細い頸に鋭さを欠き厚い口縁端の縫合をみても、明らかに後述2段構成のものと

は別の工人の手になるものである。(図Ⅺ-1~3・29)

底部まで接合し得た例がないために底部の造作は不明だが、胴部片は明らかに厚くて後者2段構成のものと区別が可能である。ただし胎土は殆ど同一である。

この類に若干例有環瓶が存した。紐状にした粘土を無造作に半円状にまげて肩部に接合したもので、全形を復原し得ないので断言をはばかるが、従来の知見からしても1ヶのみの環であろうと思われる。同形状環片は比較的多く存する。(図Ⅺ-29)

2段構成長頸瓶片は膨大であり、まず大きさから大・中・小型の3類に別けるのが妥当であろう。このうち大型・中型は大きさによる区別が可能なだけであるが、小型は造形上の特徴もあって、明確にタイプとして析出することができる。即ちこの類では頸接合部内面を指頭によってなでて整形しているのである。これによつて析出みると、口径が5cm以下で、小さな物では口径が1cm未満のものまである。胴部片、底部片もかなり存する。(図Ⅺ-1~14)

一方口径は5cm程度からあるものの、頸内側が通常の造形をもつてゐるもので、口径10cm未満のものを中型として指摘した。これが本器形中でも最も多い1群である。

なかでも口縁径9cm、頸部8cmに最大量が集中する。この場合、胴最大径16cm、復原器高25cmを測る。

この類にも極めて薄胎で、口縁の造りも鋭いものと、かなり厚いものとがある、それぞれかなりのまとまりを有し、群としての析出が可能であるが、これも製作工人の違いによるものと考えられる。

胎土はすべてやや砂質で、種の発色も種々ある。

高台は低く、やや外反じて内面はえぐられており、底裏面に所謂窓印を有するものが存する。

口径が10cmを超える大型の1群はやや肩をはった形状のものが多い。大きなものでは胴部復原推定径28cmにも及ぶ例がある。

全類を通じて口縁端の造作に3種ある。即ち内側がゆるく円弧状に落ち込むものと、1段を有して落ちるもの、さらにここに若干の平坦面を有するもので、この他に変化がみられるのは縁帯が下方で外反するものと、ほぼ垂直なもの、あるいは中央が

ばひものとがある。

この長頸瓶口縁内部に窯道具の輪づくが融着したまま出土した例があり、何かの器形と組み合せて焼いたものと考えられるが、器種は不明である。これに加えて焼成中破損した口頸部片を輪づくの代用品として転用したのではないかと考えられる、両端に釉が流れ、窯壁片等が融着した破片が相当量存する。また後述の窯道具のナヤがあることは前述須恵器鉢底部かと考えられる円筒形平底の下胴部内に長頸瓶頸部片が融着している例が出土していて、長頸瓶焼成の様相を示しているかの如くである。(図W-19)

## 2 双耳瓶 (図版W、写真図版XI)

短かく太目の頸を有し、上胴部から肩部にかけて2つの縦長の耳を付した器形で、底部は平底である。これにも3段構成の器と2段構成のものとがあり、残存破片でみると限りこの場合は3段構成の例が多い。

3段構成の個体ではほぼ上胴部を全面的に残す例が3個存する。いずれも砂質の胎子で表面は灰色、暗緑～褐色の釉が施されている。(図W-21・22・24)

うち2個体はよく共通の特徴を示し、小型の口頸部で比較的肩をはっている。造形的にはやや鋭さを欠き、器壁も厚い。耳は横位よりみるとゆるく曲線状で、1孔を片側よりあけている。(図W-21・22)

他の1個体は上記に比して肩が丸く、口頸部が目立つ。これは破損後、長い間窯内に放置されたらしく、内面が窓口頸部の如き半光沢黒褐色を呈し、断面にまで及んでいる。耳も上記2例に対して大きい。(図W-24)

2段構成の例としては口頸から底部に至るまで各部少量づつながら存し、よく器形全体を復原し得たものがある。これは黄灰～白灰色の極めて良好な胎土で、器壁の薄いこと、口縁部のシャープな造形といい優秀な技術によるもので、3段構成のものとは隔絶している。また肩をはり、下胴部がややそげた優美な形状は中国磁器の瓶を思わせるものがあり、本窯各種製品中の絶品であろう。

全面にかけられた釉は焼成の失敗からかチリメン状を呈するが、一部良好な状態のところでは半透明黄緑色に発色している。

耳も小型で、やや角張った薄造りでやはり1孔を有する。(図W-23・写XI)

2段構成の例はすべて薄いつくりの故か破損が大きくて、復原し得たのはこれ以外

に肩部1例のみである。この個体は上記例に比して肩が丸く、耳も丸いつくりであるが、胎壁の薄さ、白色良質な胎は共通する。黄色に発色した釉が全面にかかっている。

これ以外に口頸部、耳のつく肩部などは両類型ともかなり存する。ことに薄胎の口頸片はかなり多く、中には頸部に1条ないし2条の沈線が回続する例がある。

耳の作りでみると2段構成の器につくものは殆どがやや角張ったガッチャリした造形を示し、總じて薄造りのため區別は容易である。

底部は両類型とも平底である。

### 3 淨瓶、水瓶 (図版Y・写真図版XVII)

これらについての資料としては頸部片を得たのみで、胴・底部片は膨大な長頸瓶中よりついに同定し得なかった。

淨瓶頸部としては図示のものが唯一例である。白黄色極めて緻密な胎土に黄色失透釉が全面に掛っている。現品は全面に細かい胎壁片・砂粒が付着しているが、ロクロ技術も極めて洗練されたものである。胴への接合部以上を残しており、現高9cmを測るが、かかる良質の胎の例は長頸瓶片中に殆どなく異例のものである。(図X-39)

これに対して水瓶口頸部は数個体分を得たが、いずれも長頸瓶片に共通の砂質胎で器表は灰色を呈し、釉も暗緑～緑色に発色している。全例がやや先細りの頸の先端を軽く開いて口唇とし、中間に2条の沈線を回続させている。

### 4 菜壺 (図版X-20・21)

白色堅致な胎土に黄緑色半透明釉が流れた底部がある。底径、立ち上りの角度からみて瓶の底部ではあり得ず、球形胴に短かい頸を有する所謂菜壺形の壺の底部であろうと考えられる。やや砂質とはいえ、前記淨瓶頸片とともに本窯各器種最良の土で、焼きあがりも最もよい。高台下面には釉が流下して他の器と融着したところをはがしたあとが存するが、このように良好な焼きあがりなどから考えて他の製品との重ね焼の痕では決してなく、後述窯道具中のサヤの内に納めて焼成された際の痕であろう。

近年これに極めて共通する造りの底部を有し、同様良好な黄白色胎に黄緑釉を有する壺が、内部に火葬骨を納めて骨器として使用された例が2・3明らかにされているが、本製品もそれらと同様のものであったろうと考えられる。本窯中よりの出土は極めて少ない。

### 5 鉢 (図版VI・写真図版X)

やや丸い肩を有し、腰がそげて直線状を呈し、口頸も殆ど直立する鉢がある。その殆どは口縁端を肥厚させた後に上から押え、上面に平坦面を有する形状に仕上げている。長頸瓶に共通のやや砂質の胎で灰白色を呈し、釉は緑～黄緑色に発色する。一部は光沢のある黒褐～灰褐色を呈する。底部はいずれもかなり薄い平底である。ほぼ完形に復し得た例があるが、口径26cm、器高18cmを測る大型のものであり、他の例もこれとそれほど変りのない大きさであろうと思われる。この器形は須恵器系統中にその伝統を有するもので、本窯須恵器系統器種の中型短頸壺もその好例であるが、本窯ではこれを灰釉陶として生産している点に特徴がある。底面には砂粒、窯壁細片がついているので、むき出しのまま焼成しているものと考えられ、底内面の様態からみると同器種大小の組み合せ焼成とみることができる。(図版I-1~10)

### 6 碗 (図版V-41、写真図版XII)

灰釉の碗は灰原中より唯一点を得た。黄白色の極めて緻密な胎土で、比較的浅く、優美な曲線で口縁部をやや外反させる習体、低く小さくてカッチャリとした仕上げの高台など須恵器の碗とは明らかに異なる。土は前記華麗のサラッとした感じに比して極めて粘質堅致であり、全体に黄色のかかった半透明釉を施しているが、現物は灰層中にあったため、貫入より炭素分を吸着して灰色のかかった部分が多い。全体の形を残すのみであるが、本窯の編年的位置を決定するうえで極めて重要な資料である。内外面とも焼成方法を示唆する痕跡を有しないので、出土の窯道具のいかなる組合せによって焼成したのかは不明である。

### 7 特殊品 (図版V・XI・XIII、写真図版X・XII・XIV・XVI)

以上のはかに灰釉を施した少量器種が若干ある。碗、平瓶、「魚」、意味不明の器がそれである。

碗には円面鏡、風字鏡の2種が存する。円面鏡は剥離した鏡面1面が確認され、台脚部が不明である。この鏡面は径8.5cmを測り、台脚との接合部以下を欠き、全面に窯壁片、小砾を堅く融着させていて図示不可能であった。陸部端、海部端のいづれも丸く粗雑な整形である。胎土は長頸瓶片に共通する砂質のもので、表色は黒褐色を呈する。この台脚としては、数多い高盤脚片中に脚端に折り返しが存し、優美な透しを

有する例がかなり存するので、これらが相当するのではないかと考えている。

風字瓶には大型、小型がある。大型の器片はかなりの量を得たものの、いずれも小片で図示は不可能である。脚でみると高2.6cm、接合部径2.6cmでヘラ削によって6～7角錐形状を呈する。胎土は良好で、入手した資料は全て生焼けのため青灰～白灰色を呈する。硯面のわずかな片から端部での面厚0.6cmを測った。

小型風字瓶は脚のつく前部1/4片を得た。脚の大きさ、面厚からしてほぼ大型のものに相当する。焼成は極めて良好であり、黄灰色緻密な胎に硯面には黄色半透明の、硯裏面には淡緑～緑色に発色した釉が全面施されており、脚接合部付近などに釉だまりを作っている。各部の工作は極く繊細であり、脚は大器品に比してより強く円錐を意識し、面取りは14回にも及んでいる。この工作状況と硯面の釉とを併せて考えてみると、大型品とは異なり実用を意図して製作されたのではないと考えしめる。この小型硯も唯1点を得たのみである。(図V-40)

平瓶は破片からみると、かなりの個体数が生産されたものの如くであるが、復原し得たのは図示の1点に止まる。これは灰色を呈する砂質堅致な胎に、半透明から緑色失透の釉が発色しており、釉は頸下部、把手接合部に釉だまりを作っている。上面が殆どふくらみをもたず、平坦に近い。各部の工作、ことに口頸部の薄いロクロは極めてすぐれている。(図VI-22、写X)

他に出土の平瓶片をいま比較の対象を把手にみると大型品(幅3.5cm、厚2.0cm)から小器品(幅1.1cm、厚0.4cm、長6.0cm)まであり、いずれも黄灰～灰白色の緻密な胎を有し、表面は黄～紅灰色、釉は白色半透明～淡緑発色の変化がある。わずかに残る肩部残片をみても、造形は極めてシャープで器壁も薄く優品が多い。

底部については同定し得なかったので断定は避けたいが、高台を有するものと考えている。

「魚」は図、写真でみると如く、ロクロでひいた円筒状の胴に直立する背ビレを付け、全面に魚鱗をヘラで刻して、一日でそれと知られるものである。この胴は尾部に至って扁平につぶされて尾ビレを形成し、表面も鱗文から刻線によってヒレを示しているが、内面をみるとロクロ目が頗著であって、当初円筒として作られたことは明らかである。(図XII-1・2、写XII-XIV)

これに対して前部は全くこれを欠き、また腹部片もついに入手し得なかった為に全体の器形については明らかにし得ない。

胎土は灰色～黄灰色、やや砂質で長頸瓶片に共通し、焼成は良好で堅緻である。背ビレ下部に釉だまりを作つて濃綠に発色するほか、鈎刻線内にも厚く釉が入り込んで濃綠に発色した片がある。

製作の意図、機能については全くその手掛りを欠く。従来の窯投窓諸窓中のみならず各地古窓生産品中、あるいは畿内大消費遺跡の当該時期遺物中に全くその類例をみないものである。

器形及びその機能が全く不明のものが1点存する。平面形はほぼ梢円形状を呈し、長径19.5cm、短径18.5cmを測る。側面からみると厚い梢円板に外反する短い体部と、板状の短い脚を付したようで、上面は欠落しているものの、端部の状況から復原してみると円弧（半球）状を呈したかの如くである。脚は現存1個のみだが、接合部の状況と全形より推して4脚と考えることができる。（図II-23、図III-10、写X）

底面裏には拓本でみる如き亀甲状を見せる刻線文を有する。

胎土はやや砂質ながら良好で、表色は灰色を呈し、釉は一部で2次焼成によるものと考えられる黒褐色を呈するほかは良好な綠発色である。これらの点からみて灰釉陶器の技法によるものであることはまちがいないであろう。

その器形について当初我々は火舎香炉ではないかと考えていたが、指導を受けた柄崎助教授をはじめ数氏はこれに疑念を呈され、うちの一氏より窓道具のサヤの一種でないかとの示唆を受けたが、これには納得していない。

長径にあたる部分は器壁を欠いており、この部分の造作が不明であることを行言し、現在の我々の推測の一部を付記すると、底面の刻線文と前記「魚」との関係よりして全体の器形としては「亀」をあらわし、香炉であったのではないかという考えがある。

### 8 各種窓道具（図版M、写III・IV）

窓道具としては大別2種が存する。その1は製品を窓内に安置するための各種形状をしたツクの類であり、その2は製品中の特定器種を覆ったサヤの類である。

ツクの類にはまた棒・筒ツク、輪ツクのほかに代用筒ツク、代用輪ツクがある。棒

ツクは写真に示した程度であるが、筒ツクはかなりの量を得た。いずれも胎土は良好であり、製品である灰釉陶器相同的の土を用いている。(図M-21~30)

輪ツクは図示の2点のはかに小片が若干量存する。(図M-31・32) このうち1点は前述の如く長頸瓶の口縁内側に融着した状態で出土したものである。このため我々は組み合せになる器種を求めて大部分の底部を照合したが、確認は得られなかった。壺蓋片中に1点のみながら体部が極めて長く、瓶の蓋でないかと考えられる個体が存するが、この内面には重ね焼の痕跡が存しなかった。

輪ツクになるのか筒ツクの変化形なのか不明のものがある。極めて粗雑な整形の截頭円錐形状を呈するが、表面には厚く釉が降着し幾度となく繰り返して使用せられた様相を示している。(図M-28)

代用筒ツクとしては前述した長頸瓶口頭破損片があげられる。これも繰り返して使用されたらしく、断面には厚く釉が流れている。破片が融着していないので、これも何を焼成する際に使用せられたものかはわからない。

代用輪ツクは第1面に壺表面と同様の叩き文を有し、その裏面にも同じく当て板痕を有し、円弧状を呈する内側が鋭く糸切りされているものである。従来より注意されていて、壺体部整形後にロクロ仕上げの頸部接着に際し、頸の外径に合せて体部上端を切除した残片であろうとされる。我々も入手した資料を検討した結果、同様結論に達したが、その際併せて注意したのは単なる切り離し残片そのままでなく、ヘラによる修整がみられるほか、必要な長さに切り取り、その端部を簡単ながらなでて修整していることの2点であった。(写M下段)

その機能についても既に窯内で器物の安置の目的で床面上にすえ置かれたものとの推定があり、我々もこれに全面的な賛意を表するものである。

サヤにも大別2類が存する。その1は深い円筒状を呈するもので、器壁も薄く、やや上すぼまりの形状はどうてい窯道具とは考えられないほどの丁寧な工作である。しかし同種器形が従来より灰釉陶焼成窯で発見されているので、サヤであろう。底部は現状不明だが、平底であろうと考えられる。胎土は灰釉陶そのものの良好なものを使用している。(図M-15~18)

その2は浅く、しかも直線状に大きく開き、後世のすり鉢の形状を示すもので、こ

おは底部がはっきりしており、平底である。胎土は上記1類よりもかなり粗陋なものを使用しており、全面に厚い釉が降着している。内面底部には納められた器の底部なし高台の跡と考えられる痕が存するが、同定は不可能であった。しかしこの浅い器体からすれば、碗、硯等背の低い器以外は考えられない。

このナヤの場合、口部が広いため蓋をしなければ開放状態で焼成する場合と殆ど異ならず、これから考えて蓋が存したものと考えられる同定し得る器は現存しないので言及は避けたい。

**注1** 例えは典型的な灰釉陶成窯であるK-78号窯でも須恵器系器種として最も多量に推成されているのはこの器種である。

**注2** この類型は比較的限定してみられる如くであり、古い時期としてO-10号窯に存し、K-3号にも少量ながら存する。新しいものとしてはK-14号窯にもこれをみる。いずれの場合も高台の造り等、同型他器種よりもかなり精巧である。

**注3** 図版拓本が不鮮明であるが、一類は上下2条ずつの沈線の間に円頭を上下より配するが、順序は不規則である。もう一類は明らかに花を描いている。いずれもヘラ先によると考えられる浅いもので、描線は生硬で拙拙である。

**注4** 本稿においては盤状体部を有するものを全て盤としたが、古い須恵器の伝統的器形としてむしろ高杯と称して良い形式のものもあり、從来報文中にこれが高杯とされている場合がある。ここでは統一を避けるため、機能上は差のない名称について統一を行った。

**注5** 従来殆ど知られず、知見に入るのはO-9号窯にみられるもののみである。ただし若干型式を異にする小型の例はかなり知られる。

**注6** K-7号窯の特徴の一つとして從来も掲げられている。なおK-7号窯報告者（報告書は本刊）はこれを高杯とするが、本書では前述の如く…括高盤として扱った。

## 第6章 小 結

本窯調査に当って我々はその開始の時点で平安時代中期の灰釉陶器焼成窯という予測をたてており、調査の結果はこれをほぼ確認したが、従来の知見に加える新しい状況を認識し、また遺物のうえからも従来の編年觀に若干の変更を迫る資料を得た。

本窯の特徴の第1は燃焼室・焚口の特異な構造に合せて、灰原の形成が全く従来の知見にない状況であったことだろう。これらの点は発掘中において我々の認識を誤らせ、作業を遅らせる原因ともなったが、燃焼室・焚口構造についてはK-7号窯が同様の状況にあったことが理解を助けた。

K-7号窯も焼成室がズンドウで細長くて本窯に共通し、燃焼室内床面にも同様所謂舟底状ピットが存した。焚口の前面は若干本窯と相異し、火ピット状燃焼室・焚口からの排水溝が2条、前庭部、灰原へと続いている。これに対して本窯にはかかる溝は存せず、浅い痕跡的ピットが2個発見されたのみである。しかし両窯において最も相違するのは灰原の形成であり、窯体そのものについては殆ど同一といつてもよいであろう。

焼成室が細長く、殆ど煙に変化がなくて、続成室・燃焼室端でわずかにしづり、燃焼室床に舟底状ピットを有する形式の窯は奈良時代から平安時代中期にかけて出現したものであり、K-7号窯及び本窯もこの間に位置づけられる。

この構造上から大きく推定される編年上の位置について、遺物を関連資料と比較検討することで、より厳密に比定しよう。

本窯遺物を特徴づけるものとしてはまず長頸瓶を挙げなければならない。その割合は殆ど遺物総量の半ばに達するほどの膨大なものである。本窯長頸瓶の特色はまず2段構成の器が圧倒的に多いことがあげられる。また数少ない3段構成の器はいずれも器壁が厚く、各部の仕上げにみるロクロ技術の拙劣さから、破片をみてもただちに2段構成との差異を認めることができるほど顕著な違いがある。器形の構成上にも若干の相違があって、3段構成例はいずれも頸が細く上にひろがる形状を示し、胴は肩を張るほか、環状耳を有した片は全て3段構成によっていた。これらの顕著な相違から古代の技術体系とその保持の実態を垣間みるかの如くである。即ち3段構成例と2段

層或の層の間の相違はあらゆる点に及んでいて、その技術を保持する工人の個人の進歩をそのままに現出している。

ただし現状ではこの相違を整形技術上にみることができるものであり、土・焼成について如何とも言い難い。そのために採土、整形、焼成のいかなる過程が個人に体現されていた技術体系の区分として存したかについては明らかではない。

本窯の2段構成による器を、いわば猿投灰釉陶の本場ともいべき黒雀地区の当該光明窯のものに比すると明らかに質において劣り、量において優っている。

形態上からみると体部が卵形を呈する例が少なく、また体部に比して口頭部が小さ目である特徴は2段構成例としても古い時期に入るものであり、既知の資料にこれを深くするとO-23号窯、N-7号窯、N-39号窯などに同例を見る事ができる。

他の遺物に目を転じて、長頸瓶とともに本窯を特徴づける双耳瓶を検討してみよう。本標形についても長頸瓶と同様の現象をみることができる。既ちクロロ技術の拙劣な3段構成の器と、薄胎で優れた整形技術をみせる2段構成製品が存するのであって、破片にみる限りではその比率は長頸瓶と異なり3段構成の方が多い。また双耳瓶の場合には土、焼成においても両者に顕著な差違がある。2段構成例は全て灰白～灰色緻密な胎で、一部は鉄分の熔解かと思われる黒色吹き出しの斑点を生ずる。釉は薄く流れしており、色調は黄～薄緑色を呈する。

これに対しても3段構成例は土の選択に厳密さが劣るようで、種類の違う土を練り混ぜた痕がいわば練り込みの如く縞状を呈し、かなりの砂粒を混する。釉も厚くどっぷりと掛けられたものが多く、色調は黄褐色～濃緑色で前者とは明らかに異なる。

この事実から、長頸瓶片の場合にはあまりにも膨大でついに分析し得ないまま保留にした問題に対して答えを提供することができる。即ち焼き上りの胎色、釉の流れ具合、その色調に顕著な差が存することはそのまま焼成技術の差異であり、土の選択にも違いが明らかであって、従って古代窯業の技術体系は採土あるいは用土の選択から整形過程、焼成に至るまで個人に体現されていると考えられる。またこれから本窯における3段構成と2段構成の存在はシェネレーションの違いかとも考えられよう。

双耳瓶は從来あまり注意されておらず、またO-10号窯式の段階に初現をみるとされて来たがK-7号窯に本窯2段構成例と殆ど相同的の優美な2段構成の器の片があるの

でこれを修正せねばならない。同様に本篇2段構成例にある角張った小型の耳の造りなども新しい時期のものとされて来たが、むしろ資料僅少なままで行なわれた從来の型式変遷に修正を迫るべきと考える。

しかし一応ここで從来の編年觀に若干の修正を要請することになったので、その前により良好な比較材料をみなければならぬだろう。まずK-7号窯との関連資料を探るのが必要であり、この点で注目すべき遺物は2種ある。その1は碗である。K-7号においても本窯と同様、須恵質の碗と灰釉碗が存し、須恵質の碗は本窯例と良く共通する。あるいは本窯須恵質碗をK-40号窯出土のそれに比すると、図示例中最上位に示した例は形態のみならず各部寸法も殆ど同一で、これらの事実から本窯がK-7号、K-40号と同時期に位置づけられるかの如くである。

更にK-7号と本窯に特徴的に存する櫛形として、脚接合部に1段を有する高輪（K-7号報告者は高杯としている）を掲げることができる。本窯例では盤（杯）部を欠くが、K-7号例からして杯部が小さく、殆どストレートに焼き放した形態であることが知られる。

また本窯の碗に円面鏡と風字鏡があり、風字鏡の方がやや多いことも年代決定の手掛りの一つとなろう。一応鏡には円面鏡—（宝字鏡）—風字鏡という大づかみの変遷がある、円面鏡を焼成している窯は特殊な例外を除いて平安時代中頃までである。

糸切底杯の第1類については何種の器形がK-78号窯に極めて多い。

以上の事実から推すと、本窯はK-7号窯、K-40号窯に上限を置き、K-78号窯に下限のある、O-10号窯式に比定されるかの如くである。

これに対して問題を提供するのは灰釉碗と陰刻花文杯である。前者は既述の如く唯1点を灰原中より得た。やや浅目の優美な体部に低い台形断面の高台を有する形状は類例を求めるK-14号窯にそれをみることができ、K-7号窯のものとは全く相違する。從来灰釉碗の初源はK-14号よりも1段階古く、K-78号窯式中の古い時期にあたるK-35号窯にあるとされて来たが、本窯例ははるかに優美な逸品である。

しかしこれに關係する技術の上で窯道具をみると、K-35号窯の段階は既に支持具としてのトチが出現しているとされ、事実K-35号の碗の見込みには三ツ又のそれの痕が残っているのに対して、本窯ではサヤの類は豊富であるにもかかわらずトチ類は

全く存しない。このことは灰釉陶器焼成の技術体系としては古い様れで、上記の綱年的位置に矛盾しない。従って碗形そのものが新しい傾向をみせるものの、本窯はK-35号窯に先行するとすべきでないかと考える。

陰刻花文杯についても同様のことが言える。K-14号窯式の新しい時期から碗・並べ一部の瓶などに優美・華麗な花文を施した器が出現し、平安時代後期のK-90号窯式の段階に全盛をむかえて、所謂尾張瓷器を全国に送り出すが、本窯例はモチーフこそそれに通ずるものを見せるものの、技法やそれが施された器種が異なり、全く別物とすべきである。2種の文様構成中1種は稚拙な弧文の組み合せであり、これを追求すると、鳴海地区の平安時代初頭(あるいは奈良時代後半)に入る窯から、体部にヘラ描き波文を施した例が存するので、本窯例はむしろこの系列の発展した段階とみると妥当であろう。これとはほぼ同様の双耳杯が存することもこの判断を支持しよう。

次に窯体各部分についての問題点を指摘し、検討を加える。

発掘調査時に我々を困惑せしめた煙道部垂直立ち上り部分については所謂ダンパーとしての機能が推測される。当該時期の各窯でこの構造が検出されているが、大概これは良好な焼け締りをみせていると報じられているので、本窯の場合も現状は赤色弱弱であるが同様に良好な焼けに至ったもの、放棄後に剥落したとみるべきである。

この事実からしてもこの構造はここに焰を当て、その走る勢いを弱めて窯内全体への効率的な熱拡散を図ったダンパー的機能を有したと考えられる。

ただしこの時期に統く灰釉陶器全盛時の各窯においてはかかる構造が検出されておらないことが疑問として残る。K-90号窯は煙道部を失なっていたが、K-89号窯ではここに低い立ち上りが存したのみで、とうてい障壁として機能し得なかつたであろうと考えられる。

より新しい時期になると再びこの部分に明確な工作が加えられる場合があり、代表的な例として八巻第3号窯を掲げることができる。この窯では煙道部に木杭を6本打ち込み、これに粘土を巻きつけてダンパーを形づくっていた。かかる工作例は別に2、3の窯で認められているが、一方で奈良時代の窯に窯床が殆ど平坦に近く、逆に煙道が垂直に長く、まさしく煙突として造られた例が2例ばかり報告されていて、本窯をはじめとする当該時期各窯の煙道部構造はこの煙突状を極端な形状とした試行錯

誤段階の後半に位置づけられ、やがて消滅する方向を辿りはじめていたものと考えることができよう。

これとともに当該時期各窯の窯体構造を特徴づける所謂舟底状ピットについてみると、本窯例は標準的な大きさである。大きな例としてはK-3号窯の長3.20m×幅1.20mという大規模なものがあり、逆に小型例はK-14号窯の0.80m×0.70mという計測値がある。しかもK-14号の場合、第2次床面がこのピットを埋めた上に築かれており、従ってK-14号窯式の新しい時期から舟底状ピットは造られなくなる。事実K-90号窯式に属する諸窯には全くこれを欠く。

本窯と同時期例ではO-23号窯が1.85m×0.80m、K-84号窯が2.15m×0.75mを計り、我々のかつて調査した旧称NK-34号窯もまた1.80m×0.90mを計るピットを有した。<sup>文14</sup>このNK-34号窯は若干新しいK-78号窯式の時期に入る窯だが、K-14号の場合と同様に最終窯床はこのピットを使用しない形状に築かれていた。

この舟底状ピットの機能について発言した最初の人は加藤唐九郎氏で、ここに薪をつめて酸素の供給が不足の状態で燃焼させ、熑焼をさせたものとしている。窯床構造の変遷の中でこのピットの初源を追ると、奈良時代の窯のいくつかが窯床下に極めて大きく深いピットを有し、中に焼壁片、遺物片、灰土といった帶水性の低い土を填んでいるが、これを舟底状ピットの先駆的形態と報じている例がある。

これについては形状その他からみて、地山層からの浸出水を窯内に至らしめないための排水・防湿用構造と考えるのがむしろ妥当と考えられるが、一方その製品の質からみて、要求する焰の性質という点はこの古い時期の須恵器焼成窯に似つかわしい。

従って当初の意図はともかくとして、この床下に設置された大きなピットが熑焼用の機能を受け持たされ、舟底状ピットへと定形化した可能性はあり得るとしなければならない。

窯業工学的知見からすると、灰釉陶器の良好な焼成に要求される焰の性格はこの舟底状ピットに帰せられたそれとは相容れない。その点からしてもこの舟底状ピットは灰釉陶器技法が安定するまでのいわば後期須恵器窯においての技術革新の一つとして登場したものであろうし、K-14号窯式以降の盛時灰釉窯においてこれが消滅しているのは当然といえる。

このことの示唆する意味は大きなものがある。即ち N-32 号窯式の段階に登場し、K-14 号窯式の初めまで統く灰釉陶器はその焼成技法においてはむしろ從来の須恵器焼成の技術系譜の上にあるのであって、この事實をもってまたこの期間の灰釉をむしろ原始灰釉と称すべきとも考えられる。

灰釉を施した器種中でも長頸瓶はその系譜上は明らかに須恵器系統に入るものであつて、K-78 号窯式の時期まではこの器が灰釉を施された器種の中心にあることもこれを裏づけるものである。

従って、灰釉陶器技法が如何にして獲得されたかについては最も問題の多いところであるが、以上に述べた事実からすると奈良時代須恵器焼成窯の工人集団中から明らかに中國灰陶を模倣し、その器のあるものをうつしながら技術の飛躍的革新を試みたものが出現したとすべきであつて、中國技術体系そのものが渡來したわけではなく、主体性は在来の窯業工人集団中にあったと考えられる。ただしここに至ったインパクトは明らかでなく、この娃たちに「飛びなさい」といった主体を我々は知り得ないものである。

本窯の場合、先に述べた如くに瓶の上にみる技術体系の違いがシェネレーションの違いと考えられるので、大量の 2 段構成瓶が真の灰釉陶器焼成技法の獲得の結果として本窯焼成期間の後半に登場したとみることも可能である。第 2 次床の残存が不良のために舟底ビットとこれの関係が不明だが、ビット内からかなりの破損遺物が出土した事実は、第 2 次床築造に際してこのビットが埋められ、使用せられなくなったことを示唆しているかも知れず、その場合は本窯の編年的位置を、特にその下限がもう少し下る要素ともなり得よう。

遺構について次に検討しなければならないのは地山に掘り廻された形の焚口、燃焼室部分である。まず第 1 にはここからの排水状況がある。焼成室床面下は地山が砂質で帶水性の低い土であったがこれは舟底状ビット直後で終っていて、焚口部分と考えられる両側壁の焼けの不良なあたりでは地山がシルト質土で、それをそのまま床面としていた。従って煙出しからの窯内流入水に対する工作が必要であり、K-7 号の場合には本窯よりも焚口前面の土手状地山掘り残しが高くないことに加えて、ここに 2 通りの排水溝が開かれて灰原へと導いている。本窯の場合にはこれに類する工作が全く検

出されていないので、調査時点に全く検証し得なかったものの先述の如くに現状は流出・喪失している煙出し左右へ廊状に展開する排水溝が存したのではないかとの示唆に従っておきたい。

またこの焚口は燃焼に際してなんらかの閉塞工作が施されたものと考えなければならないが、現状は天井まで続くような良好な残存状態の壁が存しないことに加えて、燃焼室・焚口が放棄に際してかなり清掃を受けたと思われる様相を呈して天井や閉塞用諸工作の落下物と思しき破片が殆ど発見されなかったので詳かでない。しかし通常の焚口と異なる様相からして開放状態で燃焼を行なうことは決してあり得ないので、天井部に共通する形状の覆いが焼成の都度構築されていたものと推定する。

この窯体を構築するにあたって地山に掘り込んだ掘り肩については慎重に調査したもののかわらず、煙道部左右にわずかにみた以外は判然しない。もっとも燃焼室・焚口は現状外輪線がそのままに掘り肩である。

灰原形成に関しては全く従来の資料がない。灰原中よりの遺物は大きく南・中央・北（本体に向って右・中・左）にわけて分析したもの、それぞれに質的的違いを受けられなかったので、これが焼成時期の違いによって成されたというのではなさそうである。

かかる形状をとった理由として1つ考えられることは、本窯の所在する位置が支丘陵の末端近くであることから、窯体前面下方に灰を撒き落すだけの面積を充分に確保できなかつたのではないかということがある。即ち現状で大日池が占める小谷の谷底が元来本窯所在地点よりさして低くない位置にあり、このために窯体下方に灰土を落すと谷を埋めて水路を変更させ、窯体部分が冠水する危険性が存したのではないかと考えられ、焚口に特異な構造を採用したのもこれと密接不可分なことであったと思われる。

この点を検証するには大日池開墾以前の地形図を入手するか、あるいは大日池底のポーリング調査等によって、池が築かれる前の谷地形を復原してみなければならぬが、我々の手に余る事であって結局は断念した。

これ以外には現場の自然的条件からはかかる形状をとるに至った必然的要件が見当らないので、本窯を維持した工人集団の共同体的規制の中からかかる形成の原因が存

したとすれば本窯のみの資料分析では不能である。

遺物について、従来の綱年鏡に相違するのではないものの知見に若干そぐわず、修正を要請すべき様相を指摘することができる。

まず窓内外より出土の融着片でみると、糸切杯第2類と鉢付杯蓋という組み合せの例を得た。入手した総個体数は少ないのだが、逆に従来いわれる高台付杯+鉢付杯蓋という組み合せの融着片が全く存しないことを注意しなければならない。この事実に併せて短頸壺蓋が製品として出荷される短頸壺と組み合せて焼成した事実がやはり融着片から知られ、この事実から本窯では製品としての組み合せ即窓内焼成時の組み合せが標準であったかの如くであって、その場合従来と異なって本窯から送り出された製品は糸切杯第2類と鉢付杯蓋という組み合せであったことになる。

一方K-7号では高台付杯と鉢付杯蓋という融着片が出土していて、それと対照的に短頸壺蓋を特殊な形状の窓道具との組み合せて焼成している事実が知られる。このことから焼成時の組み合せはむしろ各窓で事情が異なっていたのではないかと考えられ、また製品の質によって異なったのであろう。

従って本窓における融着片の組み合せから直ちにこの時期において糸切杯第2類と鉢付杯蓋という製品体系があったというにはためらいがあり、従来どうり高台付杯との組み合せの方が標準であったのではないかと考えられる。

ただしあく考えた場合にはこの第2類糸切杯は鉢付杯蓋を焼成するための代用窓道具という性格を有することになる。糸切杯片はその多くが細片ながら總量としては多く、第1、2類合せて高台付杯の量の2倍を越えよう。この事実は消極的ながらこれらが代用窓道具として使用せられた分が多く、その為に破片の多くが灰原に投棄せられたことを示しているのではないかと考えられる。

しかしことにその第1類の多くは薄胎で優れたロクロ技術をみせていて、製品として出された可能性は否定されない。

また融着片から我々は平底盤第1類の存在を知った。単独で出土の片を析出し得なかったために図示しないが、体部は高台付盤第1類と全く相同であることを先にも述べた。この類と高台付盤第1類を蓋とした若干の報文に接するが、その根柢としては器内に比して器表が入念に仕上げられるという程度であり、機能的側面に関する発

言でなく、これには全く首肯し得ない。

また平底の双耳瓶底部でないかと考えられる破損片中に長頸瓶片が融着したものを得た。外側の片は明らかに複次焼成を受けていて、長頸瓶を焼成するためのサヤとして転用されたかの如くである。

これに併せて極めて良好な工作の2種類のサヤが存し、ことに火の低い、開いた形状のものについては集中的に燃焼室付近より得たものの、何を焼成するに用いたものかを示す融着片はついに得られず、推測にとどまる。

深く大きな頸は明らかに瓶を入れる意図のものだろう。本窯出土の瓶としては最大の2段構成双耳瓶も充分に納まる内径を有する。

浅い鉢状の頸は判然しない。ただこの頸には外側に厚く釉の降着した例が多く、その外反の大きな体部をみると、正常な置き方、即ち底部を下にした置き方でかかる釉降着が可能とは考えられない程であるので、あるいは前者と組み合せて蓋として使用される場合が多かったのなかろうか。

既述の如くに本窯の遺物の多くはそれほど質の高いものではない。瓶・杯が多いという組み合せもさることながら、長頸瓶にしても当該時期の黒窓地区諸窯の例は薄いロクロと各種にシャープなヘラ使いがみられ、釉も丁寧に掛けられた美しい発色のものが殆どであって、本窯例とはかなり異なる。

これに対して少量ながら極く優良な質の製品が存する。その第1は「魚」であつて、その意味は全く明らかにすることできないが、瓶と同様に挽き上げた体長に細工を施したもので、極めて良質の胎土や美しい発色の釉は瓶中の優品に匹敵する。

更に面にまで薄い釉を流した小型碗を一部の優良な胎と美しい釉調の精良な短頸甕や小型の長頸瓶などと考え合せると、本窯でもK-7号窯などにみられる小型非実用器を焼成していたのではないかと考えられる。

これらの一品良品と多量的一般品の存在という製品体系は、本窯における「受注供給」体制、あるいは本窯を維持した窯業工人集団がいかなる構造の中にとり込められていたかを知るうえでの1つの手掛りを提供し、既述した土錘の存在もまた興味ある問題を提供しよう。

第2章に明らかにした如く、本報告をまとめるに際して我々は鳴海地区の古窯跡の

分布状況を再整理した。その際、当初我々が抱いた方針は地形、地質上の違いによって分布を一定の群ないし小地域として把握できるであろうということであったのだが、案に相違して全く様相を異にした。

なかでも顕著な傾向を示すのは灰釉陶器を焼成した古窯の分布状況である。先に述べたことに更に補足を加えつつ、要点をまとめると次の如くになる。即ち

灰釉陶器窯の最も密に分布しているのは扇川上流の沖積面をはさんだ南北山塊の、川に面した山腹である。そしてこの中の窯はほぼ等質であって、従って扇川沖積面によって分つてなく、むしろこの沖積面を間に入れて一連のものとして把握しなければならない。

更に扇川下流にはことに南岸に地質上充分に開窯の条件が存するにもかかわらず全くそれをみない。

灰釉陶器の終末近くになると、むしろ重点は有松支群に移っている。

以上の事実に遺物から推される事を合せて、この地域での古代窯業生産の様態を考えてみると、以下の如くになる。

古代の各種生産構造はその根底に農業生産を置いてるので、窯業生産も一方では農業共同体として存在しつつ行なわれなければならなかった。本窯の存する地域では扇川上流の沖積地においてこれが行なわれていたと考えられ、従って本窯を維持した工人集団はこの扇川水系を中心とした土地支配の構造の中に組み込まれていたものと考えるのが妥当である。そしてこの沖積面において自給自足的な農業生産を行ないつつ、両岸の山丘上で窯業生産を行なったものであり、その製品は同時に煙を上げた可能性の高い複数基のものが一括されて送り出されたものであろう。この場合、本窯の製品としては少量の優良品が出されたのであり、多量の須恵器系器種はむしろこの水系全体を所有した共同体の内的需要に供されたのではないかと考えられる。

しかしこの点については若干様相を異なる報告が成されている。尾張平野部の一宮市及びその周辺で一般集落・住居址から蒙投窯灰釉陶が出土するのは平安時代後期に入ってから（K-90号窯式段階）であるというのである。

本窯を包括する共同体に関しては、まさしく生産の場に直結しているのでこれとは事情を異にしたであろうが、やはり灰釉陶器については殆ど共同体的に供給された

例はなかったと考えるべきで、膨大な量の長頸瓶は他の地区における同種製品とともに主として東国へと出ていったのであろう。

一方土鍾は本窯の所属する共同体内の、海辺からの需要に応じたものとして最も直接的に共同体内的生産・消費の実態を反映しているものと考えられるのである。

本窯の調査を通じて我々は猿投窯の中心地黒管地区とは様相を異にする鳴海地区の灰釉陶器焼成窯の実態をある程度明らかにすことができたと考える。即ちこの地域を支配した権力構造によって奈良時代以降、その一環にとり込められた灰釉陶工人集団はおそらくはその大きな共同体の内的消費に応ずる生産を主体としつつ、黒管地区の同種製品より質の劣る製品を生産したもので、おそらく質の違いは、保持した技術体系の違いであり、またそれは所属する権力構造の違いに由来するのではないかと考えられる。即ち黒管地区の窯は官窯か、あるいはその大部分を奪取した巨大な権力構造の中にあって、その故にこそ需要の如何にとらわれることなく質的追求が可能であった窯でないかと思われるるのである。

この差違は時代を降っても解消されることはなく、鎌倉時代後半に至って製品の形狀にも違いを生じてくることを後に述べるが、この根本は灰釉陶器焼成に遡る、おそらくは古墳時代終末にこの鳴海地区に窯業工人集団が登場した時点からの基本的あり方に規程された相違であろう。

## 第7章 NKI-1群発掘調査の経過

NJA-2号窯の調査にひき続いて、'75年1月23日からNKI-1群の現況測量を開始した。測量にあたってはNJA-2号の場合と同じく住宅公園の基準杭をトラバースの中に組み込んで、座標とレベルを共用することにした。(図版XIV)

この測量に並行して1月27日から北側斜面での発掘調査に着手した。この自然崩壊による緩傾斜面は松等の矮樹相に覆われていたため、まずこれを伐採し、同時に切通し断面にみられた灰層を追うため、断面の清掃を行なった。しかし灰層は馬爪形焼台、山茶碗片等を含んで一定の厚みをもって広がるもの、東西、即ち窯体に向って左右への連続は認められなかった。

現場斜面は伐採後、表面を覆う腐葉土を除去し、当初窯体がどの位置に、どの程度遺存しているか全く予測がつかなかったため、既に窯体を露呈していたA窯をめやすとして、遺存するならば焚口がひっかかるであろうと思われる位置、現況48m~49mの等高線に沿ってA窯の西端からD窯と想定した下方まで、東西に長く第1トレンチを設定して発掘を行なった。なおE窯下方は排土の便を考えて後まわしにしたものである。

この結果、焚口など窯体の存在につながるものは全く検出されず、わずかにC窯と認定した位置の下方、C・D窯間に想定した位置にそれぞれ極小範囲にわたって薄く灰原痕跡を認めただけであった。このため更に上方、現況49.5m~50.5m等高線に並行する第2トレンチを設けた結果、踏査の段階で想定された位置においてB・C・D窯の窯壁上断面を検出した。そしてこれを追跡してB窯、D窯が天井部を一部残存させており、D窯は焚口付近まで遺して他窯より状態がよいことを知った。また、これによってB・C・D窯間には更なる窯の存在がないことが確認されたが、A・B窯間、D・E窯間については不明のため、それぞれをつなぐ小幅のトレンチを設けて、この間にも窯が存在しないことを確認した。

こうして遺存する窯体の位置と基数を確認したのち、先に存在をつかめなかつた各窯の灰原を平面的な広がりのうえで確認する目的で、第1トレンチの下方に第3トレンチを設け、切通し断面の所見から良好に遺存するものと考えたC窯、あるいはD窯

の灰原を追求した。しかしトレンチの東北隅、C窓下方とC・D窓間下方で再び痕跡的な灰原を認めたにすぎなかった。そこでこのトレンチを更に東方、A窓の下まで延長したところ、B・C窓間で最大10cmの厚みを認め、またA窓下方においても極く薄い灰原広がりを認めたため、これらを露呈させた。

これに対して当該トレンチを西方へ延長し、D窓の下方西側でも極く薄い灰原痕跡を認めた。

これらの灰原が全く痕跡的である一方、その上を覆う土砂中からは山茶碗、焼台等の遺物が多量に検出される。この遺物を含む層位の非常にやわらかいことと考え合せて、灰原は地山の崩壊に伴って大部分を流出し、わずかに残ったその痕跡上に遺物を多量に含んで、土砂が再堆積したものと考えた。

以上の作業の結果、A窓下方、B・C窓間下方、C・D窓間下方、D窓西側下方に灰原痕跡が確認されたので、これらを手がかりとして第1トレンチと第3トレンチの間を全面的に発掘、露呈させたが、整然とした灰原は結局のところ全く検出されず、踏査の段階で崖断面に認められた2ヶ所の遺物集中地点はそれぞれA窓、C窓下方にあたることがわかったのみであった。

即ちA窓はその灰原基底部が痕跡的に残存したが、B～D窓間においては、各窓より下方に搔き出され重複しつつ形成された灰原が殆ど流失し、その基底部の一部が不定形、部分的に極く薄く遺存する状態なのであって、従って各窓との直接の結びつきを示す状況にはないことを確認した。

このために灰原位置に流出、再堆積した遺物の各窓毎の分離は困難を極め、結局のところ確実なもの以外は灰原というラベルを避けた。それぞれかなりまとまった形であるものの、隣接する窓の遺物が入っている可能性が大だからである。

かくして北側斜面上各窓中A～D窓についての灰原に関する一定の認識を得たのを次に窓体の検出に移り、まずB・C・D窓から着手した。

B窓は遺存する上方（南方）から着手した。この部分（焼成室最上部、後述）には小規模ながら一定の厚みをもって灰層が遺存したが、不自然な様態であることとNJA-2号窓の場合の如く窓体両側へ搔き出した灰土の再流入という印象を得たために排除し、後述の如くに本窓認識の重要な手掛りの一つを失なった。

また殆ど天井アーチ部まで残した壁最上部は作業途中で崩壊してしまった。両壁の遺存が良好なために流入土の排出は容易であった。

流入土下方、床面上にやや遊離して馬爪形焼台が多量に認められたが、いずれも転落しており、原位置を保つものはなかった。床面は固く焼けしまっており、検出は極く容易であった。

分焰柱付近まで排土を進めたところ、ほぼ床面直上に小皿の重ね焼きが群在し、大部分は転倒、遊離した状態だったが、窯詰のままで立っていた1群があって、本窯での小皿の重ね焼き枚数が8枚という単位があったことが知られた。分焰柱は床面上にわずかな高まりを残してそれと知られたが、外表はすべて剥落、崩壊していた。また、分焰柱の焼成室側周辺床面では遺物の細片を混入して棗いている状態が認められた。

C窯もB窯と並行して排土を開始した。焼成室上方から着手したが、作業の進行に伴って、流入土砂中から比較的多量の完形ないしほば完形の碗が出土した。これは発掘作業中は転落遊離状態にあるものと判断された。

両壁は良好な焼きしまりをみせて流入土砂を除去するのは容易であったが、これに対して床面は焼成室上方東側がもろくて崩れ易く、その下に多量の碗が伏し並べられている状態が観察された。このことから排土当初に流入土中に得た碗の多くは、この床面下の碗が床の崩壊によって転落遊離したものと考えられた。

焼成室下方の平坦な部分の床面は上方に比してよく焼けしまっており、検出は容易であり、この部分で床面上遊離の状態でミニチュア子持器台が出土した。分焰柱も同様に状態が良く、天井部へ連続する部分まで遺存して、外表はコンクリート様に白く固く焼けしまっており、一方で高熱による表面の剥落も部分的に認められた。分焰柱から燃焼室の床面もまた非常に固く焼けしまり、検出は極く容易であった。

D窯は表面覆土を剥いだ段階で天井部の遺存が認められたために焚口付近より排土に着手した。ここにおける流入土中には窯壁片にまじって転落した馬爪形焼台が多量にみられ、放棄前に窯内清掃が行なわれたかの如くであった。また燃焼室床面は分焰柱に近い奥半分が固く焼けしまっていたが、この部位には多量の灰・炭が床面上に存在した。

分焰柱、燃焼室を露呈させたのち、万一の天井崩壊を考慮して分焰柱両脇より奥へ掘り進めることを避け、焼成窓上方からその後の排土作業を行なうこととした。焼成窓は、上半の壁面と床の一部を失なっており、また天井部も上半は陥没した様相を呈して欠失しているが、ほぼ床面最大巾を示すあたりから下方は分焰柱まで天井を残存させていた。壁はよく焼け締って流入土砂の排出は容易であり、天井崩壊片等を除去すると床面上に多量の馬爪形焼台が認められ、当初は原位置を保つかの如くに思われた。しかし掘り進むにつれて、転落遊離の状態にあることが確認された。

床は直線的な傾斜で平滑であったが、表面はもろく崩れ易かった。遺物は窓内中には遊離したものが極く少量存したのみである。

一方、盜掘によって露呈していたA窓についても、D窓の検出作業と並行して窓内の清掃を行なった。永い間露出していたため東西両壁は苔むしており、作業としてはこの苔をとることと、わずかに流入した土砂の排除であった。

これが終ってから、当該斜面西端に半壊状態で遺存したE窓の検出に着手した。E窓は燃焼室床の一部、わずかな東壁を残存し、焼成窓床面基底部が認められただけである。作業はA窓同様に窓内のわずかな流入土砂を排除するに止まり、半日を要したのみであった。遺物は燃焼室下方と西側崖下に散乱していた。

E窓検出作業に並行して、排土の便のために後まわしにしていたD・E窓間下方斜面に東西のトレントを入れてD窓、E窓の灰原を追求したところ、相互の関係をトレント壁断面に確認することができた。西側上方より東へ延びている灰土と、それより下層に東側上方より下っている、窓体壁・焼台・遺物を含む灰土の末端を検出したもので、それぞれの位置関係から上方をE窓の、下方のものをD窓の灰原と認めた。こ



図2 D・E窓灰原堆積状況

ここでE窯灰原が確認できたため、E窯下方の斜面の覆土を剥いだところ、他窯に比して最も広範な遺存を認めたが、やはり基底部が痕跡程度に残存するのみで、殆ど厚みを認めなかった。

このE窯々内清掃と同時に南側斜面のF窯検出を行なった。東壁は失なわれ、わずかに西壁を残すだけであったので、A・E窯同様、わずかな流入土砂を排除するだけの作業であった。床は雨水に洗われて大半を失ない、遺存する部分も顕著な凹凸を示していた。下方斜面に灰原広がりが存するものと考えてレンチを入れたが、再堆積土砂が厚く存するのみで、焼成室下部より下は一気に崩壊した様相を示していて、灰原は全く流失したものと思われた。本窯の遺物はその殆どをこの厚く再堆積した土砂中より得ている。

全窯の窯体・灰原の発掘作業を終えた時点で写真撮影、その後割付け、実測を行なった。平面図、縦、横断面図を作成したのち、これらの各軸に沿って小幅のレンチを入れて断ち割りを行なった。この際、分焰柱・壁については熱の及んでいない部分まで、床下は地山に達するまで掘り抜いて、必要に応じて記録・写真撮影を行なった。

C窯については発掘中、明瞭な床構築方法を看取したので、床を全面剥いで伏並べられた甃等は全て露呈させて記録し、更にこれらの甃等を取り上げて最終的には地山への床構築のための掘り込みを確認・記録した。B・D窓についても略同様のことを行ない、ほぼ床面の大部分を剥いで行なった。

この作業過程中の3月14日、犬山周辺を震源地とし、名古屋（千種区春里町）で震度3を測る地震があったが、D窓の天井・分焰柱、C窓分焰柱等全ての窓において全くその影響は看取されなかった。

5月初旬に現場での調査活動の全てを完了し、ほぼ3ヶ月半に及んだNKI-1群の発掘を終了した。

## 第8章 遺構

現場は斜面北側に並列して5基、南側に1基の窯が遺存する。これらはそれぞれ從来4227黒石第1古窯群、4226乗鞍第3号窯として認識されてきたものである。これらを今回、地形上からも遺物の上からもよく近似することから、あらためて全体をNKI-1群としたうえ、北側のものを東からそれぞれA～E窯、南側のものをF窯としたので、以後これらは例えばNKI-1群A窯（黒石第1古窯跡群A窯）、同群F窯と表示することになる。

現場付近の地山は第三紀鮮新世矢田川累層中、シルト・シルトがち互層、砂、粗砂、砂がち砂礫層である。

発掘に先立つ現場の状況は以下の如くであった。

東端のA窯は査掘を受けて既に窯体全部を露呈しており、西端のE窯は地山の崩壊によって西側のはば半分を失なっていた。また南斜面のF窯はE窯同様に地山の崩壊で低い西壁と基底部を残すのみであった。

一方B・C・D窯は現地表面に焼土をみせてそれと知られ、遺存は良好であるものと考えられた。

窯外流出遺物については灰原中に存するというよりは、当初形成された灰原がのちに流出し、その過程で崩壊した地山などとともに移動したものと思われ、再堆積した土砂中に埋もれているという様相であった。その為、この再堆積土砂を取り除いて遺存する灰原を露呈させた折にも、かろうじて流失をまぬがれた基底部が部分的、かつ不整形に痕跡的に残存する程度であって、A窯とE窯の灰原痕跡だけをようやく本体に照応し得たのみであった。結局窯外流失遺物についてはA窯灰原、A・B窯間下方流れ、B・C窯間下方流れ、C・D窯間下方流れ、D窯下方流れ、D窯灰原（後述）、D・E窯間下方流れ、E窯灰原というまとまりを得たにすぎない。

次に発掘によって明らかにし得た窯体の状況について概観すると、全ての窯において焼成室の奥～煙道部、焼成室前方～焚口、前底部を失なっており、焼成室と燃焼室を遺存するのみであった。

また窯体はA窯からF窯まで全て地山へ素掘りのまま整形していく、この場合、例

えは地山がシルト層、あるいは砂層のみに限って掘り込むといったものでなく、地山の質は全く問題にされていないので、上半がシルト層中にあり、下半が疊まじり砂層中にあるという場合も存する。

全ての窯に分焰柱が存し、あるいは存した痕跡を有するが、いずれの場合も地山掘り残しの柱体に表面を若干整形したものである。またこの分焰柱左右床面上を慎重に調査したにもかかわらず、間仕切壁<sup>注1</sup>は全く検出することができなかった。

今次発掘において採った方法のうち、注記しておきたいのは、全ての窯の本体を検出、記録ののち、床の構築方法、壁の整形、操業に際しての窯体各部及びその外への熱の及び具合を記録する目的で、中軸線と適当な位置でそれに直交する軸を選び、その位置に地山まで達する幅20cm程のトレンチを入れてたち割りを行なったことと、その断面観察・記録の後で、とくに床構築方法の充分な検討のために床面を全面撤去して、地山面における当初の掘り方までも露呈させ、観察・記録したことである。

このことから今回明らかにし得た床構築の方法をみると、シルト層等を貼付ける方法と、地山を再度一部分掘りくばめてシルト層等を充填して構築する方法の2通りが観察され、これに対して壁は基本的には全窯を通じて素掘り整形のままで、全面に塗付するということは見られなかった。

ここにみた床構築の方法と、分焰柱のたつ位置の違いの組合せからAとF、BとC、DとEという3つのタイプを得た。

以下、各窯にわたって細部を記し、併せて問題点について論述しよう。

### 1 A 窯 (写真図版XII、折込図版I)

本窯はNKI-1群中、最も東に位置し、北に焚口に向けていて、比高は各窯中最も低い。古く盗掘を受けて永い間はほぼ完全に窯体を露呈せしめていたため、発掘作業としては苔むした床、壁の清掃と灰原調査のみであった。

この清掃作業過程で、焼成室中に流出・破壊を免れた貼り付け床の一部を検出することができたが、窯内に遺物の残存は全くなかった。

焼成室下半、分焰柱（基底部のみ）、燃焼室奥半分のみを遺存し、天井は一切残存しなかった。

遺存する全長は最大6.50m（中軸線上水平距離、以下各窯同）を計り、残存の燃焼

室先端（海拔絶対高48.33mN.P.）から最大15°の傾斜をもって南側へ1.56m下って分焰柱焚口側基底部に至る（47.95mN.P.）。南へ向けて幅をひろげ、分焰柱中央部（燃焼室残存先端から2.04m）での床面最大幅1.32mを計る。焼成室は分焰柱中央から約1m南へ下った部分が最も低くなり（47.8mN.P.）、そこから10°～30°の傾斜をもって登ってゆく。分焰柱焼成室側基底部から遺存する焼成室先端（49.72mN.P.）までは4.1m、断面C-C'地点で床面最大幅2.73mを計る。窯体中軸線の方向はT.S.36°28'Wである。

分焰柱は焼成室床面の最も低い部分から1m程手前、焚口側に位置し、この分焰柱を含めて地山（上から白色均一粗砂層、こぶし大の礫を含む砂礫層）へ掘り込まれ整形されたものであった。分焰柱は最高10cmほどの高まりを残すだけで、基底部の形状は突出部を焚口側へ向けた倒卵形で、焼成室側は扁平に近い。基底部長径82cm、短径66cmで遺存する表面は黄変していた。

壁は地山の層位をそのまま露わしており、この壁面と分焰柱の観察から地山への素掘り整形であると断定した。東西両壁とも、おおむね良好に遺存しており、焼成室において最高80cmを計る。燃焼室では最高54cmを遺存し、後述する他窯に比して焼けしまりは若干不良であった。2次の補修の痕跡は全く認められず、掘り抜いた後の整形痕も全く認められなかった。

操業に際しての熱による壁面の色調変化は灰白色、あるいは黄橙色まで認められた。地山は通常の場合、熱源から遠ざかるにつれて青灰色から灰白色—黄橙色—赤色という色調変化を示すが、本窯の場合では青灰色を呈するところは全くなく、最もよく熱の伝わったと考えられる焼成室の断面C-C'、D-D'地点において濃灰色を呈する程度であった。また燃焼室についてみると、断面F-F'地点で、壁面の剥落を全く認めなかつてもかかわらず、表面は黄橙色を呈するのみで、それ以上には変化しないなかった。

焼成室は地山の上にシルト等を貼付けて床を形成しており、部分的かつ不整形なその残欠を、断面B-B'の下方から分焰柱の両脇にかけての部分で検出した。燃焼室の床面は後述するC、E窯の如くに青く硬く焼け錠って遺存するということはなかった。

中軸線A-A'、それに直交するD-D'断面の観察によれば、後述するB、C窯の様

掘り込みを設けて充填する手法でなく、直接地山へ各層位を貼付けたものである。焼成室の最も低い部分において典型的な層序がみられ、下から地山、1層—茶褐色砂・シルト層、(部分的にこの層の下、地山直上に極く薄く炭?層のある部分もある)2層—橙黄色砂・シルト層(小礫・炭粒一黒く変色した砂礫粒で、剖ると断面に礫がみえるを含む)、3層—橙黄色砂・シルト層(小礫を含む)、4層—粗砂・小礫層であり、この最上層の4層が床面をなしたと考えられ、白く固く焼けしまっていた。

この貼付け形成層は部分的な遺存でありながら一定の層厚を保ち、地山と最上層4層に挟まれた1、2、3層は、流出によって層厚を減じたとは考えられない状況にもかかわらず、極めて薄い。即ちそれぞれの最大値は、1層—6mm、2層—20mm、3層—20mm、4層—20mmであった。しかもこれら4枚が全面に整然と堆積する所以なく、当初から一つの層位のある部分とない部分がある。断面D-D'を例にとれば、地山直上にのるのは中央から東側では1層、中央部では2層、西側では3層である。また断面B-B'、C-C'に挟まれた残床層中では3、4層が失なわれ、下から1層、2層が堆積し、中軸線上の層厚は若干の凹みを有し1層は最大40mm、2層は20mmであった。

この断面観察のち貼付け形成層を剥いで地山ベースを露呈させたところ、断面B-B'、C-C'に挟まれた残床層の東西(左右)下に不自然で不定形な凹みを大小6個所検出した。東側上方の4ヵ所は最大長20cm、最大幅10cm程度、深さ3~5cmでなく浅く、中には前述の1層がつまっていた。その下方のピットは長径60cm、短径50cmと比較的大型であるが、やはり不定形でダラッとした凹みかたをしている。これもやはり1層を埋土としているが、大型の礫、炭等を含んでいた。

西側の1個所は長径50cm、短径20cm程でやはり不定形であるが、一定の深さをもつ。これも一層を埋土として、炭化物を含んでいた。これらの不定形な凹みは後述するB窓の様に明確に意識されたピットであるか断定をばかり、あるいは地山ベースを掘り込んだ際にできた凹みの中に、床面形成のための土が充填され、遺存したものとの様に思われる。

A窓の灰原は遺存する焼成室先端から3m程度下方(北方)の傾斜面上に先端を残し、切通し部分で最大幅6m、残存長3mを測るが、層厚を保たず、濃灰色を呈する

灰層の基底部だけが、かろうじて流出をまぬがれて堆山面上にはりついているという様相であった。ただし本窯に所属するとみられる遺物はA・B窯間下方に再堆積した土砂中からの遺物中にもあると考えられる。

こうした床構造と分焰柱のたつ位置をみると後述するF窯に最も近似している。

## 2 B 窯 (写真図版XIII・XXII、折込図版Ⅲ)

B窯は本群中東側から2番目、A窯の西隣に位置し、北に焚口を向けている。比高も2番めに低い。

発掘前の時点では、東西(左右)の赤く焼けた窯壁の上端をみせ、また焼成室前方等、一部では天井へ連続するように大きく中央部へ張り出した部分を残していて、良好に遺存するものと思われた。しかしこの大きく張り出した壁は、後述するD窯のようにアーチ状に両壁にまたがって残っていなかつたために弱く、発掘途上で崩壊した。

発掘中、後述する焼成室奥、断面B-B'、C-C'間の段をなす以南の緩傾斜の部分に若干ではあるが集中的に灰炭が遺存したが、意味を明らかにし得ないままに排除してしまった。

焼成室前方、分焰柱奥の平坦面では多数の馬爪型焼台が、遊離した状態でゴロゴロと滑っており、また窯内出土の瓶、小皿、鉢等大多数の遺物も原位置を保たず、いわゆる浮いた形での出土であったが、唯一例外的に分焰柱西側上方の小範囲に、床面上に生きた形で最高8枚の小皿重ね焼きが存した。

発掘の結果、B窯は焼成室の大部分、分焰柱基底部、燃焼室奥半分を遺存し、天井部は失なっていた。

遺存する全長は最大7.44mを計り、残存の燃焼室先端(48.6mN.P.)から10°内外の傾斜をもって南側へ1.30m下って分焰柱焚口側基底部(48.36mN.P.)に至る。南へ向って幅をひろげ、分焰柱中央部(燃焼室先端から1.70m)での床面最大幅は1.82mを計る。燃焼室床面は後述するC・E窯の様に青く焼けしまっておらず、濃青灰色の状態を呈していた。

焼成室は分焰柱中央から南へ1.6m(断面D-D')まではほぼ水平位を保ち、この部分が床面中最低位(48.26~48.30mN.P.)となっている。この平坦面の南の端、断面D-D'を傾斜変換点とし、最大斜度28°の急傾斜で登ってゆくが、断面B-B'、C-C'に

挿まれた、分焰柱焼成室側基底部から3.24mのところで再び稜を形成し、 $10^{\circ}$ ～最大 $20^{\circ}$ の傾斜となって遺存する焼成室先端(50.08mN.P.)に至る。断面C-C'、D-D'の中間あたりにおける床面最大幅は2.54mを計る。

分焰柱は焼成室床面の最も低い部分から1m程手前焚口側に若干の高まりを残して位置しこの分焰柱を含めて地山(上から均一相砂層—シルト層—砂・砾層)に掘り込まれて整形されたものであった。

最高28cmの高まりを残し、基底部は焚口側へ突出し、焼成室側は扁平な形状をなす。基底部長径70cm、短径58cmを計る。

窓体中軸線はT.S $30^{\circ}63'W$ である。

壁は西壁をおおむね良好に遺存したが、これに対して東壁の崩壊は著しい。西壁は焼成室では最高74cm、燃焼室において最高80cmを遺存する。青灰色に焼け締っていて、自然釉の付着している部分もある。基本的には他窓と同様に地山への素掘りであって、壁面はこの場合、丁寧に整形しており、分焰柱西側など部分的には整形痕も認められた。

焼成室部分の東西両壁面では、第1次壁が剥落した後に2次の補修が行なわれた痕を認めることができた。かなり広範囲にわたっているが、上から下まで第1次壁面の剥落の甚しい部分では全面的に補修が施され、第1次壁面が部分的に残存する部位では剥落したところだけに充填する、必要最低限度の補修である。この補修の方法は焼成室傾斜部分(後述)の床面同様、団子状の粘土塊(糞、スサを混じる砂層)を無難作にペタペタと貼り付けており、表面を整形して滑らかにすることは行なわれていない。

第1次壁が灰白色ないし青灰色に聞く焼け締っているのに対し、第2次壁面は灰黒色に焼けているものの脆弱である。表面は部分的に自然釉が付着している。補修は1度限りであった。

壁面の熱による色調変化は、表面から奥にむけて青灰色—灰白色—赤橙色と最も典型的なそれをみせている。ただし第2次壁面は上述の如く灰黒色である。またA窓同様、燃焼室は壁の剥落を認めないにもかかわらず、青灰色にまで至ることなく、赤橙色を呈するだけであった。

床面は丁寧な形成が施されている。焼成室上方、断面B-B'、C-C'に挟まれた傾斜変換点から下方、再び傾斜変換点となる断面D-D'あたりまで、即ち床面傾度が最も急な部分では団子状の粘土塊(3-a層、後述)をベタベタと貼付けて床面としていて表面は凹凸が甚しく、表色は青灰色を呈して固く焼け締っている。

ほぼ水平な焼成室の前方床面、断面D-D'とE-E'の間では同様に貼付けられているが、貼付け層の組成は砂層を基調とし、表面は整形されて滑らかである(3-b層)。表面は黄茶灰色を呈し、固く焼け締っている。

分焰柱両脇あたりから遺存する燃焼室全長の中間あたりまでは分焰柱の下部表面を含めて、粗砂、砾、シルト、粘土塊片等を含む砂層をはって床となっていた(3-c層)。とりわけ分焰柱の焚口側では、小範囲にわたって器形も判然としない程の小片の遺物片を混じてつきかためていたが、焼成室側におけるほどには固い焼け締りをみせていない。

なお焼成室奥(上方)、断面B-B'、C-C'に挟まれた傾斜変換線以南(以上)の緩傾斜部分には床面の遺存を認めず、前述の如き炭化物の一定程度の集中を看取したものであった。

西壁壁面、断面B-B'、C-C'に挟まれた傾斜変換線に対応する位置から上方にかけて、この変換線より下位の急傾斜床面の壁面境界線の延長線にあたる位置に一条の明瞭な白線が存し、しかもこの線を境にしてその上下の壁面が橙褐—青灰色と、明確な色調差を示し、熱の及び具合の差、ひいては操業条件に差のあることを考えしめた。即ちB-B'、C-C'間の傾斜変換線以南(以上)の緩傾斜面を床面とする窯がまず最初に構築され、後にこの傾斜変換線より下位(以北)に統一していた床面を壊して傾斜の異なる窯が新しく築かれたものと考えられるのである。とすればこの場合、壁面に色調差異が存することからして、傾斜変換線以上(以南)の緩傾斜部分に充填土を積んでその上に床面を構築したものと思われるものの、発掘中に認め得るような残床も存在せず、窯体内にもこの部分の流出と認められる状況は検出できなかった。ただし再三述べた如くにこの部分には若干ではあるが炭化物の集中的な分布が認められたので、これを床面としていたのかもしれない。

この傾斜変換線より下位は燃焼室中間あたりまで良好な床面が遺存したことは前述

したが、これについて中軸線と、それに直交する各軸において地山までに達するトレシチを入れたところ、焼成室の傾斜の急な部分の下半（分煙柱中央から2.30mほど南）において、東西両壁に至るまで地山へ明瞭な掘込みをうがって床を構築していることを確認した。この掘込みは焚口側においてはその掘り肩がそれ程明瞭には把握し得なかったが、燃焼室中間あたりのわずかな凹みが床を貼付けるためのものであることは明らかである。

この地山を掘りくばめた部分に基本的には下から1層—茶褐色砂・シルト層（部分的に灰炭、礫、焼壁・床塊、遺物等を含み、また茶褐色砂層ブロック、茶色シルト層ブロック等もあって一様でない）、2層—1層を基調として灰炭を多量に含む、の2層を掘込み内に充填し、更にその上に断面B-B'、C-C'間の傾斜変換線から燃焼室の中間あたりまで粗砂・砾、シルトを含む砂層—3層を貼付けて床面となしている。しかしこの3枚の層は全面にわたって整然と堆積しているわけではなく、また全層が均質というわけでもない。例えば焼成室の下方、D-D'、E-E'間の平坦面部分では地山の上に1層でなく2層を充填している。即ち1層についてみると断面D-D'のやや下方でとぎれているのである。

更に焼成室の急傾斜部分の上半と燃焼室では地山の上に直接3層を貼付けている。最上層にあたる3層の部分的な質差については既に述べたが（3-a、3-b、3-c層）、この3層のそれぞれにおいても上部と下部で色調の差違が認められる。即ち3-a層の場合、上部が青灰色、下部が白色を呈し、3-bでは上部が黄茶褐色、下部では白茶色を呈する。この各層における上・下面の色調差については熱の及び具合の差によるものと考えられるが、一方3-a層、3-b層における大きな色調差違については、先述した表面の整形の差違と考え併せて、貼付け整形過程に時間的段階があったことを示すものでないかと考えるが、慎重な断面観察によつても両者間の明瞭なる境を確認できなかつたために、この点を検証することは不可能である。

このように床構造について平面、断面の観察記録を行なつた後、床面とその下の充填土層を全面撤去して地山ベースを露呈させたが、その段階で掘込みの平面形を確認するとともに、焼成室上半の傾斜変換線と掘込みの肩との間で、地山（均一砂層）に穿ったピット2カ所を検出した。これは中軸線上に位置するものをピット1とし、そ

の東に存するものをピット2とした。いずれも東西に長い梢円形状を呈し、ピット1は長径72cm、短径40cmを計ってほぼ1層が埋められ、その上に極く部分的に2層が積まれ、更にその上に部分的に1層が積まれて、最上層は3-a層が床面を形成している。

ピット2は長径80cm、短径44cmで、ピット1と同様に1層が充填土であったが、中に炭化物、崩壊した焼壁塊等を埋入していた。またピット1の掘り肩西側から西方へ向って不整形なひろがりをもって地山砂層面が青く焼けしまっており、ピット2の東側掘り肩も同様に青く焼けしまっていた。ただしこの場合、いずれもピットの埋土は全く焼け締っていなかったため、床面下地山面の工作は青い焼け締り→ピット掘鑿→ピット埋没という順が考えられる。この床面下地山砂層上の青い焼け締りの不整形なひろがりという現象は、他にも焼成室内掘り込みのはば中央付近東側でも極く小範囲ではあるが検出された。

以上述べた床構築の手法と分焼柱のたつ位置をみると、本窯の構造は後述のC窯に最もよく共通する。

### 3 C 窯 (写真図版XXIV～XXVII、折込図版Ⅴ)

C窯はNKI-1群中で東側から3番め、B窯の西側に位置し、焚口を北側にむけている。

発掘前の時点では東西(左右)の赤く焼けた窯壁の上端をみせ、天井部は完全に崩壊していた。

調査を開始した当初、遺存する最も上方(ほぼ焼成室上部)に、完形ないし比較的それに近い碗が規則的に整然と並んでいる状態が認められ、窯詰めされた状態を保っているものと期待されたが、通常とは異なり全て反転(即ち高台を上にして)していることからこの点に疑念が生じた。これにひき続いて窯内流入土砂を排除する過程で、多量の完形ないしそれに近い状態の碗を検出したが、いずれも窯詰めされた位置を保つ状態ではなかったので、むしろ後に述べる床面下構造を形成する碗が床の崩壊に併せて流出したものと理解される。

発掘の結果、焼成室の大部分、分焼柱、燃焼室奥半分を遺存し、また壁も比較的良好に遺存したが、天井部は崩れていた。

遺存する全長は最大5.92mを計り、残存の燃焼室先端(49.08mN.P.)から最大8°の

傾きをもって1.65m南下して分焰柱焚口側基底部(48.89mN.P.)に至る。南へ向って幅を広げ、分焰柱中央部(燃焼室先端から2.24m)、断面E-E'では最大幅2.07mを測る。

燃焼室床面は地山粘土層のままであるが、青灰色を呈して固く焼け締って良好な状態を保っていた。

焼成室は分焰柱中央から1m程(断面D-D')まではほぼ水平位を保つて平坦面をなす。この断面D-D'点を傾斜変換線として $10^{\circ} \sim 39^{\circ}$ の傾斜をもって上行し、分焰柱中央から2.6mで復存する焼成室先端(50.14mN.P.)に至る。焼成室幅は断面D-D'で最大幅2.73mを計る。窯体主軸の傾きはT.S $28^{\circ}38'W$ である。

分焰柱は焼成室床面の最も低い部分から1m程手前焚口側に位置し、この分焰柱を含めて地山(粗砂層、粘土層の互層)へ掘り込んで整形したものである。天井部へ連続するカーブの部分までを存し、残高は75cmを計る。基底部の形状は不整長円(方)形を呈し、長径84cm、短径67cmを計る。現状中程での水平断面の形状をみると、外側の剥落が若干あるものの、おおむね圓丸方形を呈し、ただし焼成室側はゆるく円弧を成す。

外壁は最終的には平滑に仕上げられたものと考えられ、現状は操業に際しての火熱により灰黒色で非常に固く焼け締っている。火熱によって表面が剥落する部分もあり一見したところ数次の補修部分が剥離したのかと考えられたが、後述の如くに断ち割ってみたところ全くの地山そのままであることを確認してこれは否定された。したがって火熱の及び具合によるところの色調変化は壁面におけると同様である。

窯は東西ともおおむね良好に復存し、焼成室において最高68cm、燃焼室においては63cmを計る。表面はコンクリート状に非常に固く焼け締り、表面は平滑で、とりわけ焼成室東壁面には丁寧に塗ったような様相を呈する整形痕が認められた。二次的補修の痕跡は認められず、また分焰柱同様に地山そのままである。

操業に際しての火熱による色調変化は表面から奥に向けて灰黒色→灰白色→赤橙色が認められ、燃焼室においては他窯における状況と若干異にし、断面F-F'地点あたりで薄く青灰色を呈するに至っている。

床は焼成室の場合、東側 $\frac{1}{8}$ ほどを崩壊、流出していたが、その他部分は極めて良

好に遺存した。表面は一様でなく、色調といえば緑色がかった濃灰色（黒色）ないし灰白色を呈し、分煙柱周囲では固く焼けしまり、あるいは焼成室ではグサグサでもろく崩れ易い状態であった。

この焼成室内で良好に遺存する部分の床面について、中軸線とそれに直交する各軸において地山にまで達する小幅のトレンチを入れてみたところ、遺存する焼成室の先端あたりで、東西両壁基部に至る幅の明確な掘り込みを穿って床を構築していることを確認した。この掘込の肩は、山地・シルト層が青灰色を呈して固く焼締っていた。この掘り込みは焚口側においてはその掘り肩がそれほど明瞭でないが、ほぼ分煙柱両脇あたりのわずかな凹みが床を貼付けるためのものであることは明らかで、この点から上方にかけて掘り込みが存するのである。

このように地山を掘り凹めた中に、基本的には下から1層—黄土色ないし黄茶色褐穢粗砂層をまず充填している。そしてその上に、残存の床面下全面に碗を主体とし、少量の皿・鉢が、しかもその多くが完形の器が平面的に重なり合うことがないように伏並べられていた。碗と碗との間隙を大型の礫を多量に含む粗砂、灰炭層で埋めており、以上が2層である。更にその上を3層—地山の粗砂層を基調として細かい炭化物、少量のスサを含む層で貼って、これを床面としており、色調は一般的には黄土色を呈するが、部分的には固く焼け締って白灰色に至る部分もあった。

ただし先述のB窯と同じくこの3枚の層が全面に整然と重なるというわけではなく、小範囲ではあるが2層を直接地山の上に積んでいるところがある一方では、2層を形成する埋置の碗底部は3層内にまで至っている。

このようにして床構造を平面と断面において観察したのち、各充填貼付層を剥いで地山面を露呈させる作業を行なったが、その過程で上述の如くに遺存の床面下全面に碗等が伏並べられている状況を検出した。おそらく当初は掘り込み内全面に並べられていたものと考えられる。

これらの碗は1枚だけでなく、窯内で焼成に際して融着した重ね焼碗をも利用して幾枚も重なっていて、最高で9枚を数えた。遺存部分について（面積 5.27m<sup>2</sup>）、並られた碗等213面、総個体数322枚を得たので、これから当初床面下全面（面積 8.61m<sup>2</sup>）に伏並べられた碗は平面で348面、総個体数526枚という数値が推定される。

いし  
もろ  
各軸  
の先  
こと  
た。  
柱両  
点か  
色褐  
し、  
うに  
てお  
1物、  
を呈  
まな  
2層  
ひで  
前に  
られ  
して  
並べ  
8.61  
. こ

の脱氷設の構造は間隙を埋める層位と考え合せて、床面下の排水施設ではないかと考えられる。

これら全てを撤去し、地山面を露呈させた結果、A・B窯にみる如き床基底面（地山面）上の造作は全く検出されなかった。

こうした床構造は、床面下排水施設を除いてはB窯に最も良く共通し、分焰柱の立つ位置からも同様のことといえるので、本窯群中においてはB窯との類似が最も強いと考えられる。

C窯が形成したものと明らかに認定し得る状況の灰原は認められなかつたが、C窯の東下方、B・C窯間下方に遺存した灰原は本窯の灰原の一部であろうと考えられ、またC・D窯間下方に再堆積した土砂中からも遺物が出土している。

#### 4 D 窯 (写真図版XXIII~XXX、折込図V版)

D窯はNKI-1群中、東側から4番め、C窯のすぐ西側に位置し、焚口を北側にむけている。

発掘前の状況からはアーチ状天井の一部が残存していることが認められ、一方焼成室上半ではその天井が陥没したそのままの状態であり、従って窯詰のまま、焼き上り直前に天井が落ち、放棄されたかの如き様相を呈していた。

発掘は前述した如く、残存アーチ状天井の上下から別々に進められたが、それぞれの部分で流入土砂排出中に多量の馬爪形爐台が検出されたものの、いずれの場合も転落していて、原位置を止めるものは皆無であり、一方遺物についても窯内では分焰柱周辺で転落したもの多く少量を得ただけであり、当初の所見とは全く異なっていた。

従って本窯は他窯同様に、全操業後放棄され、更にその後天井部が崩壊したものであることが確認された。発掘の結果、明らかにされた本窯の状況は煙道部、焚口前方の所謂前庭部を失なうほかは、焼成室の大部分、分焰柱、燃烧室、焚口を完存し、天井も一部を遺存するなど、NKI-1群中で最も良好な遺存状態であった。

全長は残存の焼成室先端から焚口まで9.36mを計る。遺存する焚口先端(49.05m N.P.)から5°内外の傾斜をもって南へ下り、再びやや登って分焰柱、焚口側基底面に至るまで、2.82mが燃焼室である。床面は断面G—G'に分焰柱前面へやや登る地点との間が平坦面をなし、この平坦部分が本窯床面中の最低位になる(48.90mN.P.)。

燃焼室幅は分煙柱付近が最も広く(1.72m)、断面G—G'・H—H'間付近が最小幅を示し(0.92m)、断面H—H'あたりでは再び左右に開いている。床面は地山そのままで(砂・シルト層)であるが、断面G—G'あたりまでの表面は青灰色あるいは黄白色(一部は暗橙色)を呈して固く焼け締っている。なお表面には極くうすくまだら状に灰炭の痕跡が認められ、断面G—G'・H—H'間東半で極小範囲の広がりが認められた。窓体中軸線の傾きはT.S30°53'Wである。

焼成室は分煙柱焼成室側基底部から直ちに立ち上がって、10°～25°の傾斜で分煙柱中央(断面F—F')から6.22mで遺存する焼成室先端(51.12m N.P.)に至る。幅は断面C—C'で最大2.76mを計測した。

上半の西方で壁・床とも欠失するものの、それ以外では床面はおむね良好に遺存する。表面は平滑であり、残存状態が良好な部分では黄土色ないし白灰色を呈して固く焼け締っている。しかし良好なところは一部分であり、大部分はその下層にあたる濃灰青色ないし灰青白色を呈して非常に脆弱で、崩れたコンクリート様を呈する層位を露わしていた。これは後述の第2次床面である。

壁は焼成室上半が崩壊している以外は焚口に至るまで、おむね良好に遺存していた。特に焼成室部分では、分煙柱両脇まで東西両壁とともに、天井部へ連なる反りの部分までを遺存し、焼成室東壁において完存する壁高は68cmを測る。また燃焼室における残存最高は67cmであった。

また焼成室の東西壁とも非常に顕著な凹凸を示す整形痕が認められた。即ち任意の平面で切って上からみた場合、刃を中軸線上方にむけた鎌歯状断面を呈するのであって、荒く鋭い鎌様の道具で上から下へ抉った如き表面を呈する。天井においても同様の整形痕が認められ、凹凸はそれ程顕著でないが、むしろ密であった。

これに対して燃焼室は、ことにその上半が極く薄い最外表が剥落しているので不明だが、これを遺存するところにおいても顕著な整形痕は認められなかった。

後述の如く、床は全面的な大規模な補修が確認されるが、一方壁面には全く補修が認められなかった。

分煙柱は焼成室の最も低い位置に良好に遺存し、この分煙柱を含めて地山(上層からこぶし大の礫を若干含む砂層、シルト層の互層)に掘込んで整形されたものである。

焚口側は天井部へ連なる部分を失なっているが、焼成室側では反りをもって天井部へ連なり、分焰柱中央より中軸線上焼成室側へ90cmにわたって天井部を残存していた。中軸線上残存端部の天井の床面よりの高さは80cmを測った。

分焰柱の基底部形状は、焼成室側は突き出した半円形弧をなし、他の3方は直線に近く、隅丸方形状を呈する。基底部での計測値は南北長52cm、東西長50cmで、ほぼ中位の高さの水平横断面をとってみても略同形状(44cm×50cm)を呈する。

分焰柱中軸は窯体主軸とはば重なり、外表面は平滑に仕上げられていて濃灰色ないし灰白色を呈している。

壁、分焰柱、天井はいずれも操業に際する熱のために表面から濃青灰色→青灰白色→灰白色→橙色→白黄土色→赤橙色という色調変化をみせる。また外表面はおむね濃青灰色を呈するが、燃焼室においては上半が剥落して橙色部分をみせ、下半は薄く青灰色を呈する。

更に燃焼室前方一焚口の間では壁面に熱による色調変化が認められなかった。

焼成室において良好な床面が残存することを述べたが、窯体中軸線とそれに直交する各軸において地山にまで達する小幅のトレンチを入れたところ、最大32cmの厚みをもって地山の上に土砂を積んで床となっていることを確認したが、先述のB・C窯の如くある部分から明確な掘り込みを穿って土砂を充填する構造ではなく、残存する焼成室先端からほぼ分焰柱両脇まで、地山面上に直接充填土を積み上げて形づくっていることが認められた。

基本的な層序は下から1層一地山土砂を積んだと思われる黄土色ないし白黄色砂、シルト層(部分的に白色の砂・シルト層がブロックで入るほか、下から白黄色一赤橙色一濃青灰色ないし青灰黄色、部分的に黒色ブロックという3段階の色調変化をみせていて、同一層の熱による変化と考えられる。従って從来の知見からこの最上面、青灰色を呈する部分が一旦床面として使用されたものと理解される)一第1次床面、2層一地山土砂と思われる砂、シルト層を基調として黄褐色を呈して部分的に固く、焼け締ったシルトブロックを含む層、3層一均一砂層、細かくみると下から3-a・もろくサラサラで灰青白色を呈する、3-b・前者同様に非常にもろくサラサラで濃灰青色を呈する、3-c・固く焼け締り、黄土色ないし白灰色を呈する3つの層からなる。D

窓の場合はB・C窓と異なり、上層に属する3-a、3-b、3-c層は全く整然と重なって堆積している。ただし外表は部分で異なり、3-c層を現わすところと3-b層がみえるところがあるのは前述の如くである。

断面観察からはB・C窓の如くに地山への掘り込みが認められなかつたので、B・C窓の如くに充填層位を全面的に撤去して地山基底面を露呈させることは省略したが上述の如き諸観察の結果から、床基底面（地山面）上の造作はないものと推定している。

こうした床構造は既述の3窓に類似点を見出しえないが、分焰柱の位置関係からE窓がこれに近いのではないかと考えられる。

D窓が形成したと考えられる灰原は、少なくとも平面的なひろがりとしては明確にはとらえられなかつたが、下方斜面に灰原の流出を免がれた基底部痕跡が断片的に認められ、その大部分が流出、喪失していることは明らかであり、遺物は再堆積した土砂中から得ることができた。

また後述するE窓の7mほど下方に入れた東西に長いトレンチの東端に、E窓灰原の下位に最大厚11cmをもつてD窓灰原残存の西端を確認した。このことからD窓はE窓に先行することが確認された。

### 5 E 窓 (写真図版XXIII、折込図版VI)

E窓はNKJ-1群中最西端に位置し、大きく崩壊した屋によって西側の大半が失なわれて当初から低く遺存する東側壁の上半をみせていた。この崖斜面には流出した遺物が散見された。北斜面各窓の通例の如く北に焚口を向け、おそらく並列する5基中最も高い比高を保ったものと思われる。

発掘の結果、焼成窓下半東側、分焰柱痕跡、燃焼室奥半分と低い東壁を遺存し、天井部を失なっているほか壁も極めて低く、おそらく塗かれたであろう本来の床構造も全く失なわれていると考えられる。

遺存する全長は5.18mで、燃焼室床面は最上面を失つて地山基底面を露呈するために前記4窓の如くに自然地形との境を明確にし得ないが、わずかな焼土面等を手掛りに分焰柱中央から2.40m北にその先端を推定した。この地点から(50.26mN.P.)最大4°の緩傾斜で南へ下り、分焰柱焚口側基底部に至る2.40mが燃焼室で、最大残存幅

1.29mを計る。そのうち床面の残存は長 1.20m、幅1.00m の小範囲にわたってその最上面（地山シルト、砂層）が青灰色を呈して固く焼け結っていることでその存在が知られる。

焼成室床面は分焰柱の周囲から上方にかけて、おそらくは築かれたであろうと思われる焼成時の床面形成層を失なっており、地山の砂層をそのままに露出している。従って床面成形の過程を明らかにし得る手掛りを全く欠くが、地面上の造作からみるとB・C窯にみられた如き掘り込みは認められず、床構造の最下部の手法からいえばA・D・F窯にみることのできる全面貼付床であったのではないかとの推測が成立する。

焼成室は分焰柱の焼成室側基底部から最大  $12^{\circ}$  の傾斜をもって直ちに上ってゆく。残存する焼成室全長は分焰柱焼成室側基底部から計って 2.20m (50.70mN.P.) であり、最大幅は 1.24m を計った。

分焰柱は焼成室床面の最も低い部分に位置しているがその殆どを失なって、わずかな高みでようやくそれと知られる程度であった。また中央より西半を失なっているので、中軸線上径は 66cm であるが、形状と本来の大きさについては判然しない。この分焰柱を含めて地山（上からシルト層、均一粗砂層、シルト・砂層、礫層）へ掘込まれて整形されたものである。

窯体主軸の傾きは T.S. $25^{\circ}45'W$  である。

壁は前述の如くに東壁の一部をかろうじて残したもの、崩壊が著しい。残高は燃焼室部分で 20cm を計測した。焼成室部分では床に接する部分でも剥落が著しく、幅のせまい帶状に残る程度であったが、表面はよく焼けしまっている。

分焰柱の位置（即ち焼成室との位置関係）は D 窯に共通する。

E 窯の形成した灰原は比較的明瞭で、遺存する燃焼室先端からただちに遺物が散乱し、最大長 9m、最大幅 7m の規模のひろがりが推定された。また本窯の属する丘陵そのものが大きく西へ崩壊していることもある、E 窯に属する遺物はかなり明瞭に区別された。

なお前述の如く、E 窯の下方 7m 程に設けた東西に長いトレンチの西端で D 窯灰原との重なりが認められ、最大厚 20cm を計った。そしてここにおける重なり具合から

E窯はD窯に後行するものであることを知り得たのである。

本窯に属する遺物は西方崖下散乱中、灰原中よりそれぞれ得たほか、窯体下方（北方）に再堆積した土砂中からも検出されている。

#### 6 F 窯（写真図版XXVIII、折込図版）

F窯は從来秉蔽第3号窯（'72県台帳には No.4226 で記載）として知られて来たものであって、A～E窯の位置する狭い丘陵の南斜面（即ちA～E窯の反対斜面）に単独で築かれている。

発掘開始時には既に窯体を殆ど露出しており、わずかな床面と低い西壁を残すのみであった。

本窯は焚口を南に向け、北側の5基と大差ない比高の位置にある。焼成室の手前側若干、分焰柱痕跡、低い西壁が残存するのみである。

遺存する全長は4.66mで、最下方（南）床面上（48.92mN.P.）に全く高みを残さず、わずかに色調変化が看取されるのみで、従って後の計測も不可能な分焰柱痕跡を認めた。ここを焼成室最下端として、一旦最大3°程度の緩傾斜で下り、再びやや上行して断面C—C'地点にいたる、ほとんど平坦に近い面が存する。これにつづいて10°～40°の傾斜をもって上行（北上）して、遺存する焼成室最上端（50.64mN.P.）に至る。最大幅は断面C—C'地点で2.90mを計った、窯体主軸の傾きはT.N. 30°00'Eである。

分焰柱痕跡は焼成室床面の最も低い部分から50cm程手前（南）焚口側に位置し、本窯はこの分焰柱を含めて地山（上から均一粗砂層・砂礫層）へ直接掘り込んで成形したもので、北斜面5基の各窯と同様である。

床面は焼成室奥の傾斜を有する部分で直接掘り抜いた地山基底面上に貼付形成した面を確認した。この貼付層は地山に比して小角線を含有すること、あるいは比較的大型の礫の入っている点など明らかに組成を異にしていて確認が容易であるが、発掘時点では既に部分的にしか残存しなかった。この貼付形成層の流出した部分は地山基底面が露出していたが、その表面は熱による色調変化を来て黄色～赤色に変色していた。

こうした床の造り方は、掘り込みを設けずに地山基底面上に直接床形成層を貼付け

ている点が北斜面のA窯に最も近似している。

F窯の灰原は、焼成室の下方に全く流失し、再堆積した土砂中から若干の遺物を得たに止まる。

注1 間仕切障壁は床面上に設置されるため、焼成終了ごとに床面清掃に際して破壊され、従って最終的な全体放棄の後に残ることはまれである。御影町古窯群の場合、群中唯一基にこれを見た。またH-101号窯では分隔壁性壁に丸瓦が長歛に直交して嵌かれ、あたかも間仕切であるかの如くであった。これから推して本窯の場合も、焼成の都度これが剥かれたものとしておきたい。

付表2. NKI-1群 窓体観察結果一覧

## A 窓

単位 cm

要點 場所	東	西	東側床面厚	西側床面厚	内	壁	備 考	
	最 大 厚 度 及び最大厚 度の位 置	最 大 厚 度 及び最大厚 度の位 置	床幅	床幅	色 調 変 化 位 置	地山形 状		
B-B'	遺存なし	遺存なし	220		遺存なし	遺存なし	地一粗砂層	遺存なし
C-C'	白 灰 黒 色 5 4	遺存なし	273	2.2層 3.1層	遺存なし	白赤 黒 色 3.2	均一粗砂層 大疊・砂層	B-B'、C-C'にはらうど床が残 っていないので中 間を記入
D-D'	赤 黄 黒 色 3 3 4	2.1層	253	2.3層 1.2層	2.3層	白赤 黒 色 6 8	均一粗砂層 大疊・砂層	79
E-E'	赤 黄 黒 色 8 3 3	遺存なし	195		遺存なし	灰 白 赤 色 5 18	均一粗砂層 大疊・砂層	68 中央部分溶性
F-F'	赤 黄 黒 色 7 3	地山整形 マ、	126	地山整形 マ、	地山整形 マ、	赤 黒 色 4 7	大疊・砂層	50

## B 窓

単位 cm

要點 場所	東	西	東側床面厚	西側床面厚	内	壁	備 考	
	最 大 厚 度 及び最大厚 度の位 置	最 大 厚 度 及び最大厚 度の位 置	床幅	床幅	色 調 変 化 位 置	地山幅位		
B-B'	遺存なし	遺存なし	208	遺存なし	遺存なし	青白 灰 黒 色 2 3 8	砂・砾互層	60 地山砂層上に炭化 物集中+貼床?
C-C'	5.3-a層 4.3-a'層	遺存なし	246	3.3-a層 4.3-a'層 6.2層	4.3-a層 4.3-a'層 1.1層	青白 灰 黒 色 1 2 10	砂・砾互層 均一粗砂層	東側の段差 10cm 東方に部分的に3 段の下に 1 層-2 cm
D-D'	赤 黒 色 2 3	2.3-a層 2.3-b'層 3.2層 2.1層	236	2.3-b層 2.3-b'層 3.2層 5.1層	2.3-b層 3.2層 6.1層	灰 赤 黒 色 11 極小	均一粗砂層	感は東西共に二次 的輪修跡
E-E'	赤 黒 色 6 5 3	青 灰 色 7.3-c層	182		4.3-c層	青 灰 赤 色 4 3 10	均一粗砂層 シルト層	南北は青灰色と白 灰色の開窓が熱に よって剝離、灰灰 色を呈する
F-F'	粗 色 4	地山整形 マ、	130	地山整形 マ、	地山整形 マ、	橙 色 7	均一粗砂層 砂・砾互層	感はうすく波面剥 離、床表面にまた ら灰に沿沿灰化

## C 察

単位 cm

測所	要点	東 西 地山層位 残存高	床面床面厚 色調変化 及び最大厚 度	中央床面厚 木幅 最大 厚 度	西側水槽厚 床面 色調変化 及び最大厚 度	備 考
B-B'	40	地山は一貫して砂質と粘土層の互層である。	赤橙 赤色5 青灰色4	遺存なし 217 1.1倍	2.2倍 1.2倍 2.1倍	灰青色4 赤褐色2 青灰色7 赤褐色7
C-C'	52		赤 赤褐色7 青灰色4	上表達失 地山直上 に隔	260 4.2倍 2.1倍	3.3倍 5.2倍 2.1倍
D-D'	60		赤 赤褐色8 青灰色4	3.2倍 272 4.2倍	6.3倍 7.3倍 3.2倍	7.3倍 赤褐色2 青灰色3
E-E'	62		赤 赤褐色12 青灰色8	3.3倍 2.2倍 3.1倍 207 6.40 4.5	4.3倍 3.2倍 4.1倍	青灰色10 赤褐色9
F-F'	58		赤 赤褐色6 青灰色1	4.青灰色 5.赤褐色 144	4.青灰色 5.赤褐色	2.赤褐色 青灰色2 赤褐色4
G-G'	18		赤 赤褐色4 青灰色0	0.青灰色 89 0.青灰色	0.青灰色	青灰色0 西側床は壁にかかる。

## D 察

単位 cm

測所	要点	東 西 東側床面厚 色調変化 及び最大厚 度	中央床面厚 木幅 最大 厚 度	西側水槽厚 床面 色調変化 及び最大厚 度	西 壁 地山層位 残存高	備 考
B-B'	遺存なし	1.3-a層 4.2倍 18.1倍	243 4.2倍 17.1倍	2.3-a層 4.2倍 17.1倍	17.1倍	赤褐色2 砂層 14 西側は床邊 共に崩壊
C-C'	赤褐色 白灰色 赤褐色 2.3-a層 4.2倍 21.1倍 5.3.2.1	276 2.2倍 24.1倍	3.3-a層 2.2倍 27.1倍	2.3-a層 4.2倍 27.1倍	赤褐色 白灰色 4.1.1.4 砂層 27 壁下、わざ かに崩壊	
D-D'	赤褐色 白灰色 赤褐色 3.2倍 12.1倍 8.2.3	230 4.2倍 10.1倍	2.3-b層 2.2倍 9.1倍	1.3-a層 4.2倍 9.1倍	赤褐色 白灰色 5.3.2.1 砂層 69 天井地山色 調変化	
E-E'	赤褐色 白灰色 赤褐色 1.3-a層 2.2倍 6.1倍 10.3.4	206 2.2倍 6.1倍	1.3-b層 2.2倍 8.1倍	2.2倍 8.1倍	赤褐色 白灰色 6.1倍 砂層 63 13. (白土質) 5. 灰 4. (青灰色)	
F-F'	赤褐色 白灰色 赤褐色 1.3-b層 2.3-a層 2.2倍 1.1倍 10.3.4	172 2.2倍 6.3 6.20 3.4 4	1.3-b層 2.2倍 2.1倍	1.3-c層 2.3-d層 2.2倍 2.1倍	シルト層 砂岩 の互層 50 分離した断面 図49	
G-G'	褐色 (青灰色) 褐色 (青灰色)	103 1.1倍 103 青灰色 白色	褐色 (青灰色) 白色	褐色 (青灰色) 白色	褐色 シルト層 砂岩 の互層 36 東山壁其の 部は焼け及 んでいない	
H-H'	焼けず	焼けず 104	焼けず	焼けず	焼けず 砂層 28	

## E 窓

単位 cm

測点 場所	京 隅 残存高	地山層位	東 壁 色調変化 及び最大厚	東側床面厚 最大厚 位	床幅	中央床厚		西側床面厚		西 壁 色調変化 及び最大厚	測定
						最 大 厚	最 大 厚	最 大 厚	最 大 厚		
B-B'	24	シルト層 砂 砂	赤白 壁灰 色 5 及 び 最 大 厚 度 2	遺存なし	114	遺存なし	遺存なし	遺存なし	遺存なし	東壁下半10cm 剥落	
C-C'	22	砂 砂 シルト層	赤 橙 色 4	地山整形 マ、 青灰色	122	地山整形 マ、 赤橙色	地山整形 マ、 赤橙色	地山整形 マ、 赤橙色	地山整形 マ、 赤橙色	遺存なし	

## F 窓

単位 cm

測点 場所	西 壁 残存高	地山層位	西 壁 色調変化 及び最大厚	西側床面厚 最大厚 位	床幅	中央床厚		東側床面厚		東 壁 色調変化 及び最大厚	測定
						最 大 厚	最 大 厚	最 大 厚	最 大 厚		
B-B'	28	均一粗砂層	黄灰 上 色 8 及 び 最 大 厚 度 2 1	2. 有 10. (黄土色 赤色)	244	4. 有 3. (黄土色 赤色)	1. 有 2. 黄土色	遺存なし	遺存なし	遺存なし	
C-C'	40	均一粗砂層 砂・砾層	黄 灰 白 色 9 及 び 最 大 厚 度 6	遺存なし 8. 赤色	290	遺存なし 9. 赤色	遺存なし 2. 黄白色	遺存なし	遺存なし	遺存なし	

註：この表のみかた（範囲の場所と要點）

- 1) 壁の色調変化とは、漆喰による施設等による所（地山）のそれである。漆の内側が窓の内側となっている。
- 2) 床面厚とは、貼付乃至空気流して形成した灰のそれである。○側とは中軸線から東側乃至西側へ、それぞれ50cm寄った部分、中央とは中軸線上のそれである。
- 3) 位は本文中に示したもので、本文中の記号（○等）に対応する。
- 4) 床幅とは、壁と床の隙間の水平距離である。
- 5) 地山層位をわざわざ付記したのは、経年によって熱伝導に差を生じるのではないかという点を考慮した為である。壁に對応してのそれであり、「に青かれたものが上層、下に青かれたものが下層である。
- 6) 残存高は、最安内背灰色に焼けた部分の床との境までの垂直距離である。
- 7) 従って距離は全て水平乃至床面距離、単位はcmである。
- 8) B窓の最上3段は、本文中に記した各a、b、cの外、更に上層と下層の色調差は、下層に付けて示した。
- 9) C窓断面下-E-E'では中央に分離性が遺存している為、「中央床面厚」の部分に壁同様、地山の色調変化を示しておく。又、E-E'に限って○側とは、中軸線から東側乃至西側へそれぞれ70cm寄った部分の床面厚を示しておく。
- 10) また、熱感部分、断面F-F'、G-G'では地山整形マ、なのでわざわざそれを記さないで、並記、床にみられる色調変化を示しておく。
- 11) D窓は床幅が広いため、断面E-E'までは一貫して、中軸線から東側乃至西側へそれぞれ60cm寄った部分の床面厚を示しておく。
- 12) 断面E-E'には井戸部地山の色調変化を示しておいた。
- 13) 断面F-F'には中央に分離性が遺存している為、「中央床面厚」の部分にC窓同様、地山の色調変化を示しておく。又、地山まで若干焼け及んでいる部分がある為、壁厚の下に色調変化を示しておいた部分もある。
- 14) 燃焼室部分、断面G-G'、H-H'では地山整形マ、なのでわざわざそれを記さないで、床にみられる色調変化を示しておく。
- 15) 乾燥室と異なって天井部が遺存している為、「中央床面厚」の部分にC窓同様、地山の色調変化を示しておく。又、床との境までの垂直距離である。従って断面B-B'では大井外と床との境までの垂直距離である。
- 16) F窓は貼付成形床の下まで熱が及んでいる為、床の存否に加えて地山の色調変化をも加えておいた。

## 第9章 遺物

本古窯群出土の遺物は、窯内特殊設備のあったC窯を除いてはさして多くない。各窯別にみた場合、A・E・F窯は窯内が盗掘にあらうか、あるいは窯体そのものが大きく崩壊しており、B・D窯はその灰原を明確に指摘し得ない事情のために、確実に各窯に所属する遺物の量、ことに各窯の焼成期間をうかがう資料は更に少ない。以下ではまず各窯に確実に帰属させ得る遺物について論攻し、引き続いて各窯間に存在して帰属不明の灰原、あるいは再堆積中より得られた遺物を検討して、出来得ればその帰属すべき窯を認定したいと思う。

### 1 A 窯 (図版XVI・A-1~A-25)

A窯は既述の如き状況のために、帰属が確実なのはわずかに基底部を残存した灰原中よりの資料である。

器種は碗・皿・鉢であり、本古窯群中では鉢の占める割合が最も多く、殆ど碗の半量に達するが、遺物の出土した地点を考え併せると、本来の割合は鉢がもう少し少なかったと思われる。

碗は大きさから2類が析出されると考えられる。形状は殆ど変化がなく、体部がゆるやかな曲線を呈し、口縁やや下で指頭による抑えが一周してかるく口縁部が外反する形状である。大きな例は口径が19cmに達するものがあり、大型の類は径17cm以上で、器高が5cmに達しない1群をそれと指摘できる。この類は底部を除いて薄造りであり、また口径に比して高台径が小さい。(A-7~12)

小型の類は数値がほぼ共通し、口径12.5cm、器高5.5cmに集中する。前者に比して深い形状であり、体部の壁厚もやや厚い。高台径が口径に比して小さいのは前者と共に通する。両類型ともに高台は低く、下端に顕著に擦痕を有する。(A-1~6)

胎土は砂粒をかなり混じており、器表は灰白色を呈する例が多い。

皿は全て高台を有する類型で、体部の造型は碗に共通して曲線状に腰を張り、口縁部がやや外反する形状である。高台もやはり低く、幅広の土手状で、顕著な擦痕を有する。口径8.6cm、器高2.1cmを標準とし、口径で1cm前後、器高は0.6cmのバラつきがある。胎土、焼成状態とともに碗のそれに共通する。(A-15~25)

鉢にも2類型をみることができる。1類は強く腰を張って上胴部から口縁にかけてはかなり直立する形状で、上胴部以上は急に壁厚が薄くなる。(A-14) もう1類は単一曲線のゆるい体部に、やや外反する比較的厚手の口縁部を有する。(A-13) 高台は両類型とともに外反する高い形状である。前類型中には口縁端までを完存する例が存せず、流部等の造形が不明である。後者の場合、流は比較的浅く、円弧状に抑えられており、外側の周囲を指頭で調整したあとが不明瞭ながらうかがわれる。

両類型ともに高台径は14.5cm 前後に集中し、後者の完存例では器高11.3cm、口径32.5cm を計測した。

第1類の鉢は從来の知見からは平安時代最末期から鎌倉時代初期の所謂初期山茶碗窯に極めて限定的に出現するものであり、本古窯群の所屬する年代決定に重要な手掛りを提供するものである。

## 2 B 瓢 (図版XY・B-1~3、XY・B-4~38)

B 瓢の場合には窯内より比較的まとまって遺物が出土しており、ことに分焼柱付近より出土の1群の皿は、焼成時の重ね焼きの1単位がそのままに横転して遺存したものであるとの所感を発掘者が強く有する。やはり碗、皿、鉢が出土しているが、A窯に比して鉢の割合ははるかに少ない。

碗はA窯と同じく大・小2類がある。大型の例ではA窯に比して体部が直線に近く高台径が大きくなっていることが頗著な特徴である。口縁部の外反もゆるくなっている、体部の壁厚もやや厚くなることが観察される。(B-1~3、5、10)

小型の類は大型に比して差異は大きくなく、やや体部が直線的になることだけが指摘されよう。(B-4、6、~9、11、12)

計測値は大型の類が口径16.5cm、器高5.2cm、台径8.5cm を標準とし、小型の類は口径13cm、径高5.5cm で、これはA窯に準ずる。胎土、焼成状態はA窯に準ずるが、窯内遊離資料の故か、生焼けあるいはそれに近い焼成不良品が多い。これは皿にも共通する事実である。

皿にも碗と同様、A窯のそれに比して小型化し、やや深い手が多くなる変化を指摘することができるが、最も頗著なことは高台を失ない、糸切底のままの類が出現することである。ただし高台を有するものとの間に時期的な差異はなく、前述の重ね焼き

セット中にも両者が共存する。計測値は若干バラつきがあるものの、口径8.3cm、器高2.1cmを標準とする。(B-13~37)

B窯の鉢は図示のもの以外は小片がわずかに存したのみである。体部は直線的な造形で器壁も厚く、高台の内側がかなりねて、その基部が膨らんであるのは新しい特徴である。底部は大きく角張っており、外側脇と内側に指頭によるナデの痕を明瞭に残している。

また下胴部、高台貼付の直上にヘラ削り痕が1周續者に存するが、これはロクロ整形後に回転を利用せずにヘラで削り落したものである。(B-38)

### 3 C 窯 (図版XVII・XVIII・XIX)

C窯は前章・構造において述べた如くに床面下に特殊な設備を存したために、本古窯群中最大量の遺物を得た。

ただし窯内遊離分については、本来ならば床面下敷設分との間に焼成時期の違いがあるわけだが、発掘の経過において述べた如く、床面下敷設分のうちのいくらかを窯内遊離と認めた可能性が極めて高く、形式差・時期の問題に対しては有効な資料たり得ない。

器形は窯内・床下とも碗・皿を主体にして鉢等が出されているが、割合に極端な違いがある、不確定要素が多いとはいえ窯内出土分がより本來の割合に近いものと考えられるのでこれに依拠すると、碗・皿・鉢の比は5:3:1程度となる。ただし後述の如く窯内出土の鉢は他窯に比して若干異質の要素がある。更に窯内からは1点のみとはいえ、注目に値する特殊な製品が出土している。

窯内出土の碗はB窯のそれに共通し、A窯例に比して腰が浅く、体部が直線に近い形状で、高台径が口径に比して大きい。ただし口縁下の指頭押えが深く、従って口縁の外反がかなりあって、体部もより曲線状を呈する少數の1群が存し、後述床下敷設分の多い分に共通することが注目される。

口径・器高は類型の差異を超えて共通性を示し、16.5cm×5.3cmに集中し、胎土も共通のやや砂目ながら良好なものである。生焼け、あるいはそれに近い焼成不良な製品も多いが、焼成状態の極めて良好な例が若干あり、曲線的造形のものにややこれが多い。

これらの事実を考え合せると、曲線的造形を示す1群は床下敷設分のうち、床面が崩壊していた地点のものを窓内遊離と誤認して取り上げたものかと考えられ、これによつてこの1群を取り去ることが出来た場合、窓内遊離分は1類型に止まり、従つてこれが最終焼成跡点の形式であり、(C-1~19)一方床下敷設分がこれに先行する形式であると認定し得て本窓の焼成期間をうかがうことが可能となる。ただし口径・器高の計測値が共通する点など、これに疑念を生ぜしめる要素もあって、断定し難い。(C'1~39)

皿の形状に碗のそれに近い要素が多く、高台は低く土手状を呈するが、高台を有しない例は殆どない。計測値もバラつきが少なく、口径8.5cm、高3.0cmを標準とする。窓内から出土の鉢は他の各窓と異にし、大小2類が大別され、さらに形態からする分類が可能である。

大型の鉢は形態上は1類のみである。高台が高く張り、やや腰を張つて上胴部は直線上に延び、口縁が軽く外反する形状はA窓2類の鉢に共通する。(C-67)

ただし腰にはB窓鉢に共通の頗著なヘラ削りが1周しており、胎土もやや砂粒を多く混じてB窓鉢に近い。焼成はいずれも良好で、図示例は表色が灰~灰黒色を呈して半光沢を有する。

残念なことに流部を完存した例がないので断定をはばかるが、図示例では外側に顯著な指頭痕を有するに比して内側にそれをみないこと、及び後述床下出土鉢の流部造形から推してB窓例の如く深い角張った形状ではなく、A窓例に近い円弧状の浅いものでないかと考えられる。口径14.0cm、器高12.0cm、口径28.5cmを計測した。

小型鉢は形態上から2類別される。その第1類は唯1個体分のみを得たが、高い高台と浅くゆるやかな曲線の体部を有するものであり、極く軽く外反する口縁に浅い円弧状の流を有する。この流は外側に指頭による整形痕を頗著にとどめるのに対し、内側にそれがない。

器体の小型化にもかかわらず、高台は大型例とはば同一の規模であり、高く堂々としている。やや砂粒を混ずるものの中等な胎土であり、焼成が不良なために黄灰~紅灰色を呈する。(C-68)

第2類はかなりの量が存する。この類は碗に共通する土手状の低い高台を有し、強く腰を張つて上胴部の比較的立った深い手であり、口縁端直下に指頭による押えが1

高して口縁が外反する点など碗に共通する造形を示し、また底を有しない個体も相当の割合存することからむしろ大碗とでも称すべき器である。(C-66・68)

底は浅く粗雑な作りではあるが、第1類や大型鉢と同様に外側両脇にのみ指頭により整形痕を残していく。この点はB窯鉢と明瞭な差異を有する。胎土は第1類に比して粗質であって、碗・皿類のそれに共通し、焼成不良のために黄灰色を呈する例が多いが、灰白色堅敏で内面に美しい薄緑色の自然釉が附着した例も若干存する。

この類に入るもので造形上若干の特異性を有する個体がある。第2類の一般例よりもやや大きいと思われ、器壁が厚く、口縁の外反も一段と顕著である。しかし最も目立つことは口縁内側に低いが明瞭な1段を有することと、腰部が指頭によって整形された痕を明瞭にとどめていることである。高台・底部の造作は不明である。(C-71)

この指頭による整形は大型鉢のヘラ削りと同様に、ロクロ成形後に施された点が注目され、ロクロ成形の簡略化の方向を示しているのではないかと考えられる。即ち底部円盤あるいは粘土塊より挽き上げた最下部が厚すぎた場合、再びロクロ回転を利用して削るのではなくて処理したものと考えられるからである。

小型鉢は第1・2類ともに口径20~22cmで、器高は第1類が9cm、第2類が7.5~8cm程度である。

窯内からは他窯に例をみない特殊な器形が2例出土している。その1は平底小型碗である。口径9.1cm、器高3.2cmを計るこの器は糸切底のままに、ゆるい曲線上の口縁直下を指頭で強く押えて口縁と外反させている。しかも口縁内側にはこの外側の押えに対応してナデがあるが、その下位をさらにナデしているために、その境に顕著な稜が作られている。胎土は碗・皿の一般例に共通し、灰褐色を呈する。完形品である。(C-47)

他の1例は小型の子持高台と称される器である。これは糸切平底の高盤上に糸切底で直線状の体の小型杯を2ヶ付着せしめたものであり、盤高6.8cm、底径6.0cm、2ヶの杯の口径がそれぞれ3.6cm、3.2cmを計測した。小型とはいえてロクロ成形によっており、やや砂質の胎土で、焼成不良のために紅灰色を呈する。(C-70)

この器形は從来より知多半島、渥美半島の平安時代最終末~鎌倉時代初頭にあたる数基の窯から出土したことが報ぜられており、本窯例はそのうち知多半島の窯、なかでも梶廻間古窯出土例に酷似する。

最近この器形が生活跡より出土したとの報に接したが、本器形の意味を考察するうえで重要な手掛りをもたらすものと期待される。

床面下に敷設された器は圧倒的に碗が多く、我々が得た総数322個中に皿・鉢はそれぞれ2個体分の破片を検出したにとどまる。

碗は体部がゆるい曲線状を呈し、口縁が軽く外反するものが殆どである。ただし完形品がかなり存するものの、焼けひずみが著しくて形式の認定は困難を極める。

計測値は口径16.5cm、器高5.3cmを標準として口径が15.5cm~17.5cmまでの変異があり、器高が4.9cm~5.9cmである。(C'-1~39)

台座にも変化があるが、概して小さく、A窯の碗によく似た形状のものが多い。

床下出土の2個体分の鉢はいずれも大型のものである。復原はできなかったが、窯内出土の大型鉢と殆ど同一で、直線に近くやや口縁を外反させた体部、腹にヘラ削りが一周した造形である。(C'-43・44)

うち1個体分の破片が3ヶ、かなりはなれた場所に敷設されていた。接合してみると焼成時に破損したものであり、したがって転落してバラバラになったのではないと考えられる。

皿は2個体、いずれも完形で出土した。1例は確実に高台を有し、他1例は元来高台を有したものが欠落したのではないかと考えられるものの、表色の変化などこれを確認する手掛りがない。計測値は窯内出土例と同様で、胎土・焼成もよく共通する。

#### 4 D 窯 (図版XII)

D窯の遺物は窯内、ことに分焰柱周辺に馬爪焼台とともに転落していたものが確実な資料である。碗、皿のみで、鉢片は得られなかった。

碗の形状は既述A・B・C窯のそれとは明瞭に異なり、小口径、深い手で直線状の体部、底部中央が窪み、低く小さい高台、小礫を混ぜる粗質の胎といった特徴は前群との間に相当の時間差を感じさせる。(D-1~7)

口径15cm、器高5.6cmを標準とする。

皿も碗と同様、A・B・C群のそれとは大きく変化しており、浅く、完全に高台を失なった形状で、やはり底部中央を窪ませている。縁端は内外から挽き上げてきた後に一ナデして修整しているが、修整の不全な個体も相当量ある。胎土は概して駄より

も良質であり、焼成も良好な例が多くて灰白色で堅緻である。口径 8.0cm、器高 1.8cm を標準とする。(D-8~15) 他に D 窯に帰属せしめ得る資料として、後述 E 窯の灰原追求に際してわずかにその断面が検出された再堆積様灰原中から出土した遺物が若干存する。この中に窯内出土資料中に全くみなかった、既述 B 窯のそれに近い碗が存することが注目される。(D-16, 17)

ただし皿には全くこれに近い類型のものがないことから、この碗についてもその帰属を無条件に認めるわりにはいかないであろう。(D-18~21)

### 5 E 窯 (図版 XX)

E 窯は発掘時点において既に窯体の大半を失なっていたことから、得られた資料は灰原中よりのものである。ただし地形上からみて西側崩壊崖下の散乱遺物はその殆どが E 窯のものである荒然性が極めて大である。

D 窯と同様に碗・皿のみであることが注目される。そして碗・皿とも造形上の特徴を D 窯と同じくする。計測値もほぼ同一で両窯の遺物を区別することは形態上からは不可能なほどである。(E-1~15)

ただし、灰原構成上からみて両窯焼成期間に差があったことは明らかであるので、この点について後によく検討したい。

### 6 F 窯 (図版 XX)

F 窯も盗掘によるものか、自然崩壊であるのかはともかく、発掘時点において窯体をほぼ完全に露呈し、ことに燃焼室部分については全く存しなかったので、窯内及びそれに近い状態の確実な資料は全くない。

しかし F 窯の存する当該丘陵南斜面には從来の調査でも、更に今回の踏査でも全く他に窯は存せず、またかつて存した証跡も発見できなかったので、F 窯下部の再堆積土砂中に埋没した遺物を F 窯に属するものとしてよいと考えられる。

碗・皿・鉢の資料を得たが、このうち鉢片はいずれも小片で接合不可能であったために図示はし得ない。

碗は高台径が小さく、薄造りであり、腹を強く張った曲線状の優美な体部に軽く口縁を外反させるほか、器高がかなり口径に比して小である点などは A 窯碗中の大型の類に通じ、むしろより古い形態を示しているといえる。口径 17.5cm、器高 5.0cm を

測った。胎土は良好である。(F-1~6)

皿もA窯と同じく全ての個体が高台を有し、碗に共通の曲線的造形を示す。胎土も良好であり、焼成が良好な個体は黒灰色を呈する。(F-7~16)

以上、各窯に確實に帰属せしめ得る資料を観察すると、本窯群の開窯の順を次の如くにみることができる。即ち南斜面のF窯が最も古く、A窯がこれに続き、C窯、B窯がこの順かあるいはほぼ同時に焼窯される。若干の空白期間を置いてD窯、すぐ引き続いてE窯の開窯をみたのである。

## 7 各窯間の遺物

以上の分析に基づいて各窯の間で得られた資料について、その帰属せしむべき窯の認定の可能性を考えてみると、最も確実なのはそのままがる2窯の形式差からしてC-D窯間に再堆積した遺物であり、逆にD-E窯間の遺物についてはまず不可能と考えられ、B-C窯間の資料もこれに近い。A-B窯間の遺物も蓋然性は低いが、一応両窯に属するものを定めてみよう。

C-D窯間については両者の遺物にみる顕著な差異から弁別は容易であり、それに従がってC-D窯間に再堆積した遺物はC窯のものを主体とし、それに若干D窯遺物が混じるものとすることができる。(図XIX・CD-1~6) またこれに付随して蓋然性は低いながら、D窯灰原の形成は西側(本体)に偏したものと推定する。

A-B窯間の資料についてみると、碗にはかなり顕著な差異があり、全体としてA窯の遺物が主体であるとすることができるだろう。(図XX・AB-1~10)

一方、皿についてみると、図示の資料中には糸切底のままの例はなく、破片中にも殆ど見受けなかった。体部の形状はA・B窯それぞれの資料とも差がないのでなんともいえない。(図XX・AB-11~22)

従ってC-D窯間資料に比して、皿からみた分析が欠落するものの、碗にみた如くA窯資料が主体であって、B窯の遺物が若干後から流れ込んだとして差し支えないであろう。

逆にB-C窯間の資料は皿に特徴が現われている。即ちB-C窯間にて得た資料中には糸切底のままの資料が多く、これのまたがる両窯ではB窯が糸切底のままの皿の割合が多い。(図XII・BC-7~20)

しかしここにおいて採集した鉢は図示の如く高い高台と優美な曲線状の体部を有するものでC窯のそれに共通し、碗もまた古い特徴を備えた曲線的造形のものが多いので、この点は皿の形態上にみる特徴と一見矛盾する。(XM・BC-21)

従ってここでは一応碗、鉢の形態上の観察からBC窯間灰原痕跡はC窯のものを主体とし、これにB窯の遺物が加わったものとしておきたい。

このことは碗、皿の形態、組み合せからみた両窯の開窯時期の差違、即ちC窯がB窯に先行したとする見解と矛盾せず、このことからB窯の左右(東西)に検出された灰原痕跡はいずれも新しい時期(即ちB窯の時期)のものを殆ど流出喪失し、古い時期(即ち東側ではA窯、西側ではC窯の)の灰原基底部を痕跡的に止め、部分的にB窯の遺物が再堆積したものとすることができるだろう。

### 8 県台帳4225番窯跡採集の遺物 (図版XX)

第1章において述べた如く、発掘調査に先立つ現地踏査に際して、今次発掘を行なった計7基古窯以外でまとまった遺物を採集し得たのは表記4225地点であった。

ところが県台帳には当該地点古窯を平安時代の灰釉陶焼成窯としており、一方鳴海地区古窯を精力的に踏査された松岡浩氏によると同様灰釉陶の他に鎌倉時代末から南北朝時代の山茶碗窯の1基が存するとのことであり、一方我々の得た資料はこれとは相容れない。我々の得た資料のうち、状態の良好なものを図示したが、一応碗・皿・鉢を得た。

碗は口径小さく、ゆるやかな曲線状の体部、口径に比して階形の低い特徴は本NKI-1群中のF窯碗、A窯碗大型類、C窯床下碗の一部と共通する。(図XX-2)

鉢もまた高く張った高台、腰を張った曲線状の深い体部などA窯鉢第2類に通ずる特徴を有し、一方腰にはかなり明瞭なヘラ削りを有してこの点はC・B窯鉢に相通する。(図XX-1)

一方、皿は高台が低く小さく土手状で、口径に比してやや器高が高い特徴がC窯のそれに近い。(図XX-3)

以上を総合してみると、我々が4225地点で得た1群の資料は本NKI-1群中のF・A・C窯遺物に極めてよく共通し、従ってこれらと殆ど同時期、あえていえばC窯に最も近い時期とすることができるだろう。

## 第10章 小 結

従来より一群の山茶碗窯が集中する地点として知られたNKI-1群と、采鞍3号窯として認識されて来た古窯の発掘調査を通じて我々の得た所感は以下の如くである。即ちNKI-1群と采鞍3号窯については地形上の問題・採集遺物についての簡単な観察から調査開始前の時点で両者を1群として考えるのが妥当とみなしていたが、発掘調査の知見はこれを裏づけ、従って当該丘陵のせまい尾根をはさんで南に唯1基存するF窯と、北斜面に5基相接して並ぶA～E窯は一貫した流れの中で把握されなければならない。

遺構、遺物に関しての考究を再び整理してみよう。遺構上の問題点に関して我々は床構造の差異と、分焰柱の窯内における位置、なかんずく焼成室との関係に注目した。

これは各窯の状況の違いのなかから共通して認識の対象たり得る部位がこの2点に限定されることが消極的ながら大きな理由であるが、一方整理の過程で遺物に見る現象との間に矛盾をきたすことなく、しかも本窯群6基の古窯をグルーピングする要素として、この2点における要素を分析し得たことによっている。これに依拠すると、床構造が地山基底面になんらの工作を施すことなく直接に設けられているのがA、D、E、F各窯であり、これに対して一定の掘り込みを有して床を築き上げた構造はB、C2窯にそれをみる。

一方分焰柱の位置をみると、焚口からみて分焰柱の焼成室側に窯床の最低位があり、あるいはまたここに顕著な平坦面を有したその奥から焼成室床傾斜面がはじまる形状の窯はA、B、C、F窯であって、D、E2窯では焼成室床に窯床最低位があつて分焰柱の殆ど直後から焼成室床の傾斜がはじまる、言葉をかえていえば焼成室床の最低位にあたるところに分焰柱を有する形状である。

この2つの要素の組み合せから本窯群6基の古窯のグルーピングを行なうと、A・F窯、B・C窯、D・E窯という3通りの群を指摘することが可能である。

複点をかえて遺物を周辺他窯との関係でみてみよう。従来の山茶碗窯編年は瀬戸地区、「猿投」地区、知多地区、更には遠く渥美地区までをも包括的に扱っているが、近年の発掘によって大増加をみた各地の資料を検討してみると、決して一様でないこ

とが知られ、なかんずく本窯群に最も関係の深いと考えられる隣接の「猿投」地区と知多地区の状況にはかなりの差異がある。従来の編年ではとうてい処理し切れない。ここにおいて本来ならば膨大な資料を再整理し、新たなる体系をその論理的観点も明らかにしつつうちたるべきであるが、とうてい本書に間に合わせ得ないので、ここでは植崎彰一の編年によりあえず依拠しつつ、我々が関係して資料を手中にすることが可能な市内千種区御影町古窯群<sup>文18</sup>、同揚羽町古窯群<sup>注1</sup>、同H-101号窯<sup>文12</sup>、天白区島田古窯群<sup>注2</sup>、同菅原古窯<sup>注3</sup>、同戸笠2号窯<sup>注4</sup>を基礎にして本窯遺物の位置づけを試みよう。

まず碗形態をみると、猿投地区の一般的傾向として口径に比して台径が小さく、腰の張った曲線状の体部を有し、底部が円盤状に比較的厚い形状のものが古い様式である。より仔細にみると、大径で浅く、体部がゆるい曲線を呈する器と、やや径が小さく深い手で、体部が強い曲線的構成の2類が古い時期に併存していることがわかつており、この特徴は知多半島の初期山茶碗窯にも共通する。

猿投地区ではこれに続いて体部が直線化し、台径が増加すると同時に高台が低く土手状を呈する変化がみられる。

この傾向に照して本窯群各窯をみると、F窯に最も古い形態がみられ、以下A・C・B窯の順となる。

これに対してD・E窯の小口径直壁、深い手で低い小さな高台を有する碗は從来猿投地区内ではあまり見受けないタイプであり、むしろ知多半島及びその閾邊地区（東海市、大府市、豊明市的一部分）で一般的な形狀であって、時期的には鎌倉時代後期（柄崎による常滑窯編年に基づいて数多い知多地区山茶碗窯を検討すると、むしろ後期でも後半に位置づけられる）に入るものとされる。このため前記F～B群との間に連絡が断絶することは先にも述べた。

本窯群中でも資料的に恵まれたC窯について、より厳密に從来知られる資料との比較検討を行なってみよう。

C窯床下に敷設された碗は体部が曲線状を呈するタイプが主体だが、既にF窯やA窯の一部にみられる大径で深い形式のものはなく、一方で比較的深く、体部が直線的構成を示す類が相当存する。窯内遊離分にはこの傾向が更に顕著であり、比率は逆転している。先に述べた如くに窯内遊離分中には床下敷設分のいくつかが混入している

可能性の高いことを考え合せると、この比率は更に後者が高かったとも考えられる。

この状況は我々の操作し得る資料中ではH-101号窯に最も近く、従ってこれに基づくとC窯を鎌倉時代最初頭に位置づけることができる。

一方、A窯には先に述べた古い時期の2類型がいずれも存し、状況は御影町古窯群に近い。

皿では大径で窓に近い形状のものが最も古く、最初期の山茶碗窯、例えばH-79号窯ではむしろ碗形態に大中小あるといった状況である。この点からすると本窯群の皿はやや新しい傾向を示している。御影町古窯群、揚羽町古窯群にはこの小碗形態が存し、ことに後者ではこれが主體であることから、本窯群中各窯はこの千種区内の2古窯群よりやや新しいとしなければならない。

微量的で限定される資料で若干蓋然性が低いとはいえ、A窯鉢第1類についての年代観もこれを支持して、平安時代末期から鎌倉時代初頭であることについては先に述べた如くである。

以上、本窯群中F・A・B・C窯の時期についてはF・A窯が平安時代最末期に属し、C・B窯は鎌倉時代初頭とするのが妥当である。

御影町古窯群をみると、ここでは発掘調査の行なわれた3基以外にも少なくとも3基の古窯が殆ど壁を接するばかりに相隣り、一部では壁構造まで共存して存した状況が認められている。当該丘陵の南斜面に発見された殆ど同時期の揚羽町古窯群でも全く同様の状況に窯が築かれたことが明らかにされた。本窯群もまたこれに近い群集をみせている。

しかし本窯群は仔細にみれば一様でなく、ことにF・A窯とC・B窯との間には顯著な構造上の差違も指摘される状況であるので、前記2古窯群の場合とは群成立の様態に違いがあったのではないかと考えられる。即ち前記2古窯群では群を構成する各窯間には殆ど遺物、構造上に差異を看取し得ず、従って殆ど同時期に築窯され、あるいは同時に焼成を行なった複数基の存在すら考えせしめる状況だったのに対して、本窯群各窯には先に述べた如き開窯順を想定できる如きあり方なのである。このことから本窯群においては群としての形成に若干時間がかかったのではないかと考えられる。

次に各部の諸構造について、関連の資料と比較しつつ考察を試みよう。まず注目さ

れるのはC、B両窯において、一旦掘り抜いた後の床下地山基底面の焼成窓下部にあたるところを再び掘り込み、そこに帶水性の低い土層（C窯の場合、これに加えて多量の砕石）を充填し、床構造を築きあげていることであろう。

F・A窯あるいはD・E窯にかかる工作がない事実は、当該地点の地山土層が極端ではないことを示しており、一連の窯中この2窯のみがかかる工作を行なっている意味は判然としない。試行錯誤的な技術変革への一過程と受け取れぬこともない。そこで関連資料を追求してみると、H-101号窯にそれがみられ、またC窯同様に床下に砕石を敷設していた市右原3号窯では確認がないものの掘り込みがあったと推定される。

八巻3号窯でもこれに近い状況であって、床下に排水・防湿用施設を有する窯のうちにいくつかこれに類するものを見ることができそうである。

しかし排水、防湿の目的であれば基底面上に帶水性の低い土層を敷設すれば解決することで、D窯に典型的にみる構造で充分であろうと思われる。D窯の場合もことさらに他所より帶水性の低い土を運んで積み上げているのではなく、地山の土を盛っているだけである。時期的な問題を別にすればこの様な構造は普遍的で、例えば平井口1号窯の場合、この床下敷設分は2層計55cmにも達し、いずれもわざわざその目的で選択した帶水性の低い土層であって、地山の組成とは明確に異にする。あるいは灰釉陶器焼成窯においてもかかる例は知られている。

従ってB・C窯における床下構造はその機能としては排水・防湿をあげができるだろうが、それだけに終らざることを考えなければならない。

かく考えた場合、C窯において莫大な量の砕石を敷設していることはこの延長上において考察されねばならず、逆に言えば極端な表現形としてC窯床下構造を有することの構造の意味するところは何か、いかなる意識がこれを現出せしめたかを考えなければならないであろう。まず関連の資料を追求してみよう。

碗等の器物や破損焼台を敷設した例は八巻3号窯、市右原3号窯にそれをみることができ、一方H-101号ではこの掘り込みに木材を敷きつめていた。また菅田1号の場合は窯内床面下に平瓦を敷きつめ、ここから燃焼室左側床下を走る排水溝が走って、そのうえを丸瓦で覆っていた。

市右原3号窯の場合も同じく燃焼室左側（いずれも焚口から煙道部方向をみて）床

下に排水溝が走り、中に同様碗をつめていたと報告され、これらの事実からもこの窯内床構造が排・防湿施設であることが支持されよう。

八巻3号窯は焚口付近・前庭部の特異な様相をはじめ、煙道部にダンパー様構造を有し、また焼成室前面も地山掘り込み面そのままでなく、特にその下半部でスサ入り粘土を使用した事に構築されるなど特徴の多い窯である。遺物をみると器種が豊富で技術体系上からもむしろ灰釉陶器焼成窯の最末期に近い様相を呈する。しかし個別にみると窯の形態そのものは図でみる限り既に体部が直線状を呈する例の方が多い、皿にも糸底例があることから本窯群のC・B窯と同時期か若干これに先行する程度であるので、後進的地域において灰釉陶器の器種と技術を残存した現象と理解すべきであろう。

この八巻3号窯と時期的にも、その内容においても極めて共通する窯がII-101号である。ここでも完形の菲瓶2本をはじめ火舎香炉などの一連の仏器、有筋壺、瓦など器種が豊富で、これらについては特定寺院からの集中的需要にもとづく生産と考え、これをもたらした本窯をめぐる古代末期の構造についての考察を明らかにしたが、ことに御影町古窯群・揚羽町古窯群との間に鮮烈な対照を示し、灰釉陶器末期の工人集団が専業集団として析出されてくる様態に差違があったことを示唆しているものと考えられる。

これに対して市右原3号窯は碗体部がほぼ完全に直線化し、それとともに後の形式に連続する小口径深い手が出現している点から本窯群F～B窯よりは明らかに新しく從来の体系上は鎌倉時代中期に属する。この窯の床下構造については先に述べた如くであるが、仔細にみるとこの部位の地山は砂層で、その上に一層粘土層を敷き、そこに更に碗をのせている構造である。即ち地山の上に透水性の悪い層を設けて地山からの浸出水を食い止め、その上に透水性のない層（碗等）をひいて水を窯外に導いているのである。この碗等敷設の上にはスサ入り粘土で床を構築しているが、この構造が当初からのものではなく、途中からのものであることが報告されている。

菅田1号窯も市右原3号窯とはほぼ同時期の窯である。調査時点で床面に至るまでの上部構造が全く破壊されていたため、全体の状況は不明でありが、燃焼室奥あるいは焼成室下部にあたると考えられる部分の地山粘土層直上に焼成済の平瓦片が一面に敷

きつめられており、ここから排水溝が灰原にまで至っていた。

この燃焼室床下を越す排水溝は地山粘土層中に深く掘り込まれたもので、焼成後の丸瓦でカバーをしていたが、現状でも地山層からの浸出水は著しくその実用性がはからずも実証される。

ここに掲げた諸例中、八巻3号窯と市右原3号窯はいずれも群集して存するうちの1基にのみかかる工作が行なわれている点で本窯群中でのC窯と同じ状況である。H-101号窯と菅田1号窯もいずれも相隣る窯が存することは確認されており、前者の場合は若干の遺物が採集されて時期も殆ど同じであることまでわかっているものの本体は未調査である。

いずれにせよ地山の組成に全く差異のない同一群中の唯一基のみにかかる労作が施されることは近代合理主義的観点からは理解し得ないことであって、これにB窯の構造を併せて本窯群を開窓・維持した工人集団の共同体的意志の発現を感じざるを得ない。C窯の場合、我々の推定によれば床下敷設の箇枚数は500枚を越えており、この磚を平面的には重なり合うことがないように、しかも殆ど隙間なく丁寧に敷きつめたその労働力もさることながら、その多くが完形であったことを考えてみれば相当量の製品を「無駄」にさせる要素は自然的、技術的両観点からは決して抽出し得ないものだからである。ことに八巻3号窯やH-101号窯の如くに、いわば古い窯業生産の形態を残存せしめていて、従って量より質の要求が優っていた可能性の窯に比して、一見確立した山茶碗窯であって、従ってより強く大量生産を志向していたと考えられる本C窯において、その本質にまで危機を及ぼしかねないかかる構造が存したこと、我々的今日的観点で律し切れないものをみる。

窯下構造以外に目を転ずると、本窯群各窯は全て煙出しを失ない、また多くが燃焼窓・焚口部分を失なっていて、壁面の状況が他窯との比較にたえる唯一の部分といつてよい。本窯群は全て地山掘り抜き面をそのまま壁面としているのが特徴で、なかなかD窯は掘鑿当時の工具跡をそのまま壁面に残している。八巻古窯群においても1、2号窯の焼成室においては地山掘り抜き面のままで、2号窯に工具跡を認めたと報告されている。これによると平鋸状の刃先をもつものと、鑿状の刃先をもつもの2種あるとのことである。本D窯例は前者に近い。

補修壁は一部においてのみ見受けたが、1次壁の剥落部分を埋めるように貼付けられており、全面補修という方法は全く考慮されなかつたかの如くである。

天井はD窯である限りは地山掘り残しによっていた。従来も山茶碗窯の殆どはかかる手法をとっているが、一部にスサ入り粘土によって構築した場合が報告されている。

本窯群各窯は窯内填土中にスサ入り焼土塊が少なく、これからみて全窯掘り残し天井であったものとするのが妥当である。

ところで、従来この種山茶碗窯をはじめとする窯窓内内の温度分布については触れられた例がないが舟底状ピットが燃焼に関係あるものとの見解が明らかにされ、これが失なわれた後に移動式分焰棒を経て固定分焰柱の出現による窯体の変化はまさしく熱効率獲得を志向した技術革新の諸段階であろうと考えられるにもかかわらず、これによっていかなる焼成技術上の変化を得たかについては遺物にみる間接的現象から推測されているに過ぎない。

その為、我々は窯業工学上の知見の不足、ことに地山土質の熱による変化についての知識が不充分な現在ではあるが、窯内各部所での窯体部分及び地山（壁面については本窯は即ち地山）の熱による色調変化の程度について調査し、今後への資料を残したいと考えた。この目的で窯体実測図の断面図に相当する部所で地山の熱の及んでいない深さまで断ち割りを行ない、大きく①青色～青灰色、ことに表層における部分では青白～白灰色にまで至る部分、②赤色～橙黄色、あるいは部分的に黄白色に変色した部分の2層に分けてそれぞれ厚みを計測して、この数値が今後窯業工学的に検討され、窯内熱分布を明らかにすることを期した。今後この我々の問題提起が理解されて、時代を限定することなく古窯調査にあたっては必ず同様の断ち割りが実施されて資料が整備されることを期待したい。

本窯群の場合については第8章に表を用意したのでそれを参照せられたいが、観察をもじじてその計測値について大づかみに表現すれば以下の如くである。即ち、本窯群諸窯では分焰柱付近とその直後の焼成室部分壁が最も良く焼けてしまっている。焼成室は概して良好な焼けしまりながら上へ行くほど熱の及びは浅い。これに対して燃焼室の焼けしまりは不良で、青灰色にまで至ったのは極く一部である。

目を遺物に転じて、先に述べた碗・皿以外の器物に若干の検討を加えよう。

鉢の腰部にロクロの回転を利用しないへラ削りが1周施されていることが本窯群の特徴である。例えばH-101号の場合も、一旦成形した鉢の腰部を後補的に削り落した如き整形上の特徴をみせるが、この場合にはロクロの回転を利用したものであり、また本來の体部の縦位曲線にあわせて整形しているのに対して、本窯群例では側面よりもくっきりと稜がつく荒い削りが施されている。この点は県台帳4225地点の1基より得た鉢片も全く同様であることは先に述べた。

またA窯に存する第1類の鉢は先に述べた如く出現の時期が限定され、本來の形態としては灰釉陶器最末期にみられる大碗の流れを汲むものと考えられる。この器形の変化を辿ってみると、発生期の山茶碗窯であるH-79号窯に大碗、中碗、皿（小碗）の全てに流を有し、また揚羽町古窯群中の資料をはじめ各地で碗形態に流を有する例が知られている。従って所謂片口鉢形態の源流は須恵器伝来の鉢の流にあるのではなく、むしろ平安時代末期に大碗、中碗、小碗の全てに流を有したところに發していやがて大碗を除く他は流を失なってくる一方で、流を有する大碗が機能に即して腰の深い曲線状の形態から直線的構成に移行して鉢形態を完成せしめたと考えられるのである。C窯々内から出土した中型鉢はまさしく大碗形態を思わせる。

同じくC窯の窯内から唯一一点出土した子持高台については先に触れた如く渥美・知多両半島の諸窯で発見されているが、それらがいずれも平安時代末から鎌倉時代初頭に入るとされている窯からのものであることが注目される。

渥美半島の諸例と知多半島例（管見に入るのは梶廻間古窯例のみ）では形態上顕著な差異があり、従ってその思想性は共通し、基本形状を共有しつつも細部においてそれぞれの地域で独自的形態の器を作り出したものと考えられる。当然実用の器たり得ず、從来よりも祭祀具とされて来たが実態は明らかでない。この点からは生活跡であるところの岡崎市真宮遺跡での出土状況等について詳報がまたれるところである。

以上構造、遺物について今次発掘の成果を関連資料との比較において検討したが、分布状況や自然的条件をも視野に収めつつ、本窯群の性格・あり方について簡単な考察を試みたい。

今報告を成すにあたって我々は鳴海地区古窯の再整理を行ない、先に述べた如き成果と展望を得た。しかしながら本窯群も含めて所謂山茶碗窯の分布状況については明

確な事実を指摘するに至らなかった。

大づかみにいえば初期山茶窯は我々の言う鳴海支群（NN番）中にあり、しかもその中で北西に偏するかの如くである。これは、從来より我々は山茶窯の発生が市内東山地区にありとしているので、これと矛盾しない。

ところが本窯群中で最も古い形式であるF窯の窯は鳴海丘陵の北西側に位置する初期山茶窯の一つ、島田第3号窯と比してむしろ古い形態を示している。島田第3号窯では特異な遺物が存してむしろ知多地区古窯との関連をうかがわせるので、現時点においては東山地区から本窯群に至る過程を明らかにすることはできない。

本窯群中においてはF・A窯が最も古く、このことからまず南斜面にF窯が一基開窯し、何らかの不都合のために北斜面に移り、A・B・C窯と殆ど間をおかず開窯したものと思われる。もっともF窯とA窯の開窯がほぼ同時期であっても差し支えない。

各窯間の距離、わずかに残存した灰原の状況にみる事実から推して本窯群中F・A窯を除いては2基以上が同時に焼成をしていたとは考え難く、むしろ小規模な工人集団によって一時期1基の窯が次々に築かれ、放棄されたのではないかと考えられる。

この点に対して不安材料となるのは本窯群周辺に殆ど他の山茶窯の存在がなく（4225を除く）、従ってF～C群とD・E窯との間の時間的断絶をうめる資料を欠くことである。

4225番中の1基は遺物でみる限りF～C群と同時期に操業をしており、従って別の工人集団によるか、あるいは本窯群を維持した集団と同じ大きな共同体に帰属せしめられていた集団によるものとしなければならない。4225番中の別の1基は逆にD・E窯よりも新しい時期に入るものとされているので、ここでもまた本窯群との直接の連絡が絶ち切れている。

以上の現象から本窯群を開窯・維持した工人集団はF～C群を操業・放棄した後、土、燃料を求めてか、あるいはより可能性が高いのは需要に導かれて他所への移動を余儀なくされたのではないかと考えられ、かくした場合には鳴海地区中のどの地点を当該工人集団が別の築窯場所としたかは現状で同定不能である。これはF～C群を通じて明らかに他地区と異なる独特の築窯技術の開発、ないし独自の製品開発が行なわれ

ていないので、自然的条件による差異（最大のものは治土の違い）を克服して、本窯工人集団のものになるとするような要素を抽出し得ないことがある。

従ってまた現状では本窯群はF～C群とD・E窯との間に有機的連続性を我々が見出しえない以上、それぞれ別の群として扱うべきかとも考えられるが、当該丘陵上に殆ど他窯の存在をみないままにかかる群集がある事実はD・E窯の段階が何らかの点でF～C群を「継承」していることの傍証とみることができ、あえて両者を別々の群に分つべきでないと考えるのである。

本窯群維持に伴う諸点のうち排水、採土、燃料等と、それに係わった工人集団の生活関係については全く調査をしないままであった。これは我々自身時間的制約を受けていたこともあるが、現状の当該丘陵が極めて崩壊性であって本来の状況を殆どとめないことによる。

しかし中でも採土の問題に関しては既に問題意識を明らかにしたことがあり、むしろその後これを単なる志向性に止めないで具体的調査に導く方法論の展開を怠っていたことがあげられよう。

本窯群の調査を通じて我々は古窯の分布と自然的・地理的条件との関連性について検討し、それらには有機的関連性が薄いことを知った。これに迫るために今次調査において我々はF窯とA窯の問題を深く追求しなければならなかつたが、これについては具体的調査方法をついに考え得なかつた。

しかし分布からみる限り、築窯の条件は地形・地質的なものというよりむしろ人文的な事実に支配されている如くで、従ってこのことは古代一中世の土地支配にかかわる問題として考えねばならないと理解している。

また遺構の調査にあたっては、この極めて独自性に薄い本窯群占窯に接して従来より以上に工人集団の技術体系に迫るべく、より精密な方法を開発していく必然性を感じた。我々が窯内熱分布を追求すべき資料の整備について問題意識を明らかにしたのはまさにこの一步たらんと志向したからである。

一方で本窯を維持した工人集団の共同体的規制に関わって興味ある問題を提供するものとしてC窯の床下構造（B窯も含めて）がある。この今日的・合理的観点からは驚異的ともいべき労作も、F・A窯との同一系列上で眺めた場合、単に労作という

だけに止まらない、無定形で理解し難いこの工人集団の共同体的意志の発現を感じさせられるのである。

本窯群調査にあたって我々が保持した問題意識は以上までにでき得る限り明らかにしたつもりであるが、今後の諸調査を通じてより深化をうながすと同時に、周辺領域科学の協力を得て一層の発展を期したいと思う。

注1 1975年4月、宅地造成中発見された古窯跡、現在整理中

注2 文化財叢書第61号「名古屋の造跡百選」所収 古田寛夫 1974

注3 1975年6月、本市教育委員会発掘調査、現在整理中

注4 同 上

名古屋市文化財調査報告 既刊目録

I	名古屋市千種区	東山H-101号古窯跡発掘調査報告	1973	初刊
II	名古屋市中区	古沢町遺跡発掘調査報告-弥生聚落-	1974	タ
III	名古屋市千種区	御影町古窯跡群発掘調査報告	1974	タ
IV	名古屋市熱田区	有松町並み調査報告	1975	タ
V	名古屋市熱田区	NKI-34号古窯跡発掘調査報告	1975	在庫
VI	名古屋市緑区	徳重西部土地地区面整理事業予定地内所在埋蔵文化財発掘調査報告	1976	新刊

名古屋市文化財調査報告書  
徳重西部土地地区面整理事業予定地内所在  
埋蔵文化財発掘調査報告

1976年5月31日 印刷 発行

編集名古屋市教育委員会社会教育部文化課

発行名古屋市教育委員会

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

印刷菱源印刷工業株式会社

有料配付300部 1,600円

A 252.4

